

TRAFFIC

REPORT

2017年12月

IVORY TOWERS

日本の象牙の取引と国内市場の評価

北出 智美、西野 亮子



MADE
IN
JAPAN

日本製

日本制造 일본제



TRAFFIC REPORT

TRAFFIC, the wildlife trade monitoring network, is the leading non-governmental organization working globally on trade in wild animals and plants in the context of both biodiversity conservation and sustainable development. TRAFFIC works closely with its founding organizations, IUCN and WWF.

Reproduction of material appearing in this report requires written permission from the publisher.

The designations of geographical entities in this publication, and the presentation of the material, do not imply the expression of any opinion whatsoever on the part of TRAFFIC or its supporting organizations concerning the legal status of any country, territory, or area, or of its authorities, or concerning the delimitation of its frontiers or boundaries.

The views of the authors expressed in this publication are those of the writers and do not necessarily reflect those of TRAFFIC, WWF or IUCN.

Published by TRAFFIC
Japan Office
c/o WWF Japan
Shibakoen Hanshin Bldg. 6Fl.
3-1-14 Shiba, Minato-ku, 105-0014,
Tokyo, JAPAN.

© TRAFFIC 2017. Copyright of material
Copyright of material published
in this report is vested in TRAFFIC.

ISBN no: 978-4-915613-32-6

*UK Registered Charity No. 1076722,
Registered Limited Company No. 3785518*

Suggested citation: Kitade, T. and Nishino, R.
(2017). *Ivory Towers: An assessment of Japan's
ivory trade and domestic market*. TRAFFIC.
Tokyo, JAPAN.

Front cover photograph and credit:
Display of ivory items at a shop in Tokyo's
tourist areas. A sticker promotes "made in
Japan" shown also in Chinese and Korean.
© TRAFFIC

2nd edition: revised on 21 December 2017.

本報告書は英語版『IVORY TOWERS An Assessment of Japan's Ivory Trade and Domestic Market』を翻訳したものです。

無断転載はお断り致します。
転載ご希望の際にはトラフィック・ジャパンオフィスまでご一報ください。

IVORY TOWERS

日本の象牙の取引と国内市場の評価

北出 智美、西野 亮子



タンザニアのセレンゲティ国立公園のアフリカゾウ



目次

略語一覧	iv
謝辞	iv
要旨	v
1. はじめに	1
2. 日本の国内象牙市場の規制	5
2.1. 法的規定と2017年の法改正	5
2.2. 国内管理の課題	6
3. 手法	9
3.1. 国際的な違法取引（ETISデータ）	9
3.2. 国際的な合法取引（ワシントン条約取引）	9
3.3. 国内違法取引事案	9
3.4. 実店舗の調査	10
3.4.1. 調査場所	10
3.4.2. 実店舗調査の手法	12
3.5. 骨董取引の調査	14
3.5.1. オークションハウス	14
3.5.2. インターネットオークション	15
3.5.3. 骨董買取業者	16
4. 結果	17
4.1. 国際的な違法取引	17
4.1.1. 過去のETISの記録に見られる傾向の概要（2011年まで）	17
4.1.2. 2011年から2016年の押収に関するETIS分析結果	18
4.2. ワシントン条約取引としての輸入と再輸出	21
4.3. 国内違法取引事案	24
4.4. 実店舗	26
4.4.1. 骨董市場での象牙製品の取扱量	26
4.4.2. 観光エリアと象牙専門店での象牙製品の取扱量	34
4.4.3. 象牙製品の需要	36
4.4.4. 販売者の法令遵守状況と姿勢	39

4.5. 骨董取引	43
4.5.1. オークション	43
4.5.2. 骨董買取業者	47
5. 考察	50
5.1. 国際的な違法取引と日本の国内市場	50
5.1.1. 違法輸出	50
5.1.2. 違法輸入	51
5.2. 国内市場管理の更なる課題と今後	52
5.2.1. 事業者による法令遵守レベルの低さ	52
5.2.2. 解消されないオンライン取引規制上の課題	53
5.2.3. 全形象牙の国内在庫に対する管理の欠如	53
6. 結論	55
7. 提言	57
参考文献	59
付表	62

略語一覧

CoP	締約国会議
CITES	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (ワシントン条約)
ETIS	ゾウ取引情報システム
EU	欧州連合
LCES	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
MIKE	ゾウ違法捕殺監視システム
MOE	環境省
MOF	財務省
METI	経済産業省
NIAP	国内象牙行動計画
RIE	未加工象牙等量
SC	常設委員会
UK	英国
US	米国
WWF	世界自然保護基金

謝辞

本報告書は、トラフィックネットワークとWWFジャパンの同僚をはじめとする数多くの個人の貢献により完成いたしました。何よりもまず、原稿に貴重な意見を述べてくださった若尾慶子氏、Wilson Lau氏、調査報告書が刊行されるまでの間にわたり助言と支援をくださったXu Ling氏、Yannick Kuehl氏、草稿のレビューにおいて貴重な意見をくださったTom Milliken氏、筒井隆司氏、東梅貞義氏、Zhou Fei氏、Xiao Yu氏、James Compton氏、ならびにRichard Thomas氏に心からの感謝の言葉を述べます。また、本報告書の作成にはWWFジャパンのスタッフからの多方面に及ぶサポートが不可欠でした。まず、実店舗の調査にご協力くださった渡辺友則氏、畠山るり子氏、大倉寿之氏、新井秀子氏に厚くお礼申し上げます。実店舗・オンライン調査に使用する諸ツールの準備と調整をはじめ、調査を技術面でサポートをしてくださった谷野要氏、植松周平氏などITチームの皆さまにも心からお礼を申し上げます。また、中国語と日本語、それぞれで実施したオンライン調査における俞双穎氏と成瀬唯氏による献身的なボランティア作業にも感謝の言葉を述べます。末筆ながら、実店舗の調査に不可欠な専門的なサポートをくださった元同僚のGuan Jing氏にも心より感謝の意を表します。

本調査報告書は、WWFジャパンの資金提供により作成されました。

要旨

2016年9月、10月に開催された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、ワシントン条約）」第17回締約国会議（CoP17）は、緊急を要する問題として、「密猟または違法取引に寄与している」国内の象牙市場を閉鎖するよう勧告した（CITES, 2016）。過去30年間で最悪のゾウの密猟危機に直面し、中国、香港、米国など主要な象牙市場を抱える国と地域が国内象牙取引のかかなりの部分を禁止する計画を導入して、現在は進行段階の差こそあれ、それぞれこれを進めている。一方、タイや英国などその他の国でも国内の象牙取引を大幅に削減する厳格な措置の導入や提案がなされている（Department for Environment Food and Rural Affairs, 2017; Kramer *et al.*, 2017; Krishnasamy *et al.*, 2016; TRAFFIC, 2016, 2017e）。

日本は今でも世界最大の象牙市場のひとつであり、規模が縮小傾向にあるとはいえ、国内の象牙製造産業も活発である。市場はこの数十年間で著しく衰退したものの（Kitade and Toko, 2016; Vigne and Martin, 2010）、国内には個人（または法人）が非営利目的で保有するワシントン条約適用前に取得した全形象牙の在庫が、正確な数は不明であるものの相当数あるとされている。これらは、日本がかつて世界最大の象牙輸入国であった時代の遺産ともいえる。近年、このような象牙を処分する所有者が増えてきており、毎年10tほどの全形象牙が合法的な国内取引のために新たに登録されている¹（Kitade and Toko, 2016）。

国内に大量の在庫があり、合法的とはいえ国内象牙市場が存在するにもかかわらず、CoP17に報告されたゾウ取引情報システム（Elephant Trade Information System：ETIS）の分析結果は、「日本がアフリカから現在大量に流出している違法な象牙の供給先であることを示す最近の証拠はETISデータにはない」と結論づけている。その一方で、ETISの分析では、中国への違法な輸出が続く現状や国内の違法取引、さらには長年解消されない規制の抜け穴を日本の問題として指摘している（Milliken *et al.*, 2016）。また、日本のインターネットでの象牙取引に関する最近の調査報告書によって、オンライン取引の規制が大幅に遅れていることも指摘されている（Kitade, 2017）。日本のこうした象牙市場の現状に対する懸念から、2017年11月に開催されたワシントン条約第69回常設委員会（SC69）では、一部アフリカ諸国が日本を国内象牙行動計画（NIAP）プロセスの対象にしないとしたこれまでの決定の見直しを提案した（CITES, 2017b）。結果的にSC69では本決定の見直しは行われなかったが、日本は次回常設委員会（SC70）において国内対策を報告することとなった（CITES, 2017a）。

本調査報告書では、古物・骨董市場（以下、骨董市場）と観光客向け市場の販路に重点を置いて、日本の国際的な象牙取引と国内市場の実態を詳しく評価して紹介する。これらの国内市場の現状評価は、必要かつ時宜を得たものである。その理由として、第一に、歴史的に古物業界の象牙取引に対する政府の監督体制が不十分であること、第二に、訪日外国人の数が近年急増し、2016年には過去最高の2,400万人に達したことなどを受けて、日本の観光分野が生まれ変わりつつあることが挙げられる。観光客の大部分は、象牙の需要が特に旺盛で、象牙市場の閉鎖が目前に迫る東アジアから来ている（Japan National Tourism Organization, 2017）。本調査報告書においては、日本の現在の国内取引規制と管理状況、ETISのデータベースにある押収記録やその他の押収に関する報告、ワシントン条約取引データのほか、公表されている国内違法取引の事例といった様々な情報源からの情報を統合した。これに加え、2017年5月から9月にかけて実施した、象牙の実店舗、オークションハウスおよびインターネットオークションにおける調査ならびに、個人が保有する象牙を買取る骨董業者を対象としたインタビュー調査の結果も報告する。

1 全形象牙を国内で合法的に取引（譲り渡しを含む）するには、あらかじめ環境省に登録する必要がある。

日本の国内象牙市場の規制強化の面では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、種の保存法）」の改正が2017年6月に実施され、2018年6月1日までに施行されることになっている。しかし、トラフィックの評価では改正内容は対象と効果の面で限定的である。改正法では、象牙を扱う事業者に対する規制・管理が強化される反面、全形象牙の国内在庫の全量が把握されておらず、市場における製品の合法性を担保するための強制的なメカニズムが欠如しているなど、法の重大な抜け穴が依然として残っている。環境省は2017年8月に個人が保有する全形象牙の任意の登録を促すキャンペーンに着手したが、登録の義務化と有効なトレーサビリティとマーキングのしくみ無しには、未加工象牙の日本からの違法輸出に対処できる可能性は低い。

押収記録を精査した結果からは、特に2011年以降、日本からの象牙の違法輸出が増加したことが明らかになった。2011年から2016年までに日本からの違法な輸出品として押収された象牙は、未加工象牙が1.66t、加工象牙が764kg、合計で2.42tに上り、そのほとんどが中国当局によって押収されている。対照的に、違法な輸入品としての押収量は、未加工象牙が7kg、加工象牙が36kgのみであった。この背景として、日本における押収件数の報告自体がそもそも非常に少ないことが挙げられる（2011年から2016年の6年間でわずか22件）。ETISのデータから見られる全体的な傾向として、日本から中国への違法輸出が重量ベースで違法輸出全体の95%を占める一方的な流れを示していることも明らかであった。さらに、2015年に北京森林公安支局が804.4kgの象牙の押収とともに16人を逮捕した事件など、日本からの象牙の密輸に越境犯罪組織が関与していることは今や明白である（TRAFFIC, 2015a）。日本のオンラインプラットフォームが違法輸出を目的とした加工象牙製品の買い付けに悪用されていることも判明しており、2016年には中国税関によって1件で加工象牙と彫牙が1,639点、重量にして合計101.4kgに上る押収事例が報告された。報道によると、これらの製品は日本のeコマースサイトで購入され、中国に違法に輸出されたという（Changcheng Web, 2016）。同時に、ワシントン条約事務局に報告された合法的な象牙取引の傾向をみると、EUと英国で確認されたような再輸出の増加傾向とは対照的に（Lau *et al.*, 2016）、日本からの再輸出は近年増加していない。このことから、日本からの象牙輸出が主に違法取引ルートから行われていることがうかがえる。

国内の違法取引事案を精査した結果、無登録の全形象牙の違法取引に関する深刻な問題が浮き彫りとなった。直近の2017年6月、8月の2つの事案から、古物や骨董を扱う大手事業者が、個人が保有する未登録の全形象牙を大量に買取っていたことが明らかになり、この2件に関与したとされる容疑者は合計で39名、押収された全形象牙は合計27本に上った（TRAFFIC, 2017b; WWF Japan, 2017b）。この2つの事件から、規制と法執行の有効性にギャップがあることが鮮明になった。ひとつは、こうした違反が、2013年により厳しい罰則が導入されたにもかかわらず引き続き発生していることであるが（TRAFFIC, 2013）、この2件に関与したのが種の保存法に従って象牙の取り扱いを経済産業省に「届出」していた事業者であったという事実は、事業者による法の不遵守の横行の実態と違法取引に対する法執行上の課題を突き付けるものであった。さらに、この2017年に起きた違法事例2件はいずれも最終的に不起訴となり、その後、国際的な違法取引との関連を明らかにする背景捜査も行われていない（WWF Japan, 2017b）。

日本における象牙製品の取扱量等を把握するため、東京、大阪、京都の3都市で、骨董市場と観光エリアの販路を対象に実店舗の調査を実施した。この調査で最も取扱量の多かった製品カテゴリーは、象牙の根付、彫刻と調度品、装身具であった。今回の調査で直面した最大の問題は、象牙製品の出所と合法性の判別をほぼ不可能とする国内規制の抜け穴であった。現行の規制の下で合法性の証明が唯一必要な全形象牙は、確認された象牙製品全体（約5,000点）の1%に満たない上、これらの全形象牙の68%で、法律で義務付けられている登録票が伴わない違法な陳列がなされていた。さらに、東京の主要な観光エリアの2つの店では、これまで日本の国内市場では見られなかった海外の象牙市場で人気の高い新しいデザインの象牙製品の出現が認められた。2店舗の販売員はいずれも中国系の女性で、象牙の新しい製品は日本国内で製造され、外国人が好んで購入すること

を認めた。このような動向から、犯罪組織が外国人客による違法輸出をあらかじめターゲットとする象牙製品を生産、販売して利益を得るという新たな構図が浮かび上がってくる。こうした現象は時を同じくして、ラオス人民民主共和国、ベトナム、ジンバブエなどの諸国でも確認されている(Liu, 2015; Vigne and Martin, 2017; T. Kitade *pers. obs.* July 2015)。

象牙製品の販売者を対象に、覆面（見込み客を装った）インタビュー調査を行った結果、骨董市場と観光客向け市場の両方で、近年、プロのディーラーやエージェントを含む、外国人による象牙製品の買い付けが横行していることが明らかになった。多くの販売者が（彼らの見解では）中国における象牙取引に対する当局の締め付けにより、2017年前半にかけて外国人の象牙の需要が幾分減退したと言っていたが、市場調査を行っている間も外国人による購入現場が確認された。インタビュー調査を行った販売者のうち、ワシントン条約に違反する行為であると認識しながらも小さな象牙製品であれば手荷物の中に隠すことができることをほめかす、あるいは、許可が必要であることに触れないなど、象牙を海外に持ち出すことは問題ないとして違法な輸出につながる購入を促す者が73%にも上った。さらに、多くの販売者は、日本の象牙取引に対する規制と法執行が他国と比べて全般的に緩いと強調した。一方、現行法では事業者の届出番号等の掲示が義務化されていないため、各事業者の市場における法令遵守状況を評価することはできなかった²。

一般にも公開されているオークションハウスとインターネットオークションの調査では、活発な象牙製品の取引が見られ、調査期間中に販売された全形象牙は100本近くに上った。最も特筆すべき結果は、大手オークションハウスのひとつを通じて取引された全形象牙が最近まで中国に向けた密輸ルートから違法に輸出されていたことが示唆された点で、これはオークションのスタッフを対象とした覆面インタビュー調査で明らかになった。また、登録票または番号を適切に掲示しない全形象牙の違法な広告は、オークションハウスでもよく見られたほか、eコマース事業者がモニタリングを定期的に行うことになっているはずの主要なインターネットオークションサイトでもある程度確認された。インターネットオークションサイトの象牙取引は、（一般に公開された）主要なオークションハウスを合わせたよりも規模が大きいと推定された。オークションハウスを対象としたインタビュー調査から、骨董を扱う事業者間の非公開オークションにおいても象牙が取引されることが示唆されたが、今回はこの点についての調査を行っていない。

最後に、全国の骨董買取業者50社を調べた結果、76%が個人の保有する全形象牙と加工象牙製品を買い取る意向を示し、うち50%が象牙の取引に法的な手続きは必要ないと述べた。なお、現在施行されている法律では、いかなる全形象牙も環境省に登録しなければ非営利目的の贈り物を含めて取引することができない。多くが単に認識を欠いていた印象であったが、少なくとも3事業者は、法律で義務づけられた手続きを故意に回避するつもりだと認めた。これら事業者のうち、その時点で経済産業省に届け出ずに営業をしている事業者がどの程度あるかを確かめることはできなかったが、事業者全体の意識レベルから、それがかなりの割合に上る可能性があることがうかがえる。さらに、インタビュー調査から、買い付けられた象牙がその後日本の骨董コレクターや象牙製造業者に販売される可能性が高いことがわかった。しかし、買い付けられた象牙がアジアの海外市場に販売されることを少なくとも3事業者が示唆したほか、別の2事業者も、つい最近まで象牙を中国に売っていたことを認めた。ただし、これら事業者が違法取引にどのように関与していたのか、詳細をインタビュー調査から明らかにすることはできなかった。

総括すると、日本の象牙市場では、骨董市場と観光客向け市場から、またオークションハウスとインターネットオークションを通して、象牙製品が違法に輸出されている実態が明らかになった。このような取引活動の一部に、特に中国に向けて違法輸出を行う高度に組織化された越境犯罪ネットワークが関与していることは、これまでの中国における大規模押収に際して明らかにされた事実

2 届出事業者の事業者番号の掲示は、改正種の保存法の制定で、2018年6月1日までに義務化される。

をはじめ、今回日本の様々な市場で集められた証拠からも明らかである。日本の国内市場では、規制が緩く、違法取引が発生しており、象牙製品を販売する事業者の多くが法令を十分に遵守せず違法輸出につながると知って購入を促すなど道徳に反した姿勢を示している。これらの要素が違法な輸出が続く現状を招いていることに疑いの余地はない。さらに、野生生物の違法取引、特に象牙の違法取引の撲滅に向けた国際的な取り組みに対する日本政府の認識とコミットメントの欠如が、この問題をさらに深刻化させている。日本でこのような事態が続くことを許したならば、他のアジア諸国が進める国内象牙市場の閉鎖をはじめ国際社会の取り組みに悪影響を及ぼすことになる。日本政府は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年までに外国人観光客を4,000万人誘致することを目指しており（Government of Japan Cabinet Office, 2016）、訪日外国人の数が今後も増え続けることは確実である。つまり、ハンコなどの象牙製品を対象とする日本の国内需要が引き続き減少を続ける中であっても、この脅威は解消されない。

結論として、大幅に規制を欠く日本の国内象牙市場の現状は、ワシントン条約決議10.10（CoP17で改正）第3パラグラフで閉鎖を勧告される合法的な国内象牙市場の2つの条件のうち1つを満たすといえる。つまり、日本の市場が「密猟」に直接的に寄与していることを示唆する証拠はほとんどない一方で、「違法取引」に寄与していることはあらゆるデータから示されている。したがって、トラフィックは次の2段階の提言を行う：第一に、後で示す緊急対策を講じて、象牙の違法輸出と違法あるいは無規制に行われる国内取引を阻止すること。第二に、ワシントン条約決議10.10（CoP17で改正）第3・第4パラグラフに明記される「密猟または違法取引に寄与しない」狭い例外の範囲を規定しながら、日本における国内取引停止に向けて必要な法律、規制、法執行上の手段の検討を開始すること。第二のプロセスは、つまるところ、厳しい規制システムを確立することであり、国内の在庫と狭い例外の下で制限された合法的な取引を包括的かつ法的強制力のあるメカニズムで効果的に管理することを意味する。日本において、狭い例外を規定しつつ国内取引を停止していくためには、様々なステークホルダーや一般市民に波及する社会面、経済面、文化面の複雑な影響を解決するプロセスとともに、精緻な法的枠組みと規制面の改革が必要となる。日本はこれまでのところ、ワシントン条約のNIAPプロセスには含まれていないが、本報告書の調査結果に基づき、トラフィックは日本もNIAPプロセスのもとこれらの措置を講じるべきであると考えている。決議10.10（CoP17で改正）から伝わる切迫感を踏まえ、日本政府は優先課題として象牙取引問題への対処に一丸となって取り組む必要がある。

日本における違法取引を阻止するための緊急対策

1. 日本からの象牙の違法輸出を阻止するために
 - a. 財務省は（税関を通して）、輸送・物流セクターとの協力のもと、象牙の需要が高いことが十分に裏づけられている中国などアジア諸国／地域に向けて出国する旅行者等を対象とした水際取り締まりの警戒を強めること。税関は、中国税関当局との調整、連携を強化し、出入国地点の特定、対象の絞り込みとプロファイリング、および国境を越えた象牙取引犯罪に関与する者が悪用する可能性のある手段等の分析を含む、効果的・法的執行のための二国間戦略を策定すること
 - b. 環境省と経済産業省、観光業界、象牙を販売するプラットフォームを提供する事業者は連携して、空港、骨董市場、観光エリア、百貨店等で外国人客による象牙の違法輸出防止に有効な注意喚起を実施すること（例：「象牙の国外持ち出しは違法」と表示した標識の義務化など）
 - c. 経済産業省、地方自治体、業界団体などの関連組織は、古物業界および観光業界を中心に、象牙を扱う事業者に対する監視を強化し（例えば、内部規則や一般市民・同業者の通報制度を通してなど）、これら事業者による、違法輸出につながる象牙製品の外国人客への販売を防止すること

- d. 経済産業省は、日本全国の非常設の骨董フェアや蚤の市の主催者への周知を通して、象牙取引に対する規制の遵守を徹底し、違法な営業が確認された事業者には行政処分などの罰則を科すこと
2. 違法もしくは無規制に行われる取引を排除するために
- a. 環境省および経済産業省は、警察と連携し、違法取引が発生する可能性の高いオークションや骨董市場などを対象に、全形象牙の違法取引および違法な事業者の一斉取り締まりを全国で実施し、違反者を厳格に処罰すること
 - b. 環境省は、全形象牙の登録データベースを監査し、すべての登録牙と所有者情報の変更を含む取引記録の整合性を確認し、疑義のあるものについては、違法取引または違法輸出の可能性も考慮した厳格な背景調査を実施すること
 - c. 環境省、経産省、およびeコマース企業は、インターネット上でのすべての象牙取引を禁止するための措置を導入すること
 - d. 財務省は（税関を通して）、象牙の違法輸出入防止のための効果的な監視体制を構築すべく、現状の監視体制を検証し、改善に向けた断然たる措置をとること

密猟または違法取引に寄与しない狭い例外を除く国内取引の停止

- 3. 日本政府は、国内取引停止に必要なあらゆる法律、規制、および法執行手段とともに、ワシントン条約決議10.10（CoP17で改正）に明記される「密猟または違法取引に寄与しない狭い例外」の検討を開始すること。プロセスを円滑化するために、下記の点を考慮すること
 - a. 野生生物の違法取引撲滅に向けたハイレベル政策を策定し、関係省庁・機関における本課題の優先度の引き上げと連携を促進すること
 - b. 現在すでに違法輸出に寄与する取引形態で厳格な管理が困難とされるものについては、直ちにそれを停止すること
 - c. 環境省と経済産業省は、「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」などを通して、国内の様々なステークホルダーを交え、文化的価値や代替材の有無などの要素を考慮した上で容認できる「狭い例外」の検討を開始すること
 - d. いかなる狭い例外も密猟または違法取引に寄与してはならないことから、ワシントン条約決議10.10（CoP17で改正）で認められる狭い例外の取引を管理するための包括的かつ執行力のある規制措置を確立すること
 - e. 狭い例外を除く国内取引の停止に必要な規制措置は、2019年のワシントン条約第18回締約国会議までに計画が策定され、その実施については2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを目標とすること
- 4. 上記の措置が実施されるまで、違法もしくは無規制に行われる国内取引を排除し、全形象牙の国内在庫の流出を防止するため、経済産業省と環境省は、下記の規制面、執行面の措置を講じること
 - a. 2018年の改正種の保存法の施行により届出事業者の管理が登録制度に移行するにあたり、経済産業省は、古物・骨董業者を中心に厳格な審査を実施すること
 - i. 過去の取引記録に疑義のある事業者の登録を不可とすること
 - ii. これまでに無登録の全形象牙の違法取引、もしくは届出事業者の遵守義務違反の疑いをもたれた事業者については、その取引記録を精査し、違法輸出または違法輸入とのつながりに関する疑いがないことを確認すること
 - b. 環境省は、法的措置をもって

- i. 国内にあるすべての個人・法人所有の全形象牙の義務登録を、一定期間内（例：1年間）に完了し、それ以降の新規登録を認めないこと
- ii. 登録牙のトレーサビリティとマーキングのメカニズムを確立し、それらの取引については、義務登録の完了後の一定期間内に限り、あらかじめ指定された場所と事業者による取引のみとすること

ワシントン条約決議10.10（改正CoP17で改正）から抜粋

※トラフィックによる仮訳

ゾウの標本の取引について

3. すべての締約国および非締約国に対し、管轄域内において、密猟または違法取引に寄与する合法的な象牙市場がある場合、緊急を要する問題として、必要なあらゆる法律、規制および法執行手段を用い、商業目的の未加工および加工象牙の取引を行う国内市場を閉鎖するよう勧告し、
4. 品目によっては本閉鎖の狭い例外として認可される可能性があるが、いかなる例外も密猟または違法取引に寄与してはならないことを認識し、
5. 密猟または違法取引に関与している合法的な象牙市場が管轄域内にあり、商業目的の象牙の取引を行う国内市場を閉鎖していない締約国に対し、緊急を要する問題として、上記の勧告を実施することを促し、
6. さらに、管轄域内に象牙彫刻業界、象牙の合法的国内取引、無規制市場、違法取引、在庫のいずれかが存在する締約国および象牙輸入国と特定された締約国に対し、包括的な国内の法律、規制、執行、その他の措置を確実に整備して、下記の事項を行うことを促す。
 - a) 未加工および加工象牙の国内取引を規制すること
 - b) 未加工または加工象牙を取引するすべての輸入業者、輸出業者、製造業者、卸売業者、小売業者を登録または許可すること
 - c) 管理当局、その他の該当する政府機関が、その国の象牙の流れを特に次のような手段により監視できるようにするための記録および検査手続きを導入する。
 - i) 未加工象牙の取引に対する義務的規制
 - ii) 加工象牙に関する包括的かつ明らかに有効な在庫目録、報告、執行のシステム
 - d) 需給削減、象牙の売買に関する既存または新規の規制への注意喚起、違法捕殺や違法取引がゾウの個体数に与える影響を含めた、ゾウ保全の課題に関する情報の提供や、象牙の輸出に許可書が必要なことと、居住地国への象牙の輸入にも許可書が必要となる可能性があり、また、その輸入そのものが認められていない恐れもあることを特に小売販路で観光客などの外国人に伝えることを含めた、啓発キャンペーンを実施する。
 - e) 政府が保有する象牙の在庫と、可能であれば、管轄域内で個人が保有する象牙の大量の在庫の目録を維持管理し、「ゾウ違法捕殺監視システム（Monitoring the Illegal Killing of Elephants – MIKE）」と「ゾウ取引情報システム（Elephant Trade Information System – ETIS）」の2つのシステムがこの情報を使って分析を行うことができるようにすることを主な目的として、毎年2月28日までにその在庫レベルを事務局に報告して、象牙の種類（未加工または加工象牙）別に、その数と重量のほか、該当する象牙については、表示があれば、本決議の条項に従ったその表示内容、その象牙の出所、前年と比べて在庫に著しい変化がある場合には、その理由を明らかにする。

1. はじめに

ゾウの密猟と世界的な象牙の違法取引の急増を背景に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、ワシントン条約）」第17回締約国会議（CoP17）は2016年10月に、ゾウの標本の取引について、『すべての締約国および非締約国に対し、管轄域内において、密猟または違法取引に寄与している合法的な象牙市場がある場合、緊急を要する問題として、必要なあらゆる法律、規制および法執行手段を用いて、商業目的の未加工象牙および加工象牙の取引を行う国内市場を閉鎖する』よう勧告する決議10.10（CoP17で改正）改正案を採択した（CITES, 2016）。この新たな決定は、40年間に及ぶワシントン条約での象牙取引の管理を通じたゾウの保全活動の歴史の中でも重要な出来事といえる。

世界の主要な象牙の国内市場を擁する中国³と米国は、「象牙の国内商業取引を停止させる」という共同公約を正式に発表し、この実行に着手している（TRAFFIC, 2015b）。中国は、2017年12月末までに認可を受けている象牙の工場と小売店をすべて閉鎖する作業を完了させる予定だが、残存する象牙の商業在庫に対する措置や非営利目的の象牙彫刻の許可などの問題に関する政策はまだ発表していない（State Council Office, 2016; State Forestry Agency, 2017）。米国は2016年7月に、特定のアンティーク、僅少品、州内取引と、限られた製品カテゴリーの輸出入を対象とした限定的な適用除外しか認めない、アフリカゾウ *Loxodonta africana* の象牙の輸出入と国内取引に関する一連の規制を導入した（Kramer *et al.*, 2017）。また、香港⁴も2016年1月に今後5年以内に地域内の象牙取引を段階的に禁止する案を提案したが、法的プロセスがまだ完了しておらず、その後の具体的措置の詳細はまだ明らかになっていない（TRAFFIC, 2017e）。欧州委員会も2017年7月に未加工の象牙の再輸出を停止するガイダンスを公布したほか（TRAFFIC, 2017a）、英国政府もアンティーク象牙製品の国内取引の禁止を検討している（Department for Environment Food and Rural Affairs, 2017）。

ワシントン条約CoP17に報告されたゾウ取引情報システム（Elephant Trade Information System : ETIS）の最新の分析結果で示されたように、中国と香港が世界的な違法象牙取引の「最重要国・地域（primary concern）」であることを踏まえると（Milliken *et al.*, 2016）、中国や香港で計画されている象牙取引問題に対処する措置が効果的に実施されることが、象牙の違法取引の停止には不可欠であると考えられる。一方、米国やEUなど、それ以外の諸国が講じる措置は、世界的な象牙の違法取引の幅広い取り締まりを強化し、国内象牙市場を利用した違法象牙のロンダリングを防ぐことを目的としている（Lau *et al.*, 2016; TRAFFIC, 2017a）。何より、このような各国での規制の厳格化の動きは、過去10年間おさまることのない象牙目的の密猟によるアフリカゾウの危機的状況に鑑み、多くの政府が象牙の違法取引の根絶に向けた取り組みを強化させていることの表れにほかならない。

このような世界的状況のなかで日本は独自の姿勢をとっている。日本は、CoP17に提出されたETISの最新の分析結果で「重要監視国（importance to watch）」に指定されたが、国内市場がかなりの規模を持ち、象牙製造業が活発であるにもかかわらず、2007年前後以降、違法取引やゾウの密猟の主たる要因とはみなされていない（Milliken *et al.*, 2016）。重視すべきは、日本政府が持続可能な利用の継続という立場から、国内象牙市場の存続を強く後押ししている点である（Public-Private Council for the Promotion of Appropriate Ivory Trade Measures, 2016）。決議10.10（CoP17で改正）の国内象牙市場の閉鎖に関する勧告に対し、日本政府は、日本のようにすでに「厳格に管理されている国内市場」は対象にあたらないと公式に評価している（Ministry of Foreign Affairs of Japan, 2016）。

3 本報告書では、中華人民共和国を以下「中国」という。

4 本報告書では、中華人民共和国香港特別行政区を以下「香港」という。

日本は、1970年代から1980年代かけて起きたかつての密猟危機の重要な要因であったことが知られている。この危機でアフリカゾウの個体数がアフリカ全土で激減し、1989年には、同種がワシントン条約附属書Ⅰに掲載されるという歴史的な出来事に至った。当時最大の象牙輸入国であった日本は、無条件でこの決定を受け入れ、その後の数十年間で国内産業と主流の消費者層の需要は劇的に縮小した (Kitade and Toko, 2016)。その後、日本の象牙関連産業は、ワシントン条約で認められたワンオフ・セール（一回限りの取引）に1999年と2008年の2回参加し、合計で90t弱の象牙を日本に輸入している。税関の記録から概算すると、1951年から1989年にかけて日本に輸入された未加工象牙は6,000t余りに上る。このため、正確な数は不明であるものの、かつて数多くの日本の家庭や企業に飾られ、人気のあった磨牙と彫牙を含む相当数の象牙が個人および法人保有のもと全国に散在する状況になっている (Kitade and Toko, 2016)。このようなワシントン条約適用前に取得された全形象牙の国内取引は、今日も引き続き大量に行われており、毎年1,000本（約10tに相当）を優に超える全形象牙が合法取引のため新たに登録されている⁵。現在、これらの多くが国内の象牙製造産業の重要な調達元となっている (Kitade and Toko, 2016)。

このように現在も活発な国内取引と大量の国内在庫は、日本の象牙市場の注意深いモニタリングが未だに不可欠であることを示している。日本は他の東アジアの象牙市場と歴史的、地理的に密接な関係にあり、特に中国本土と香港で間もなく象牙市場が閉鎖されることを考慮すると、日本で起きる恐れのある象牙の流出を阻止し、かつ、日本の合法市場へのロンダリングを防ぐための規制管理措置が重要となる。日本の国内市場の効果的な規制の必要性をさらに高めているのが、訪日外国人の増加である。日本を訪れた外国人は2016年に2,400万人を超え、過去最高を記録したが、東アジア系の旅行者がその大多数を占める (Japan National Tourism Organization, 2017)。日本政府は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年までに外国人観光客数を4,000万人に増やすことを目指している (Government of Japan Cabinet Office, 2016)。日本には、このように形を変えながらも、根強い象牙需要があることから、国内市場の実態把握と違法取引防止の観点からの現行規制の有効性の見極めが欠かせない。

実際のところ、日本の現行規制が抱える問題と不十分な法執行状況が、象牙の違法取引を可能にしている恐れがあることを示唆する証拠が相次いでいる。ワシントン条約CoP17に提出された最新のETIS報告では、大量の象牙が日本から中国に違法輸出されているとの指摘がなされている。同報告では、日本の規制の抜け穴が違法取引を容易にしている可能性について警鐘を鳴らした上で、「様々な正当な理由から、締約国は今後、日本を国内象牙行動計画 (NIAP) プロセスの対象にすることを検討してもよいだろう」と結論づけている (Milliken *et al.*, 2016)。さらに、日本における象牙のオンライン取引に関する最新の調査によると、日本の主要なeコマースサイトで、象牙製品の取引が活発に行われているほか、個人が海外から違法に持ち込んだ象牙製品の販売も確認されている (Kitade, 2017)。その他、国内取引の最新動向としては、日本の警察が先ごろ、骨董業者が関与する大量の無登録の全形象牙の取引を相次いで摘発している (TRAFFIC, 2017b; WWF Japan, 2017b)。また、驚くべきことに、これらの事例は、起訴はもちろん違法な輸出入との関連の有無を確認する追加捜査にもつながっていない (Milliken and Kitade, 2017)。こうした日本の国内市場の現状に対する懸念から、一部のアフリカ諸国は、2017年11月に開催されたワシントン条約第69回常設委員会 (SC69) で、日本を国内象牙行動計画 (NIAP) プロセスの対象に含めないとしたこれまでの決定の見直しを提案した (CITES, 2017b)。結果的に、SC69で見直しは行われなかったものの、日本には2018年に開催される次回常設委員会SC70に国内対策を報告することが求められた (CITES, 2017a)。

5 全形象牙は、環境省に登録しなければ、合法的に取引をしたり、贈ったりすることができない。

近年、世界では、ゾウの密猟危機に対する関心が高まり、ワシントン条約をはじめ様々な国際的な場においても野生生物犯罪の深刻さが認識⁶され、それに基づき形成される合意や取り組みが増加している。一方で、日本政府の立場はこうした新たな国際的コンセンサスと相いれないように思われる。日本の政治的リーダーシップにおいて、野生生物の違法取引撲滅に向けた実質的コミットメントは未だなく、国内象牙市場における違法取引や無規制に行われる取引の問題に対する日本政府の認識と対応は遅れている。ワシントン条約CoP17での議論の後、国内象牙取引の管理を規制する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、種の保存法）」が2017年5月、予定通り改正された。この改正法では、象牙を扱う事業者に対する既存の規制の一部が強化された反面、問題の大きな規制の抜け穴は手つかずのまま残っていることから（TRAFFIC, 2017c）、政府による象牙の国内市場の健全化に対するコミットメントは最小限であったように見受けられる。

密猟または違法取引に寄与している国内象牙市場の閉鎖を勧告するワシントン条約決議10.10（CoP17で改正）に鑑みると、日本の国内象牙市場を綿密に調べることが急務となる。また、決議の勧告の履行を越えて、日本で象牙の違法取引への対処が効果的な措置をもって実行されることは、2つの実質的な面でも重要である。まず、中国で象牙の国内市場閉鎖を実施する措置が講じられるにあたり、日本を含む東アジアの違法取引の一因となっている諸国が、違法取引を効果的に防止するための相応な措置をとることが極めて重要となる。次に、こうして世界最大規模の市場の一部で大きな変化が生じ始め、象牙取引の新たな力学が作用してゆく中で、活発かつ管理が不十分な日本市場は今後新たな重要性を持つことになる。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とそれ以降に向けて訪日外国人の急増が予想されることを踏まえると、これは、特に大きな懸念事項といえる。象牙の国内需要が低下しても、日本における対策の欠如により、国際的な象牙の違法取引の維持を可能にしかねない。

したがって本調査報告書では、日本の国際的な象牙取引と国内市場の現状を評価して、象牙の違法輸出を中心とした、喫緊の問題に光を当てることを目指した。本報告書ではさらに、既存の規制と改正種の保存法により今後導入される新規の規制を評価し、国内市場における法執行の実態を様々な視点から解説することで、国内での象牙取引の効果的な管理を妨げる体系的問題を明らかにしている。こうした分析結果は、緊急に必要とされる対策はもちろんであるが、ワシントン条約決議10.10（CoP17で改正）の勧告を日本が遵守するために、法律、規制、執行面でどの程度の改善が必要かを見極める上で役に立つものである。

国内象牙市場を調べるにあたっては、政府による監督が最も不足していると考えられる分野に重点を置き、まず骨董市場、次に観光エリアの販売者に着目した。日本の象牙市場の評価ではこれまで、象牙製造産業、小売市場、印章（以下、ハンコ）（Kitade and Toko, 2016; Vigne and Martin, 2010）などの主流製品の消費需要や、主要なeコマースサイトでのオンライン取引の調査が中心であった（Kitade, 2017; Matsumoto, 2015）。そのため本調査報告書では、日本の骨董市場と観光エリアにおける象牙取引の初回評価結果を紹介する。また、ETISの押収データ、ワシントン条約の取引データ、国内違法取引の事案を引用して、日本の国内象牙市場を取り巻く実態と問題にも多面的に光を当てる。

本報告書は、世界の主要な象牙市場での対策を求める国際的な圧力が高まり、また、日本で国内象牙取引の新たな規制が間もなく施行される絶妙のタイミングで発表される。そのため、日本の国内象牙市場を今後評価し、また調査するにあたっての基準値として本報告書が役立つことが期待される。今後の比較ポイントとしては、1) 世界の主要な象牙市場の変化から予想される、象牙の違法取引の力学の変化が日本に与える影響、および2) 2018年に施行される改正種の保存法の執行

6 国連総会決議A/RES/69/314、野生生物の違法取引に関するロンドン会議（2014年）、カサネ会議（2015年）、ハノイ会議（2016年）

状況をはじめ、日本における象牙の違法取引の効果的な防止に今後必要となるより広範なその他の規制改革の有効性が評価されるのが望ましい。このようなフォローアップ分析は、日本の進捗状況の評価にあたり有益かつ重要であると思われる。



©Martin Harvey / WWF

2. 日本の国内象牙市場の規制

2.1. 法的規定と2017年の法改正

日本の国内象牙取引と象牙関連産業は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、種の保存法）」で規制されている。種の保存法による規定（2017年時点ではまだ適用されている）と、それによる象牙の国内管理の課題については、トラフィックがこれまでも詳細に評価している（Kitade and Toko, 2016）。その後、2017年5月に種の保存法が改正され⁷、日本の象牙関連事業者を管理する規制が強化された。この改正法は、2018年（改正法の記載によれば、おそくとも2018年6月1日まで）に施行される。本章では、現行の種の保存法による規定と2017年の改正にともなう変更点について簡単に紹介するとともに、Kitade and Toko（2016）に概略される国内管理の課題の現状をアップデートする。

種の保存法の国内象牙取引に関する規制は、次の2つの義務的要素、すなわち、1) 全形象牙の取引を対象とした登録制度、および2) 全形象牙以外の象牙製品を製造、取引または小売販売する全事業者を対象とした義務的規定で構成される（図1）。2017年の改正では、象牙関連事業者の管理に関する2つ目の義務的規定が強化された。これらのほかに、種の保存法では、政府により合法性が認定された製品を消費者が選択することを奨励するという考え方に基づいた任意の製品認定制度がある。

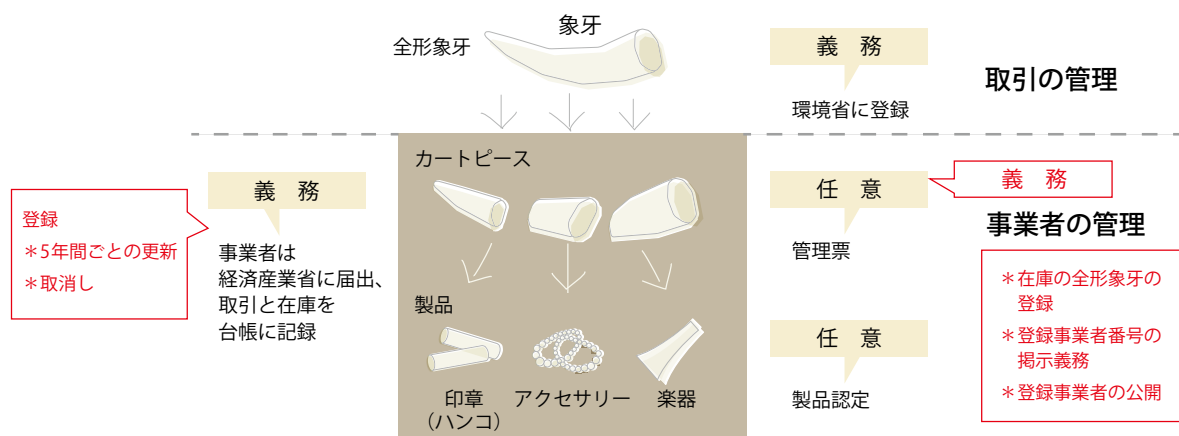


図1. 日本の現行の国内象牙取引規制と2017年の改正による変更点（赤字で記載）を整理した図

現在施行されている種の保存法の規定の下では、全形象牙を除く象牙のカットピース、加工品、および象牙製品を扱う全事業者は、事業を開始する前に経済産業省に「届出」をすることが義務づけられている。届出をした事業者は、届出事業者番号とその番号が表示された届出ステッカーを受け取る（この届出ステッカーの掲示は、経済産業省から指示されているが、現行法では義務ではない）。届出事業者は、すべての取引と、それにともなう在庫残量を記録し、その記録を経済産業省か、各地方経済産業局に定期的に提出するほか、立入検査を受け入れることが義務づけられている（図1）。事業者はさらに、象牙を取引するにあたり、売主または買主に象牙の合法性を確認する義務も負う。このほかに、任意の制度で、製造業者は、所定の「管理票」を用いてカットピースを管理し、原料となった牙からの材料のトレーサビリティを担保することもできる。環境省と経済産業省は、製造業者からの任意の申請にもとづき、対象製品が合法的な在庫（すなわち、登録された全形象牙か管理票により管理されたカットピース）から製造されたことを確認すれば、個々の製品に対し標章（認定シール）を発行するという任意の製品認定制度を設けている（図1）。

7 同改正法は、2017年6月2日に公布され、2018年6月1日までに施行される。

2017年の法改正では、「届出」制度が「登録」制度に格上げされた。この制度による登録は、5年ごとの更新制であることに加え、違反があった場合の登録取り消しが新たに課せられることから、象牙関連事業者に対する管理が強化されることになる(図1)。登録事業者に新たに課せられる義務としては、このほか保有するすべての全形象牙の登録、象牙製品の販売時や広告時の事業者登録番号の掲示などが挙げられ、所定の管理票によるカットピースの管理も義務化される。さらに、登録事業者のリストも政府により公開される。種の保存法の登録に関する規定に違反した場合に科せられる罰則も、これまでの最大50万円の罰金から、個人の場合は最大5年の懲役もしくは500万円の罰金または併科、法人の場合は最大1億円の罰金に引き上げられる。

2017年の改正では、個々の象牙製品の規制には変更が加えられていない。すなわち、ワシントン条約附属書I掲載種の国内取引を禁止する種の保存法の措置は今後も、象牙については全形象牙のみが対象となる(図1)。一方、ワシントン条約で取引が禁止される前に輸入された全形象牙については、国内取引禁止の例外とされている。ただし、これには、各牙が過去に合法的に輸入されたことを証明して環境省に登録を行ったうえで、環境省から発行された登録票とともに取引することが条件となっている。取引を目的に全形象牙の広告を行う際には、登録票か登録記号番号の掲示も義務づけられる(これらの規定は、全形象牙を無償で譲り渡すときにも適用される)。その他の未加工象牙(例えば、カットピース)と加工象牙、製品は、種の保存法による国内取引禁止の対象から除外され、合法性を証明する必要がなく、誰でも取引できる。前述のように、種の保存法は製品レベルの合法性確認を事業者に委ねており、製品認定制度も依然として任意のままである。衆参両院で採択された種の保存法改正の附帯決議では、国内象牙取引管理の継続的な改善の必要性が強調されている(Anon., 2017a, b)。

種の保存法による取引禁止規定に違反した場合の罰則は、2013年に行われた前回の種の保存法改正で、法人の場合は、最大1億円の罰金、個人の場合は最大5年の懲役もしくは500万円の罰金または併科に引き上げられた(TRAFFIC, 2013)。広告の禁止違反については、法人で最大2,000万円の罰金、個人は最高1年の懲役もしくは100万円の罰金となった。2017年の改正でもこれらは変わっていない。

2.2. 国内管理の課題

日本の国内象牙市場管理の現状を以前評価した際にトラフィックが指摘した課題は、1) 事業者の管理ができていないこと、2) 全形象牙の国内在庫が不明であること、そして3) 市場において製品の合法性を担保する強制的なメカニズムが欠如していることの3つに大きく分けられる(Kitade and Toko, 2016)。2017年の種の保存法の改正にともなう最近の動向に照らしてこれらの課題の現状を再評価すると、政府は1)と2)への対処を開始するための(その程度にばらつきはあるものの)対策を講じている一方で、3)の状況には変化がないと要約できる。

まず、1)の象牙関連事業者の管理については、2018年前半から改正種の保存法の施行により強化されるが、新登録制度では、既存の事業者の多くが審査を受けず、自動的に登録されることによりささか懸念がある。これに加え、全国で象牙を取り扱う事業者の数が非常に多い点も、改正法遵守の徹底を困難にするのは間違いない。現在、届出事業者は13,000を超えるが、そのうちの一定数はすでに廃業していると考えられ、登録事業者リストから削除されることになっている(Public-Private Council for the Promotion of Appropriate Ivory Trade Measures, 2017)。その一方で、オンライン取引に関する最近の調査結果からは、オンラインサイトにおいて営利目的で象牙を販売する匿名の事業者や個人の管理がさらに困難をとまなうものであることが示されている(Kitade, 2017)。

次に、2) 全形象牙の国内在庫が不明であることについては、未加工象牙を過去に大量に輸入していた過去を持つ日本固有の問題である。日本の税関の記録をみると、1951年から1989年にかけて輸入された未加工象牙は6,000tを超え (Kitade and Toko, 2016)、環境省によると、1995年に制度が開始されてから登録された全形象牙の総重量は2016年末時点で321tとなっている (Public-Private Council for the Promotion of Appropriate Ivory Trade Measures, 2017)。つまり、製造産業が加工する数量を差し引いて考えたとしても相当量の象牙を個人 (または法人) がいまだに保有していることを示している。こうした象牙が現在も年間約1,000本、重量にして10t強が毎年登録されている (Kitade and Toko, 2016)。全形象牙が海外に違法に流出している最近の状況から、トラフィックは、全国で個人 (または法人) が所有する象牙の義務登録を提言してきた。タイでは2015年にこのような制度を導入して、およそ3カ月のうちに220tを超える象牙を登録させることに成功している (TRAFFIC, 2015c)。



図2. 環境省が配布した全形象牙の登録を促すキャンペーンのパンフレット (2017年8月30日にキャンペーン開始)。

2017年の種の保存法の改正では、全形象牙の国内在庫が不明であるという問題是对処されなかった。その代わりに、環境省は2017年8月から、個人が保有する全形象牙の登録を促すキャンペーンを開始した (図2)。キャンペーンの資料には、早期の任意登録を促す理由として2019年夏からの登録要件の厳格化が明記されている。この点については、規制の深刻な抜け穴のひとつとして近年問題視されてきた全形象牙の登録における合法性証明の要件の緩さに対処する環境省の方針が伺える (Section 4.3)。このような対応は、今後起きる恐れのある違法に輸入された牙のロンダリングの防止で極めて重要になると思われるが、キャンペーンそのものは任意の登録を促すだけに過ぎず、全国的に登録を義務化するとともに確かなトレーサビリティとマーキングの制度を確立しなければ、国内在庫が不明であるという問題は今後も解消されない。これは、日本の国内象牙管理の主要な欠陥であり、近年の大量の未加工象牙の違法輸出を防ぐことができない原因のひとつとなっている (Section 4.1)。

最後に、3) 市場において象牙製品の合法性を担保する強制的なメカニズムが欠如していることについては、2017年の改正でも検討されておらず、違法な輸出入を許さない国内市場の確立を妨げる深刻な抜け穴であり続けている。新たに製造される製品を対象とした任意の製品認定制度の有効性は度々疑問視されてきたが (Ishihara *et al.*, 2010; Matsumoto, 2015; Kitade and Toko, 2016)、

1995年に最初に導入されて以降、改良が加えられたことはおろか、検討されたことすらない。トレーサビリティの欠如の問題は、オンライン市場という文脈のなかでも注目が集められるようになってきた (Kitade, 2017)。主要なeコマースサイトでは象牙製品が事業者や個人の間で活発に取引されており、日本を代表するC to C (個人間商取引) サイトでも個人が違法に輸入した象牙のアクセサリーの販売が確認された (Kitade, 2017)。こうした問題の根本的原因是、全形象牙以外の象牙製品の取引で合法性の証明を必要とされていないことにあり、これが違法な由来を持つ象牙の特定と排除を実質的に不可能にしている。



©WWF / Folke Wulf

3. 手法

3.1. 国際的な違法取引 (ETIS データ)

本報告書では、取引チェーンの全ポイントにおいて、日本が関与する象牙押収の全記録を分析した。押収データは、2011年から2016年のETIS（ゾウ取引情報システム）のデータベース（2017年8月17日時点）から入手した。2011年より前の期間については、ワシントン条約締約国会議に提出された報告書や、ETISデータに基づく日本の傾向をまとめたサマリーを含め（Kitade and Toko, 2016; Milliken and Kitade, 2017）、すでに公表されているETISの記録の分析結果を参考にした。押収事例に関する背景情報を加えるために、メディアで公表されている情報も参考にした。

ETISのデータ分析では、ワシントン条約CoP17に向けて行われた最新のETIS分析で採用された基準に従った（Milliken *et al.*, 2016）。それにともない、製品の点数しか報告されていない押収については、規定の回帰モデルを使用し重量を計算した。さらに、押収された加工象牙の重量については、彫刻を施す作業中の材料損失を考慮に入れ再調整した。これにより、加工象牙の重量が報告量より約30%増加する。その結果得られた加工象牙の未加工象牙等量（raw ivory equivalent：RIE）により、未加工象牙と重量を比較することが可能になる（未加工象牙と加工象牙の定義は、ワシントン条約決議10.10（CoP17で改正）の条項に従っている）。記録は、日本への違法輸入と、日本からの違法輸出に分けて集計し、国別（すなわち、違法な輸入品の輸入元の国、違法な輸出品の輸出先の国、押収を報告した国）に傾向を考察した。

3.2. 国際的な合法取引 (ワシントン条約取引)

ゾウ科Elephantidaeの取引データは、UNEP-WCMC（国連環境計画・世界自然保護モニタリングセンター）（<https://www.cites.org/>）が管理するワシントン条約取引データベースから、2006年から2015年までの期間において日本が輸入国と輸出（再輸出）国であるものを対象に抽出した（データは2017年9月27日にダウンロード）。2016年のデータは、日本からの報告データがまだ入手できなかったため除外した。比較集計レポート（comparative tabulation reports）を作成し、分析は、英国における象牙のワシントン条約取引データを精査した際にトラフィックが採用した手法に従って行った（Lau *et al.*, 2016）。

象牙以外のゾウ関連の製品（骨の彫刻、耳、脚、衣服、皮製品、生体、靴、皮など）、その他の不明確な用語（キャビア、派生物、標本、トロフィー、詳細不明など）のデータは、分析の対象から外した。その後、象牙製品の種別を「未加工象牙」（牙、ピース）か、「加工象牙」（象牙の彫刻、彫刻、ピアノの鍵盤）に分類した。

Lau *et al.* (2016) に従い、本報告書では、商業目的で取引される象牙と、非商業目的で取引される象牙を区別し、取引の種別で「商業（commercial）」（コード：Tか空白）または「個人利用（personal）」（コード：P）と申告された象牙を分析の対象とした。申告された象牙の出所については、Lau *et al.* (2016) に従い、「野生由来（wild-sourced）」の象牙を対象とし、次の出所のコードで申告された全製品を含めた：野生（コード：W）、没収または押収された標本（コード：I）、出所不明（コード：Uまたは空白）、およびワシントン条約適用前の標本（コード：O）。日本から報告された記録と、その他の国から報告された記録の差異についても分析した。

3.3. 国内違法取引事案

日本のメディアで公表されている2006年から2017年までの情報と、「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」の報告書（2017）をはじめ、関係省庁から発行されたプレスリリース、その他

の報告書（2017年9月30日現在の記録）から、象牙がかかわる国内違法取引の事案を集めた。メディアの報道は主に、逮捕か書類送検に関する警察からの最初の発表に限定されており、その後の起訴の有無や裁判結果が不明の事例が多い。今回の報告書のとりまとめでは、時間も資源も限られていたため、その他のソースに追加情報を求めるには至らなかったが、司法当局のフォローアップの傾向を少なくとも部分的に把握するため、メディアで公表されている情報について精査した。

3.4. 実店舗の調査

3.4.1. 調査場所

実店舗の調査を、2017年6月から8月にかけて、東京都市部（23区）、大阪市、京都市の中心部で実施した。大阪市と京都市は、東京を擁する関東地方に次いで人口が2番目に多い関西地方の二大都市である（図3）。これらの地域のほかに、2つの販路を調査した。ひとつは、東京都市部のちょうど北側に位置する埼玉県で開かれる大規模な屋内骨董フェアで、もうひとつは大阪市に隣接する市で象牙を専門に扱う事業者である。

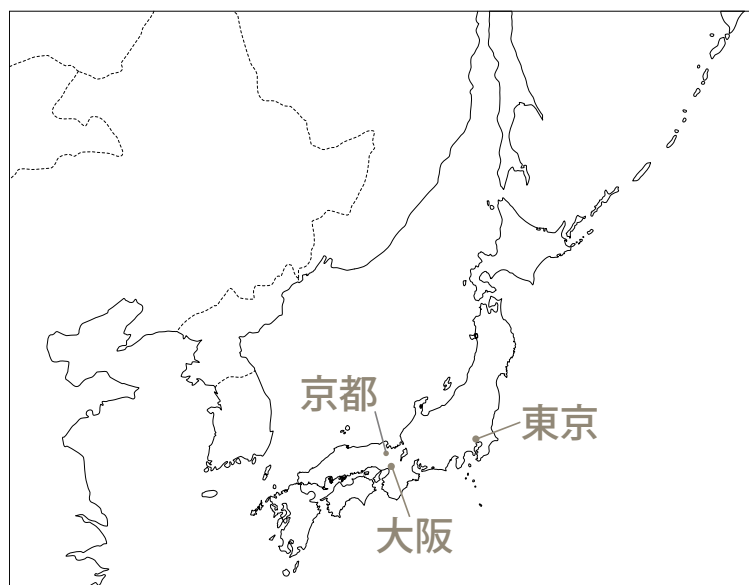


図3. 日本の地図と調査を行った都市の地理的な位置

本報告書の実店舗の調査では、これまでほとんど調査がされなかった古物・骨董市場（以下、骨董市場）に主に重点を置いた。日本には、象牙について、「アンティーク（骨董）」の年代を具体的に区別する基準や、法的な線引きがないことに留意されたい。そのため、本報告書では「アンティーク（骨董）」という用語を広い意味で用い、別段の記載のない限り、骨董市場で通常見られる、あらゆる種類の製品を指している。非常設の骨董フェアや蚤の市など、調査を行った市場の一部では、取り扱い製品の範囲が広範にわたり、骨董に限らずあらゆる種類の古物・中古品を販売する傾向にあった。

調査を行った販路の種類は次の4つのカテゴリーに分別される：1) 屋内骨董フェア、2) 屋外骨董市（蚤の市）、3) 骨董・古美術街、4) 観光エリアと象牙専門店（表1）。カテゴリー1と2が非常設のフェアや市であるのに対して、カテゴリー3と4は常設の実店舗である。カテゴリー4）は、通常骨董市場の販路には数えないが、販売する象牙製品の品ぞろえと訪日外国人に対する訴求力など共通する面があるため、調査の第二の重点対象として含めた。調査の場所と販路の詳細は表1に記載した。

表1. 販路のカテゴリー別の調査場所（市場）

販路のカテゴリー	場 所	詳 細
1 屋内骨董フェア	東京1：平和島骨董まつり	年に5回、3日間開催 骨董事業者約300軒
	東京2：骨董ジャンボリー	年に2回、3日間開催 骨董事業者約500軒 ＊入場料は1000円
	埼玉：さいたまスーパーアリーナ 骨董アンティークフェア	年に2回、3日間開催 骨董事業者約230軒.
	京都：京都アンティークフェア	年に3回、3日間開催 骨董事業者約300軒
2 屋外骨董市（蚤の市）	東京：大江戸骨董市 （東京国際フォーラム）	月に2回、日曜日に開催、約250店
	大阪：四天王寺骨董市 （四天王寺）	毎月21日と22日、飲食、骨董以外の商品を含めて約300店
	京都：弘法市（東寺）	毎月20日、飲食、骨董以外の商品を含めて約1,200 主催者情報では、骨董を売るのは約150店
3 骨董・古美術街	東京：銀座／京橋／日本橋アート エリア	東京駅近くに位置する日本橋周辺の地区の60軒を超えるアート ギャラリーと古美術・骨董品店
	大阪：老松町古美術街	大阪市中心部にある西天満の40軒ほどのアートギャラリーと古美 術・骨董品店
	京都1：鴨東古美術會	文化財が豊富にあり、芸者がいる場所として有名な観光スポット の祇園のすぐ北に位置する鴨東の50軒近いアートギャラリーと古 美術・骨董品店
	京都2：寺町美術通り	歴史ある美術通り沿いにある約20軒のアートギャラリーと古美 術・骨董品店通りは、現京都市役所のそばの通りから京都御苑へ と続く.
4 観光エリアと 象牙専門店	東京：浅草／御徒町／日暮里	浅草寺周辺に位置する浅草は、観光客向けと地元住民向け両方の 店が多数立ち並ぶ、昔から人気のある観光スポットである。東京 の御徒町と日暮里の象牙専門店も視察した.
	京都：清水寺など	清水寺は京都でも有名な観光スポットで、参道には数多くの土産 物店が並んでいる。京都中央部にある茶道具店も視察した.
	大阪：四天王寺ほか	四天王寺の参道、大阪中央部の百貨店、大阪市に隣接する市の象 牙専門店も視察した.

調査チームは、カテゴリー1、2、3のほぼ徹底的な調査を行い、骨董市／通り／地区等の各ブース／店舗を訪れて、象牙製品を販売している全店を特定した。カテゴリー1と3については、フェアの主催者（カテゴリー1）や骨董・古美術街（カテゴリー3）の組合が訪問者に配布するエリアマップを使用し、各調査エリアの線引きと、そこにあるブース／店舗の特定を行った。屋外骨董市（カテゴリー2）にはこのようなエリアマップがなかったものの、調査チームは全露店をチェックし徹底的な調査を行った。露店の総数については、調査チームが推定した。カテゴリー4における店舗の調査では、柔軟なアプローチをとり、調査チームは、（オンライン検索か、象牙を扱う別の事業者からの紹介で）象牙を販売している可能性が高いと事前に把握していた店か、予定していた特定の場所を訪れている間に偶然見つかった販売店のみを調査した。

本調査のフォーカスと時間的制約により、今回は特定の目的に使用される実用的な象牙製品を販売している店、具体的にはハンコ、茶道具、和楽器に使われるパーツ（例えば、三味線を弾くための撥（バチ））などを販売する店については、広く調査を行っていない。それでも、調査チームは、調査した店舗／ブースにこれらの製品がある時には、その取扱量を記録した。また、調査地域にこれら専門店が存在する場合にも、可能なかぎりそれを視察することで、これら製品に関する市場の傾向についての補足情報を得た。今回の調査では、百貨店は1軒しか調べていない。ただし、百貨

店は通常ハンコを扱う店があることで知られるほか、根付などの新旧の象牙の彫刻を展示販売するイベントを時折開催する店舗もあり、外国人客も多く訪れることに留意したい。

3.4.2. 実店舗調査の手法

大阪と京都、東京の大部分の地域の調査は、トラフィックの調査員2名が実施した。この2名は日本人と中国人で、合わせて日本語、英語、中国標準語を話す。東京で実施した屋内骨董フェアと屋外骨董市の一部の調査は、トラフィックとWWFジャパンの日本人調査員が担当した。

調査では、トラフィックの他の市場調査でも用いられる覆面調査手法を採用し、調査員は象牙製品に興味を持つ客を装い情報を収集した。携帯電話のDictaphone（ボイスレコーダー）アプリケーションでメモを取り、可能な範囲で写真も撮影した。定量（展示されている製品の数のカウント）と定性（インタビュー調査）、両方の情報を集めて、取扱量を評価するとともに、市場の傾向と事業者の知識や姿勢についての踏み込んだ情報を入手した。

各地点の調査に割ける時間の制限から、「徹底的な」店舗のサンプリングに次の例外を設けた。東京の屋内骨董フェア1の地点（表1参照）については、象牙が販売される可能性が低い「玩具とコレクション」セクションのブースを除外した。カテゴリー3については、エリアマップに記載される店舗であっても、絵画や陶磁器しか扱っていない場合はこれらを除外し、また、1地点につき1日しか調査にあてることができなかったため、調査日に営業していなかった店は再訪問しなかった。店舗が閉まっても、外から店内に陳列される商品が確認できる場合、その店は考察の対象として扱ったが、それ以外の営業していない店舗はすべて考察の対象から外した。さらに、東京の骨董・古美術街については、エリアが広い地域にまたがるため、店舗が最も密集する銀座一丁目駅から東京駅までのエリアを重点的に調査した。最後に、同じ事業者を複数の場所で見つけた場合は、重複として記録した（これが確認されたのは、屋内骨董フェアのみであった）。

製品の取扱量の評価にあたり、調査チームは、各店にあった象牙製品の数を製品カテゴリー別に数えた（表2）。カテゴリー分けは、トラフィックがこれまでに実施した、日本のインターネットでの象牙取引の調査でも採用している経済産業省の一覧表をベースにした。経済産業省のカテゴリー分けは、主に現代に製造される製品の分類に対応していることから、市場で見られる骨董製品の取扱量をよりよく把握し、かつ記録を簡便化するために、次の調整を行なった。根付については、骨董市場で人気が高いため、「彫刻と調度品」に入れるのではなく、独立したカテゴリーを設けた。一方、ハンコ、文具、食卓用品などの様々な小規模なカテゴリーはひとつにまとめて、「家庭用品と身の回り品」カテゴリーにした（表2を参照）。また、「彫刻と調度品」カテゴリーの製品については、サイズがほぼ決まっている他の製品と異なり、サイズに大きなばらつきがあるため、小（10cm未満）、中（10～20cm）、大（20cm超）のサイズのカテゴリー別に数えた。経済産業省のスキームで「日用雑貨」に分類されている掛軸の軸先については、各掛軸に使用されている小さなピースの材料の特定を試みることは非現実的であるため、別途販売されていない限り、今回の調査のカウントに入れていない。

表2. 実店舗調査で取扱量の記録に用いた象牙の製品カテゴリー

カテゴリー	製 品
根付	根付、提げ物根付（印籠に付けられている）
彫刻と調度品	置物、彫刻、香炉、筆立て、花瓶などの装飾品 サイズのカテゴリー（長さ／高さ）：小（10cm未満）、中（10～20cm）、大（20cm超）
装身具	ペンダント、ネックレス、イヤリング、ブローチ、ループタイ、帯留めなど
家庭用品と身の回り品	身の回り品：ブラシ、くし、髪留め、箱、入れ物、小銭入れ、葉入れ、オペラグラス、しおりなど 日用雑貨：掛軸の軸先、靴べら、扇子、耳かき、ストラップのチャーム、キーホルダーなど 印章（ハンコ）：使用品、新品の印章（ハンコ） 食卓用品：箸、箸置き、爪楊枝、ナイフとフォークの持ち手など 喫煙具：パイプ、煙草入れ、パイプケース 文具：万年筆、ペーパーナイフ、墨床、しおり、 室内娯楽用具：麻雀パイ、サイコロ 仏具：数珠
楽器	撥（バチ）、琴柱
茶道具	茶釜の蓋、茶杓、茶入れ
半加工品	カットピース、端材、未完成の装身具のパーツ
全形象牙	磨牙、原木の牙、彫牙
その他	聴診器、刀のつば

本報告書でいう「牙」とは、ゾウの牙のみを意味する。そのため、市場にあったマンモスの牙や、カバ、イッカク、セイウチ、クジラの牙や歯は記録していない。その他の骨やシカの枝角なども類似材料としてよくみかけたが、これらも記録していない。調査チームメンバーは象牙の識別に熟練していたが、限られた目視しかできない場合など、真贋を見極めることが難しいこともあった。さらに、根付については、よく知られているように、人工的に色を付けることが一般的で、使用されている様々な材料を判別することが困難になることもある。その上、象牙粉（練り物と呼ばれるペースト状のもの）を使うなど、象牙を模した根付もあり、さらに名人の作品にもみえるよう、象牙の特徴的な模様であるシュレーゲル線までも精密に模倣されることもある。この場合、標本の詳細な分析とその他の手がかりなしには、真贋を見極めることはほぼ不可能になる。したがって、調査チームは、象牙以外のものを対象から除外すべく、可能な限り販売者に直接確認し、製品を詳しく調べる許可を求めたが、必然的にデータには、根付を中心にある程度のエラーが含まれる可能性がある。

販売に供されている製品の数の確認にあたっては、製品数に応じて、次のように対応した（as per Lau *et al.*, 2016）。10点未満の場合は、正確な数字を記録した。同じカテゴリーの製品が10点以上ある場合は、10点単位の概算値とした。同じカテゴリーの製品が50点以上ある場合は、50点か100点、いずれか近い方と概算した。今回の調査では、製品数が100点を超えると概算される場合であっても、さらに上の尺度が必要となるケースはなかった。セットで売られている製品については、セットでなければ販売できない場合に限り（例えば、箱に入ったフォークとナイフのセット、イヤリング、箸、琴柱など）1点として数えた。取扱量に加えて、価格についても、可能な限り目視（値札）と販売員へのインタビューから記録した。販売者から値札の価格から値引きするとされたときは、その値引きされた価格を記録した。

象牙販売の傾向や、規制についての認知度、および特定の違法行為を促すことに対する姿勢を把握するため、販路の事業者に覆面でインタビュー調査を行い、定性データも集めた。この覆面インタビュー調査は、会話の自然な流れの中で行ったが、特に下記の情報を求めて販売者に質問を行った。

- 象牙の年代と出所
- 顧客プロフィールを含めた、象牙製品の販売と需要の傾向
- 規制（ワシントン条約、国内の規制、外国の規制）についての認知度
- 国内規制（例えば、経済産業省への届出）の遵守状況
- 象牙を日本から持ち出すことに対する姿勢
- 外国人客に販売した経験

覆面でのインタビュー調査という性質上、その場の状況に応じた情報収集しかできなかった（すなわち、必ずしもインタビューをした全販売者に、すべての質問をしたわけではない）。日本では象牙の販売が違法なビジネスとはされていないため、多くの販売者は、調査員を見込み客（中国本土からの観光客か、純粋に象牙を購入しようとしている日本人の客）だと思っている限り、自らの商品と事業の様々な点についてオープンに話していたと調査チームは感じた。

全般的に販売者から率直な話を聞くことができた一方、国内の規制の遵守状況、言い換えると、販売者に義務付けられる経済産業省への届出をしているか否かについては、販売者自らが届出事業者だと進んでアピールした場合を除いては、会話の流れから質問をして聞き出すことが難しいケースが多かった。調査チームは、店舗またはブースに届出ステッカーが掲示されているか、あるいは調査チームや他の客とのやり取りの中で、事業者が届出ステッカーや関係する文書を呈示した場合には必ずそれを記録した。調査の実施時点では、届出ステッカーの掲示は義務でなかったため、調査で象牙製品の販売を確認した店舗の実際の届出状況を後日、経済産業省に照会したが、経済産業省からの回答は本報告書の刊行に間に合わなかった。非常設の骨董フェアと骨董市（カテゴリー1と2）で象牙を販売するブース／露店については、事業者を特定する情報が不足しており、経済産業省に届出の有無を確認することが不可能であった。そのため、連絡がついたフェアと市の主催者には、販売者の届出状況のチェックの有無を問い合わせた。最後に、全形象牙が陳列されていた場合は常に登録票の掲示を目視確認し記録した。

3.5. 骨董取引の調査

3.5.1. オークションハウス

本報告書では、日本国内のオークションにおける象牙取引の評価も行った。インターネットオークションでの象牙取引はこれまでも評価されてきたが（Kitade, 2017; Matsumoto, 2015）、オークションハウスを通じた象牙取引が調査されたことは今までなかった。どのオークションハウスが象牙を扱っているかを把握するため、日本で運営されていることがわかっていた主なオークションハウス10社（**付表1**）に電話をし、そのプラットフォームにおける象牙取引の有無と、象牙取引の主要なプラットフォームと思われる、他のオークションハウスはどこかを問い合わせた。問い合わせをしたのは、そのウェブサイト等から一般の人が情報にアクセスすることができるオークションハウスである（ただし、実際にオークションに参加するには、登録などの条件がある）。国際的な大手オークションハウスの日本支社も含まれているが、これらについては、日本にある象牙製品のオークションを日本で開催するところのみを対象とした。問い合わせをした一部オークションハウスは、全形象牙の取引が、事業者しか参加できない非公開のオークションプラットフォームで行われることを示唆した。参加資格がないため、今回の調査ではこのような非公開のオークションについて調べていない。

問い合わせをしたオークションハウスから、取引量の面で、象牙取引の重要なプラットフォームであると教えられたオークションハウス2社（毎日オークションと古裂會）についても調査を行った。2017年5月から9月にかけて2社で広告され販売された象牙製品に関する情報は、オンラインカタログとウェブサイトで公開されている落札記録から収集した。毎日オークションの2回のセッ

ション（5月と9月）と古裂會の3回のセッション（5月、7月、9月）のオークションについてこれらを調べた。実店舗調査で用いたカテゴリー分けに従い、象牙製品の数数を数え（表2）、落札価格のデータは、各々のウェブサイトアップロードされていたオンライン記録から集めた。登録票か登録記号番号の掲示の有無を、広告されている全形象牙ごとにチェックした。また、2017年5月から9月の期間に実施された下見会のひとつに調査員が足を運び、オークションのスタッフに覆面でインタビュー調査を行ない、象牙販売の傾向に関する追加情報を得た。

全形象牙の取引を管理する上で、種の保存法の登録制度の有効性を把握するため、環境省に、調査期間中に取引された全形象牙の登録番号を照会し、登録の真正性（登録された番号などの情報が、データベースの記録と合致するか）と、オークション取引の結果として新たな所有者に譲渡された場合、それが環境省に適切に報告されているか（全形象牙の登録制度は、取引または譲渡から30日以内に所有権の変更を報告することを義務づけている）について問い合わせた。全形象牙取引のこのような追跡調査は、これまで行われたことがなかったが、登録票の悪用（国内取引向け）や全形象牙の日本からの違法輸出が多発していることから、これを実施することが望ましい（Section 4.1.2）。残念ながら、環境省からはこれに対し、事例をフォローアップする余地が現在ないが、今後これを行うことを検討したいとの回答があった。よって、本報告書に全形象牙取引の管理状況と規制遵守状況の包括的な分析結果は含まれない。

3.5.2. インターネットオークション

時間的制約により、本報告書では、物理的プラットフォームを持たないインターネットオークションを広く調査しなかったが、この種の象牙取引は前回のトラフィック調査報告書の主題であり（Kitade, 2017）、この時に日本最大のインターネットオークションサイト「ヤフオク」を詳しく調べている。ヤフオクには、「アンティークとコレクション」のセクションがあり、個人の利用者も、許可を取得している古物事業者も数多く出品している。その他の小規模でより専門的なオンラインの骨董品オークションサイトが象牙取引を扱っている可能性もあるが、大手オークションハウスのひとつ（具体的には毎日オークション）が運営する象牙取引を扱うオンライン競売システムを除き、単にインターネットで検索しただけで簡単に特定できるものはなかった。そのため、前回の調査報告書（Kitade, 2017）と本調査報告書を合わせることで、少なくとも、日本の一般の人たちが目にし、参加できる主要なオークションハウスおよびインターネットオークションを捉えることができると考えられる。

オークションハウスの調査を補完するため、本報告書を取りまとめる間に、ヤフオクについては、全形象牙取引の特徴をより詳しく調べるとともに、インターネットオークションの象牙取引に適用される規制の有効性を評価した。2017年5月から7月までの3カ月間に成立した全形象牙の落札記録を、ヤフオクの検索エンジンから「象牙×一本」のキーワードで検索した。販売された各全形象牙をチェックし、登録票あるいは登録記号番号の添付の有無を確認した。その他にも、出品者のユーザーID、企業情報、象牙の取り扱い事業者届出番号（ある場合）などの情報を記録した。事業者についての情報を経済産業省に送り、名称や事業者番号で届出状況が特定できるかを照会した。残念ながら、経済産業省によるこの回答は本報告書の刊行に間に合わなかったため、これら事業者が経済産業省に届出をして営業をしているかどうかの結果は、本報告書に記載していない⁸。

8 厳密に言えば、種の保存法の下では、全形象牙だけを取引し、象牙製品を一切扱わない事業者については経済産業省に届出をする必要はない。

3.5.3. 骨董買取業者

古物・骨董市場における象牙取引の特徴をさらに評価するため、骨董品を扱い、個人が保有する古い象牙を買取る事業者を調査した。この種の取引は、これまで包括的に評価されることがなかったが、日本の国内象牙取引の重大な一角を占める。実際、全形象牙が毎年、1,000本以上登録されており、これらは全国各地の個人の所持品であったものが、国内で取引されるようになったか、あるいは、譲られたと合理的にみなすことができる（**Section 2**を参照）。個人が保有しており、いらなくなった古い象牙製品も、再販売目的で骨董業者に買い取られたのち骨董市場で取引されていると考えられる。

こうした取引に関する情報を得るため、骨董品を扱い、個人が所有する象牙を買い取る事業者に覆面で電話調査を行った。これには、2種類のサンプル、すなわち1) 骨董全般の買取をおこなう事業者の象牙買取に対する姿勢を把握するためのもの、および2) 個人の所有者からの象牙の買取に特化した事業者の取引実態を理解するためのもの、を調査した。

ひとつ目のサンプルについては、再販売目的で骨董全般を買い付ける事業者50件を、日本のiタウンページ (<https://itp.ne.jp/>) から選定した。将来、調査を再現できるよう、体系的なサンプリングを行った。「骨董×買取」のキーワードで見つけた全国の2,918件の事業者の中から、サンプルの総数が50になるよう全体に対する割合をもとに各県のサンプリングの割当を計算した。次に、乱数を使って各県の事業者を無作為にサンプリングした。乱数で選んだものの、基幹業務の一部として骨董買取をしていないことが明らかな事業者は、対象から外し、代わりに同じ県の別の事業者を無作為に選んだ。2つ目のサンプルについては、「象牙×買取」のキーワードでグーグル検索をしてヒットした上位10事業者をサンプリングした。これらの事業者は、個人が保有する象牙製品の買取を専門にしていると広告していた。

覆面での電話調査については、トラフィックの調査員が、亡くなった祖父母の遺品の中にあった古い象牙（全形象牙と置物や装身具などの加工象牙製品の両方）を売る先を探している客を装って各対象事業者に電話をした。電話調査で得ようとした定性情報は、下記の通りである。

- 象牙（全形象牙と加工象牙製品）を買い取る意志
- 象牙買取の経験（可能であれば、どのくらいの数かがわかる情報）
- 象牙の需要（購入価格）と今後の需要の見通し
- 買い取った象牙をどこに取引するか
- 象牙の売買に法的な手続きが必要か否か

ウェブサイト企業情報と届出事業者番号が掲載されているときには必ず、それを記録した。事業者の実際の届出状況を調べるため、企業情報を経済産業省に照会した。だが、前述のとおり経済産業省からの回答は、本報告書の刊行に間に合わなかった。

4. 結果

4.1. 国際的な違法取引

4.1.1. 過去のETISの記録に見られる傾向の概要（2011年まで）

過去3回のワシントン条約締約国会議（2009年のCoP15、2013年のCoP16、2016年のCoP17）のためにまとめられたETISの記録の分析結果では、日本について、国際的な象牙の違法取引の主な要因となっていないと結論づけている（Milliken *et al.*, 2009; 2013; 2016）。記録されている中で最新の、日本が関与した大規模な押収は2006年までさかのぼる。この事件では、マレーシアから韓国の釜山港経由で運ばれてきた2.8tの未加工と半加工の象牙が大阪港で押収され（Sankei Shimbun, 2007）、密輸品の出荷先であった日本企業の経営者はその後、密輸の幫助で懲役1年、執行猶予3年、罰金80万円の有罪判決を受けた（Asahi Shimbun, 2007）。以後の傾向としては、CoP16に提出されたETIS報告書で、日本の関与する象牙の押収件数が2007年から2011年にかけて徐々に減ったことが示されている（Milliken *et al.*, 2013）。世界的には、2007年前後からゾウの密猟が激化し、象牙の違法取引が増加しているが、日本は、国内に相変わらず活発な象牙製造産業を有し、2008年にワシントン条約で認められたワンオフ・セール（一回限りの取引）の主な購入元であるにもかかわらず、この期間に起きている国際的な違法取引の主たる要因にはなっていない（Milliken *et al.*, 2013）。

その一方で、最新のETIS報告書では、主に中国を仕向け地とした日本からの象牙の違法輸出に関わる懸念すべき傾向と日本の国内象牙取引の管理の不備が指摘されている（Milliken *et al.*, 2016）。Milliken and Kitade (2017) がまとめた、日本に関する2005年から2016年のETISの記録の最新の分析結果をみると、2011年以降、日本からの違法な輸出が増加したことがよくわかる（図4）。以下で、日本に関する2011年から2016年のETISの押収記録に見られる傾向について詳しく述べる。

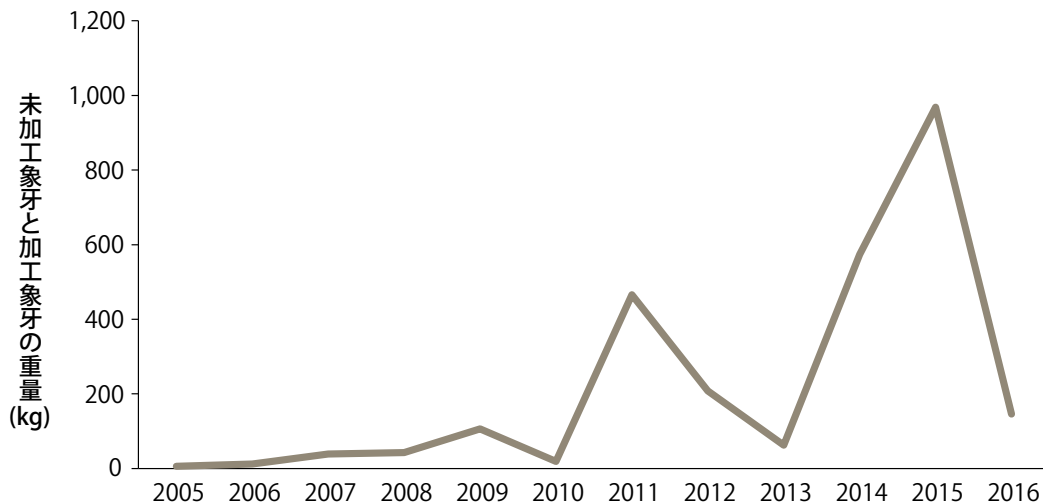


図4. 2005年から2016年の間に日本からの違法な輸出として押収された未加工象牙と加工象牙の量 (kg) (ETIS、2017年8月17日)。Milliken and Kitade (2017) をもとに作成。2016年は報告がすべて揃っていないため数値が少ない。

4.1.2. 2011年から2016年の押収に関するETIS分析結果

2011年から2016年分のETISデータベースから、取引チェーンに日本の関与が確認された合計168件の押収記録を分析した。これらの記録のうち、日本が報告した押収は22件のみであり、2012年から2013年の間に限っては日本からの押収報告は一切ない。

ETISデータは、違法な象牙取引チェーンにおいて日本が象牙の輸出国（再輸出国）であることを明確に示している（**図5**）。押収記録で日本が関与した168件の大部分（148件）で日本は輸出国になっている。日本からの違法な輸出品として押収された象牙の総重量は2.42tに上り、重量ベースでみると、押収された象牙全体の実に98.2%を占める（**図5**）。これとは対照的に、日本への違法な輸入品として押収された象牙は43.6kg、重量ベースで全体の1.8%を占めるに過ぎない。この期間に、日本が経由国とされた押収はなかった。未加工象牙がかかわる違法取引は、ほぼ例外なく日本から輸出されたもので、重量で合計1.66t、未加工象牙の押収物全体の99.6%にあたる。これに対して、日本への輸入として押収された未加工象牙は7.3kg（0.4%）にとどまった（**図5**）。加工象牙も同様に、6年間の間に、違法な輸出品として押収されたのは764kg（95.5%）であるのに対して、違法な輸入品とした押収されたのは36.3kg（4.5%）であった。

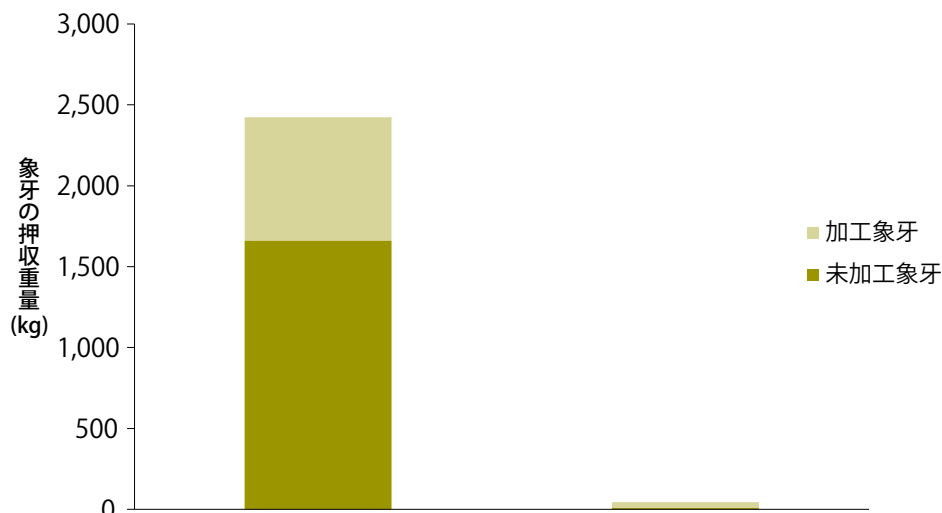


図5. 日本が違法な輸出品の供給源または違法な輸入品の仕向地としてかかわった事案で押収された未加工象牙と加工象牙の重量（未加工象牙等量（raw ivory equivalent）（kg）ベース）（なお、日本が経由地とされた事例はない）。記録は、2011年から2016年のETISデータベースから入手した（2017年8月17日時点）。

押収国に着目すると、日本が関与した象牙の押収総計168件のうち、最も多く報告したのは中国で106件に上り、そのすべてが日本からの違法な輸出品として押収されている（**表3**）。中国に次ぐ第2位は米国で、日本が輸出国の押収は25件、日本が輸入国の押収は4件であった（**表3、4**）。日本が報告した押収は22件あり、このうち7件が日本からの違法な輸出で、押収されたのは未加工象牙が105.7kg、加工象牙が42.5kgであるのに対して（**表3**）、残る15件が日本への違法な輸入で、押収されたのは未加工象牙が4.0kg、加工象牙が32.1kgであった（**表4**）。ほかに日本が関与する押収を報告した国と地域は、ドイツ、英国、オランダ、ニュージーランド、タイ、台湾などである（**表3、4**）。日本を別にして、日本向けの象牙の押収を報告したのは米国とドイツの2カ国にとどまる（**表4**）。

表3. 2011年から2016年の間に日本からの違法輸出として押収された象牙（ETIS、2017年8月17日時点）

押収国／地域	輸出国／地域	仕向地の国／地域	押収数	未加工象牙の重量 (kg)	加工象牙の重量 (kg)	総重量 (kg)
日本	日本	中国	7	105.74	42.48	148.22
中国	日本	中国	106	1,459.34	696.48	2,155.82
ドイツ	日本	ドイツ	3	0	0.28	0.28
英国	日本	英国	1	0	0.70	0.70
オランダ	日本	ベルギー	1	0	0.70	0.70
ニュージーランド	日本	ニュージーランド	2	0	1.08	1.08
タイ	日本	タイ	2	76.00	0.09	76.09
台湾	日本	台湾	1	0	3.00	3.00
米国	日本	米国	25	18.75	19.35	38.1
合計			148	1,659.83	764.16	2,423.99

表4. 2011年から2016年に日本への違法輸入として押収された象牙（ETIS、2017年8月17日）

押収国／地域	輸出国／地域	仕向地の国／地域	押収数	未加工象牙の重量 (kg)	加工象牙の重量 (kg)	総重量 (kg)
日本	中国	日本	2	0	3.03	3.03
日本	??	??	1	0	6.86	6.86
日本	アラブ首長国連邦	日本	1	0	0.90	0.90
日本	オーストラリア	日本	1	0	0.20	0.20
日本	ベルギー	日本	1	0	1.17	1.17
日本	ドイツ	日本	1	0	0.50	0.50
日本	デンマーク	日本	1	0	0.05	0.05
日本	英国	日本	1	0	0.01	0.01
日本	ナイジェリア	日本	2	4.0	6.00	10.00
日本	ポルトガル	日本	1	0	4.33	4.33
日本	タイ	日本	1	0	0.70	0.70
日本	ジンバブエ	日本	2	0	8.37	8.37
ドイツ	ブルンジ	日本	1	0	1.42	1.42
米国	米国	日本	4	3.3	2.80	6.10
合計			20	7.3	36.34	43.14

押収記録をみると、日本に違法に輸入される象牙の出荷元がアフリカ諸国であるケースが極めて少ないことがわかる（表4）。ナイジェリアから4.0kgの未加工象牙が郵便で配送された事案が1件、加工象牙については、ナイジェリアから6.0kgが送られた事案が1件と、ジンバブエから送られた事案が2件（合計8.37kg）にとどまる。加工象牙は、いずれも郵便で配送され2015年に日本に着いている。象牙の出荷元が不明の別の事案では、加工象牙6.86kgが輸入されていた。加工象牙はいずれも、隠ぺいのため塗装され、郵便で出荷されていた。

日本から違法に輸出された象牙の押収状況からは、より一層憂慮すべき大規模な動きがうかがえ、とりわけ違法な輸出として押収された象牙全体の重量ベースでおよそ95%が中国向けであったことが際立った（表3）。最も押収量が多かったのは中国で2015年にあった事例で、未加工象牙を含む象牙の押収総量が804.4kgに上り、他の野生生物関連の密輸品とともに押収されている。北京森林公安支局によると、押収にともない16人の容疑者が逮捕され、日本と中国を結ぶ大規模な密輸ネットワークが摘発されている（TRAFFIC, 2015a）。中国当局はこのほかにも、大規模かつ組織的

な象牙の密輸に関連して、中国人のカップル他6人も逮捕、起訴している。容疑者らは、2010年11月から2012年4月までの18カ月間にわたり日本から中国への密輸を繰り返し、この期間に密輸した未加工象牙と加工象牙が合計で3.2tに達すると自供した (Milliken *et al.*, 2016)。本報告書で引用したETISの記録には、この事件で密輸されたと考えられる象牙の全量が完全には取り込まれていない。しかし、日本から密輸された象牙の量としてはこれが間違いなく最大規模の違法取引事案であると思われ、日本と中国の間で活動する犯罪組織の行為であることを示している。この事件の容疑者らは2013年に最高で懲役15年の有罪判決を受けた (People's Court Daily, 2013)。



2015年10月に北京森林公安支局が大規模な野生生物密輸ネットワークを摘発した際の押収品



2016年7月に河北省石家荘税関が押収した、日本から違法に輸出された象牙製品。これらの製品は、日本のeコマースサイトで買い付けたとされる。

中国の裁判所が発表した、この事例に関する情報で注目すべき点は、有罪判決を受けた犯罪者らが、ヤフオクで象牙製品を買い付けて、合計3.2tの違法な象牙を入手していたとの記録である（People's Court Daily, 2013）。中国税関による、別の大規模な押収でも、日本のeコマースサイトから象牙が調達されていることが示唆された。このような事例の1つに、2011年に杭州税関（浙江省）が押収した一連の積荷がある。郵便で配送された315kgを超える未加工象牙は、発表によると日本のインターネットオークションで買い付けたとされる（Zhejiang Electronic Port, 2012）。最近の事例では、2016年7月に、様々な形態の加工象牙と彫牙、合計1,639点（重量101.4kg）が河北省石家荘税関に押収されたが、これらも日本のeコマースサイトで買い付けたとされている（Changcheng Web, 2016）。なお、中国での押収を別にとすると、2014年にタイで未加工象牙と加工象牙76.0kgが押収された事例1件を除き日本から海外に商業規模で象牙が持ち出された証拠はほとんどない（表3）。

4.2. ワシントン条約取引としての輸入と再輸出

ワシントン条約取引としての象牙取引の概要

ワシントン条約の下での合法的取引として日本が2006年から2015年の間に報告した、本調査で「野生由来（wild-sourced）」に分類する象牙（コード：W, I, U, O、空白）の記録のうち輸入件数は、合計で商業目的が118件、個人利用目的が42件であった（図6）。日本が同じ期間に報告した、「野生由来（wild-sourced）」の象牙の再輸出件数は、輸入より幾分少なく、合計で商業目的が82件、個人利用目的が9件にとどまった（図6）。

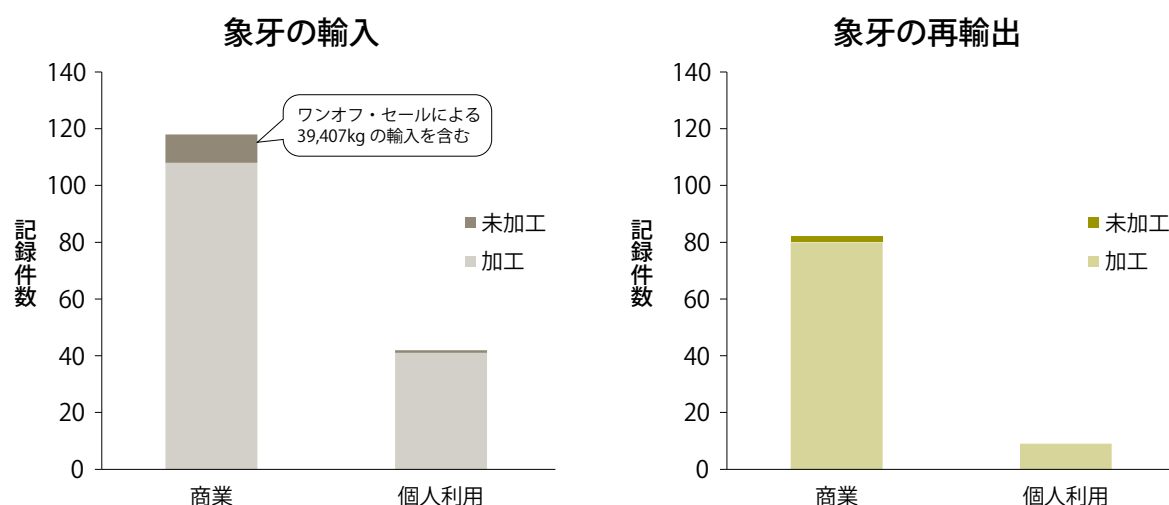


図6. ワシントン条約の取引記録にある、2006年から2015年の間に日本へ輸入／日本から再輸出された象牙の取引目的（商業（コード：T）または個人利用（コードP））別と象牙の形態（未加工または加工）別の件数。対象は「野生由来（wild-sourced）」の象牙（コード：W, I, U, O、空白）のみで、日本から報告された記録を使用した。

商業目的で輸入された未加工象牙は合計で10件にとどまるものの、重量にすると合計39,416kgを超える。これには、ワシントン条約で認められたワンオフ・セール（一回限りの取引）で、南アフリカ、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエから2009年に輸入された4件が含まれており、それぞれの重量が17,765kg、16,682kg、3,753kg、1,207kgで、合わせて39,407kgに上る。この4件を別にとすると、南アフリカからの7本の全形象象牙、香港、ドイツ、ジンバブエ、南アフリカからのカットピース60点（8.56kg）など、未加工象牙の輸入量は少ない。個人利用目的の未加工象牙の輸入は1件だけで、デンマークから2本の全形象象牙が輸入されている。未加工象牙の再輸出はさらに少なく、わずか2件（中国向けの全形象象牙が3本、デンマーク向けのカットピースが1点）が、いずれも商業目的で再輸出されている。これらの数字は、ワシントン条約の取引についてだけ見れば、日本が未加工象牙の純輸入国であることを明確に示している。

商業、個人利用目的ともに、輸入件数の大部分を加工象牙が占め、その割合は商業目的で91.5% (108件)、個人利用目的で97.6% (41件) に達する(図6)。数量ベースでみると、彫刻は商業目的が1,988点で0.61kg、個人利用目的が215点である。再輸出にも同様の傾向が見られ、加工象牙が全体に占める割合は商業目的が97.6% (80件)、個人利用目的が100% (9件) に上る(図6)。彫刻を数量ベースでみると、商業目的が1,438点(および1セット、3組のペア)と個人利用目的が16点である。

ワシントン条約取引の時間的な傾向

記録された件数に着目すると、象牙の輸入に明らかな時間的な傾向はないように思われる(図7)。しかし、2つの期間(2006年から2010年の5年間と2011年から2015年の5年間)のデータを比較すると、商業目的の輸入の件数が61件から57件へとわずかながら減少している。加工象牙の輸入数量を比較すると、輸入された象牙の彫刻の数は、2006年～2010年の1,288点から2011年～2015年には700点(+0.61kg)に減っており、減少傾向はより鮮明となる。ただし、この比較では、各彫刻の重量が不明である点に留意されたい。象牙の再輸出については、減少傾向が一層鮮明であるように見受けられる(図7)。記録された件数は、2006年から2010年の49件から、2011年から2015年には33件に減っている。加工象牙の再輸出量も同じ期間、彫刻919点(これに加えて、3組のペアと1セット)から591点に減少した。

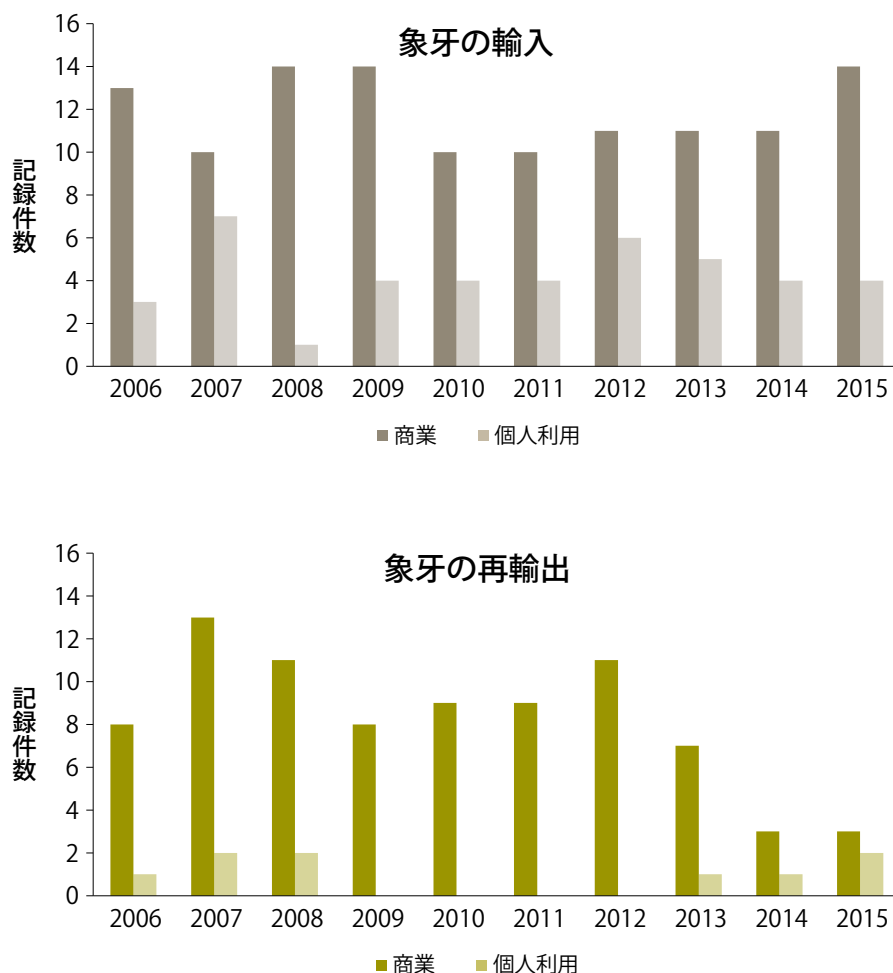


図7. ワシントン条約の取引記録にある、2006年から2015年の間に日本へ輸入／日本から再輸出された象牙の取引目的(商業(コード:T)または個人利用(コードP))別と象牙の形態(未加工または加工)別の傾向。対象は「野生由来(wild-sourced)」の象牙(コード:W, I, U, O、空白)だけで、日本から報告された記録を使用した。

取引相手国と報告内容の差異

2006年から2015年に象牙を日本に輸出した国と日本から輸入した国を、これら諸国と日本の報告内容の差異とともに分析した。その他の輸入量を矮小化するワシントン条約のワンオフ・セール（一回限りの取引）を別にして、記録された件数を比較した結果、日本に輸入される象牙の供給国のランキングでは欧州諸国が上位を独占した（図8）。日本の輸入元の上位10カ国のうち8カ国が欧州で、順位は英国がトップ、これにドイツ、フランス、オーストリアの順で続く。上位10カ国で、欧州以外の国は米国と南アフリカの2カ国のみであった。報告されたデータには、ある程度の差異が見られ、ドイツ、フランス、ベルギー、オランダ、スイスなどの輸出国側が報告した輸出量が、日本が輸入量として申告した量を60%強から130%上回っている（図8）。このような差異の原因を見極めることは難しいが、一般的な要因としては、記録や報告漏れ、記録上のミス、報告スタイル（例えば、用語や単位）の違い、許可書の発行日と実際に使用された日の時間的ずれ、あるいは、国により記録されるのが許可書の発行数である場合と実際に使用された数である場合の違いなどが挙げられる。その一方で、日本から輸入報告があったにもかかわらず、輸出国側の記録がない牙9本（2007年に南アフリカ、2011年にデンマーク）など、さらなる注意が求められる事例もあった。報告によると、いずれも原産地はアフリカの複数のゾウ生息国（アンゴラ、ザンビア、ケニア）である。記録上ではこれらは単発的な事案であるが、問題のさらなる究明が求められる。

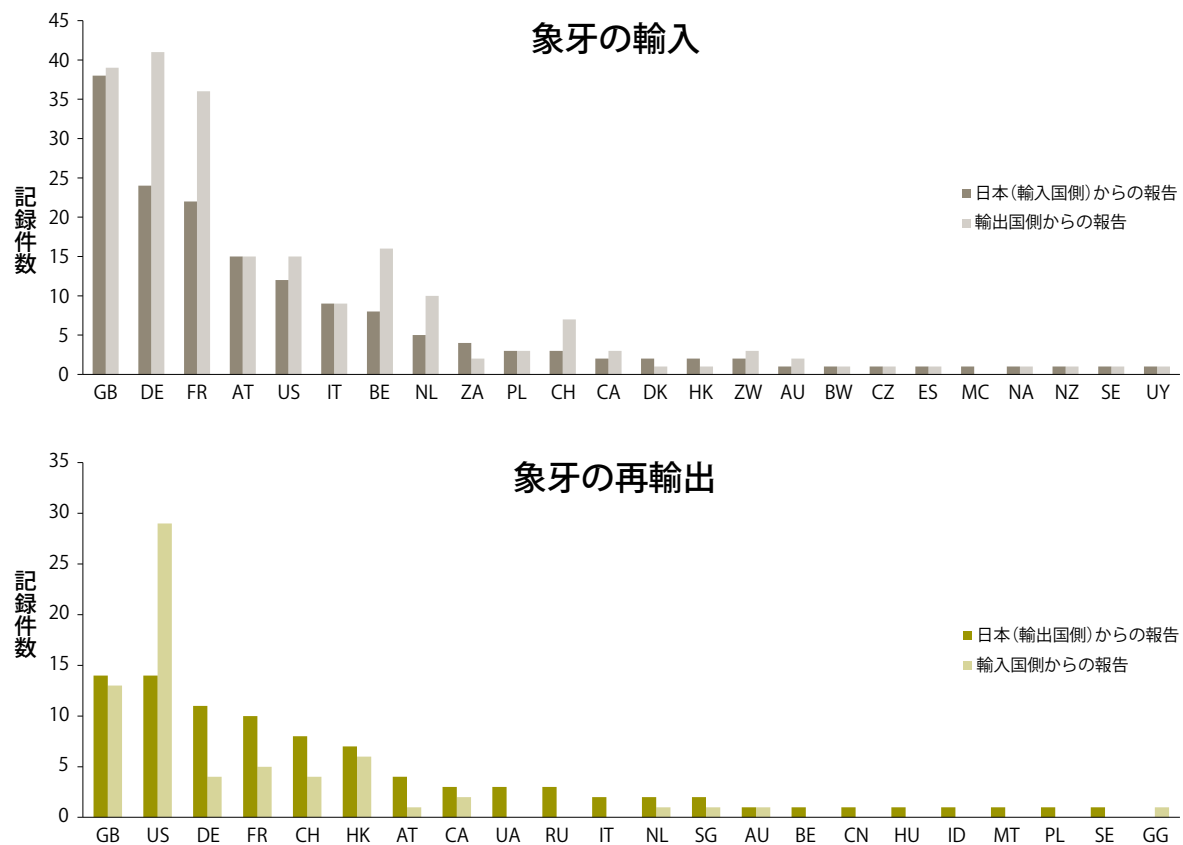


図8. ワシントン条約の取引記録にある、日本へ輸入／日本から再輸出された象牙の輸出国／地域（すなわち、日本の輸入元）別と輸入国／地域（すなわち日本の再輸出先）別のデータ。差異がわかるよう、輸入国側から報告された記録と、輸出国側から報告された記録を併記した。対象は、商業目的と個人利用目的（コード：T、P）の、「野生由来（wild-sourced）」の象牙（コード：W、I、U、O、空白）である。国コード：（AT:Austria, AU:Australia, BE:Belgium, BW:Botswana, CA:Canada, CH:Switzerland, CN:China, CZ:Czech Republic, DE:Germany, DK:Denmark, ES:Spain, FR:France, GB:United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, GG:Guernsey, HK:Hong Kong, HU:Hungary, ID:Indonesia, IT:Italy, MC:Monaco, MT:Malta, NA:Namibia, NL:Netherlands, NZ:New Zealand, PL:Poland, RU:Russian Federation, SE:Sweden, SG:Singapore, UA:Ukraine, US:United States of America, UY:Uruguay, ZA:South Africa, ZW:Zimbabwe）。

日本の再輸出先は、輸入元より地理的に多様であるが、英国、米国、ドイツ、フランスなどトップ10の輸入元がやはり上位に名を連ねている（図8）。香港は、日本の報告によると、6番目の象牙の再輸出先であるが、その他の国／地域の報告では第3位に位置する。日本が報告したデータによると、日本の再輸出先の上位10にはカナダ、ウクライナ、ロシアが入っている。報告された数字には、様々な差異があった。全般的に、日本が報告した再輸出量は輸入国側から報告された数量より多い。例えば、ドイツ、フランス、スイス、オーストリア、オランダ、シンガポールはいずれも、日本が申告した再輸出量の50%以下の数量を報告していた。さらに、日本が少なくとも1件の再輸出を報告しているにもかかわらず、日本からの象牙の輸入をまったく報告したことのない国も多かった（図8）。米国はその逆で、日本から再輸出された象牙として報告した数量が、日本の記録を100%以上上回っている。実際、2005年から2010年の期間、日本が米国への再輸出をまったく報告していないのに対して、米国は16件、合計125点の彫刻の輸入を報告している。このような取引は間違いなく、さらなる解明が求められる。

4.3. 国内違法取引事案

2013年以前にメディアで報道された象牙に関わる国内の違法事案は少なく、確認できたのは2006年に2件、2011年に1件だけであった（図9）。メディアの報道が、その事案に関連して行われた逮捕など法執行措置のすべてを捉えていない可能性もある。例えば、「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」（2017）が、警察から報告のあった象牙に関連する国内の違法取引事案で2013年から2016年に発生したものをまとめているが、この結果を見ると、2015年の3件すべてと、2016年の6件のうち4件は、トラフィックによるメディア検索でヒットしなかった。そのため、政府が事案をまとめていない2013年以前については、集計結果が不完全なものである可能性が高い。よって、報告された件数に基づいて傾向を推測することはせずに、詳細な分析はこれ以降に起きた事案に重点を置いた。

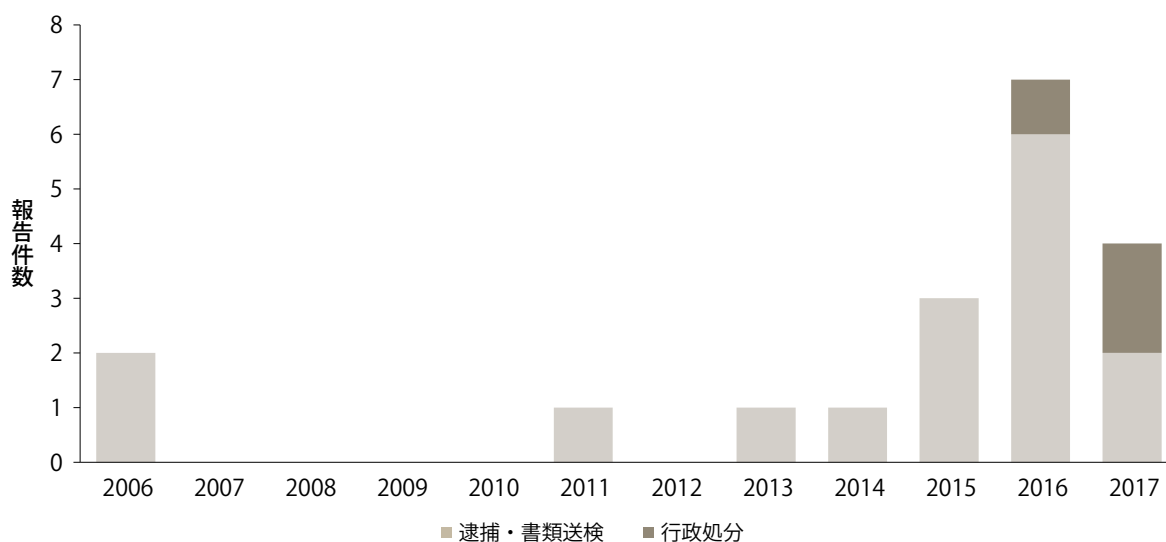


図9. 国内の象牙に関わる違法事案の報告件数（種の保存法で定められた国内取引規制の違反）（2017年9月時点）。メディアの報道と省庁のプレスリリースに掲載された事案も含む。同一あるいは関係する事件に関する異なる報道（例えば、複数の容疑者の別々の逮捕）は、ひとつの事例として数えた。事件が起きたとされる年ではなく報告された年を用いた。

違法な象牙取引の大多数が、国内の無登録全形象牙の取引に関係しており、いずれも容疑者が逮捕されるか書類送検されている。一方で、最近では、象牙の製造業者と小売業者が義務である象牙取引の記録をつけておらず、経済産業省から行政処分を受けるという事例が3件あった（図9）（Ministry of Economy Trade and Industry, 2017, 2016）。ほかに、2006年の押収事件など、象牙

の違法な輸入の単発的な事例もある。2006年の事例では、違法な輸入に加え、その後、政府に事業の届出をせずに象牙のパーツが使われたビリヤードキューを製造し、国内で販売したとして、容疑者が逮捕された (Kyodo News, 2007; Nikkei Shimbun, 2007)。さらに、2007年には、2006年の象牙2.8tの違法な輸入 (**Section 4.1.1** で精査) に関係して逮捕者が出たが、この事件では、国内取引に関する法規制 (すなわち、種の保存法) 違反での有罪判決は下されていない。

これまでの事例の中では、最大手のハンコ製造業者が関与した、2011年の事件が特に世間の注目を集めた。この製造卸業者は、国内で骨董を扱う様々な事業者から、大量の無登録全形象牙を違法に買い付けていた (逮捕時に押収された全形象牙は68本) (Sankei Shimbun, 2011)。この事例の詳細については、別途報告されている (Sakamoto, 2013; TRAFFIC Japan, 2011)。これら全形象牙のいずれかが、新たに密輸された象牙であることを立証する証拠はなかったが、最大手製造卸業者によるこのようなあからさまな違法行為の発覚は、メディアで広く報じられた。この事例では、メーカーに100万円の罰金、その取締役らに執行猶予付きの懲役刑 (最高1年) が科せられた (Kitade and Toko, 2016)。この事件の後、2013年に、種の保存法の国内取引規制違反の罰則が大幅に引き上げられた (**Section 2.1** を参照)。



古物事業者による、2017年6月の無登録全形象牙の国内違法取引に関わる事案で押収された象牙 (警視庁の厚意により提供された写真)

しかし、無登録全形象牙の違法取引の発覚は、2013年の罰則強化後もあとを絶たない。事実、2017年6月と8月には骨董・古物を扱う事業者2社が未登録象牙を繰り返し大量に買い付けていたことを警察が突き止めた。これらの事件に関わった容疑者は合計39名で、買い付けられた無登録象牙は合計で27本に上る (TRAFFIC, 2017b; WWF Japan, 2017b)。事業者はいずれも、経済産業省に事業を届け出て営業をし、そのウェブサイトで「象牙買取」サービスを広告していた (現在も、「象牙買取」のキーワードでグーグル検索をすると、検索結果上位10位以内に表示される。**Section 4.5.2**を参照)。警察によると、容疑者らは、数年間にわたり何百本もの全形象牙を買い付けただけでなく (押収されたのは、2015年12月から2016年1月／2月に取引された、それぞれ18本と9本の牙のみ)、違法に買い付けた全形象牙の登録を不正に申請していたことも認めたという (TRAFFIC, 2017b)。さらに驚くべきことに、両事件ともすでに不起訴となっており (Mainichi Shimbun, 2017; WWF Japan, 2017b)、2017年9月時点で両事業者とも引き続き営業をし象牙の取引を行っている。

別の視点からみると、過去数年間で違法取引の報告が増えたことは、政府による法令遵守状況のチェックと法執行が強化されたことの表れとも考えられる（Public-Private Council for the Promotion of Appropriate Ivory Trade Measures, 2016）。その一方で、違法な象牙取引をともなう事件に対する司法当局の厳格なフォローアップの欠如が重大な妨げとなっていることがうかがえる。しかも、警察は2017年7月、8月の事例の背景について、押収された象牙の出所が国内の古い象牙の在庫であると判断し、大量の象牙が関与しているにもかかわらず、国際的な違法取引との関連の可能性等でそれ以上捜査することに関心を示さなかった（トラフィックへの私信、2017年6月）。全形象牙の登録制度の運営を担う環境省も、全形象牙の年代や出所の確認に関心を持たなかった（トラフィックへの私信2017年6月）。

国内の事例の集計にあたり、オンライン取引プラットフォームを利用した違法な象牙取引も注目すべき傾向として浮かび上がった。容疑者がインターネットオークションサイトにおいて、1、2本の無登録全形象牙を違法に取引した事件が、少なくとも2013年に1件、2016年に3件報告されている（Asahi Shimbun, 2016; Sankei Shimbun, 2016; Tokyo Shimbun, 2016; Yomiuri Shimbun, 2013）。警察からの情報によると、全事例に日本の古物事業者が関与している一方で、これら事件のうち2件では、インターネットオークションで最終的に買い付けたのが中国国籍者であった（Tokyo Shimbun, 2016; Yomiuri Shimbun, 2013）。以上の考察結果はまず、eコマース事業者がモニタリングの取り組みを強化しているにもかかわらず、オンライン取引の効果的な規制が依然として課題であることを示すとともに（Kitade, 2017）、インターネットオークションなど日本のeコマースサイトが象牙の違法取引ルートとして頻繁に悪用されているという海外での押収案件（Section 4.1.2）から明らかになった傾向にも収斂される。

4.4. 実店舗

4.4.1. 骨董市場での象牙製品の取扱量

骨董市場の全体的特徴



トラフィックが2017年7月に調査した京都の屋内骨董フェア

東京、大阪、京都の3都市で、屋内骨董フェア4カ所、屋外骨董市3カ所、骨董・古美術街4カ所を視察（場所の説明については、表1を参照）。各屋内骨董フェアは、数百のブース（平均288ブース、図10上）が出店し、いずれも3日間開催されていた。開催回数は通常、年3回から5回である。出店者は、古物営業法に従い登録をしている事業者であった。調査した屋内フェアはすべてアリーナか大型イベントホールで開催され、日本人と訪日外国人で混雑していた。これは、外国人旅行者に人気がある中心部の商業地区や観光スポットから遠く離れた場所で開催された京都のフェアにもいえた。屋内骨董フェアは、規模に違いがあるものの、出品されている製品の構成と種類の面で似通っており、調査中に確認したところでは、出店者の25%が2つ以上のフェアに参加していた。各フェアの象牙製品の取扱量を簡単にまとめた統計結果を付表2に示した。



トラフィックが2017年7月に調査した京都の屋外骨董市

屋外骨董市はより多様性に富んでいた。東京で調査したのは、月に2回開かれる骨董専門の市で、約120軒の露店が出店し骨董製品を販売していた。主催者によると、全出店者が登録している事業者だという。ほかに京都と大阪で調査した2つの市は、より全般的な物品を扱っており、月に1回、寺の境内で開催され、数多くの露店が出店して、骨董以外にも、飲食物や衣類、土産物などを販売していた。露店の総数は、概算で京都が1,000軒、大阪が200軒前後であった。このうち、それぞれ56軒と75軒ほどが骨董品を扱っていた。後者の2つのフェアについては、主催者に連絡がつかず、出店者が届出事業者か否かの確認ができなかった。各市には、恐らくは会場が中心部にあることや地元の人にも人気があることから相当数の訪日外国人がいた。各市の象牙製品の取扱量を簡単にまとめた統計結果を付表3に示した。



トラフィックが2017年7月に調査した京都の骨董・古美術街

調査した4カ所の骨董・古美術街は、規模と店舗のタイプがかなり似ていた。ただし、東京だけは例外で、店舗が広大なエリアに点在していた。調査日に営業しておらず、店内を見ることができなかった店舗と絵画や陶磁器専門の店舗を除き、各地点で調査した店は平均で28軒であった（図10上）。いずれも、その都市の主要な商業地区や観光スポットから遠くない（徒歩で10～15分）、比較的閑静なエリアにあった。骨董・古美術街はどこも、専用ホームページで人を呼び込み、観光マップを掲載して地元の店を紹介している。中には高級な店もあった。調査日は休業していた店が多く（すべての場所を平日に調査）、路上や店舗で見かけた観光客や客も大体においてごくわずかであった。大阪のある店主から指摘されたように、このような場所を訪れるのは普通、骨董品を扱う事業者である。それでも少なくとも京都の2カ所では、訪日外国人を含む一般客も訪れていることを、店主から聞き、調査中にも直接確認した。各市の象牙製品の取扱量を簡単にまとめた統計結果を付表4に示した。

3つのタイプの骨董品の販路を比較した結果、象牙を販売する事業者の数、象牙製品の取扱量ともに、屋内骨董フェアの象牙の供給量が圧倒的に高いことが判明した（図10下）。他の2つの販路は、象牙製品の全体的な取扱量の面で多少似ている反面、屋外の市では数多くの露店が出店して、それぞれ少量の象牙製品を販売しているのに対して、骨董・古美術街では、これより少ない店が、これより多くの象牙製品を販売しているという相違点が見られた（図10下）。事実、骨董・古美術街では象牙製品が特定の店に集中する傾向にあり、東京の1つの店では最も多い178点を確認した。ここは実際のところ、小規模なアンティークモールの形態をとり、複数の事業者が商品のコレクションを展示していた。屋内のフェアでは、多くの出店者の重複が見られたのに対して、屋外骨董市と骨董・古美術街では重複は確認されなかった。非常設の屋内フェアには数多くのブースが出店し、公式な企業情報が得ることができなかったため、調査をしたアートギャラリーや古美術・骨董品店でこれらのフェアに参加したところがあるかを調べることは困難であった。その名称から調査チームが気づいたのは、1軒のブース／店舗だけである。

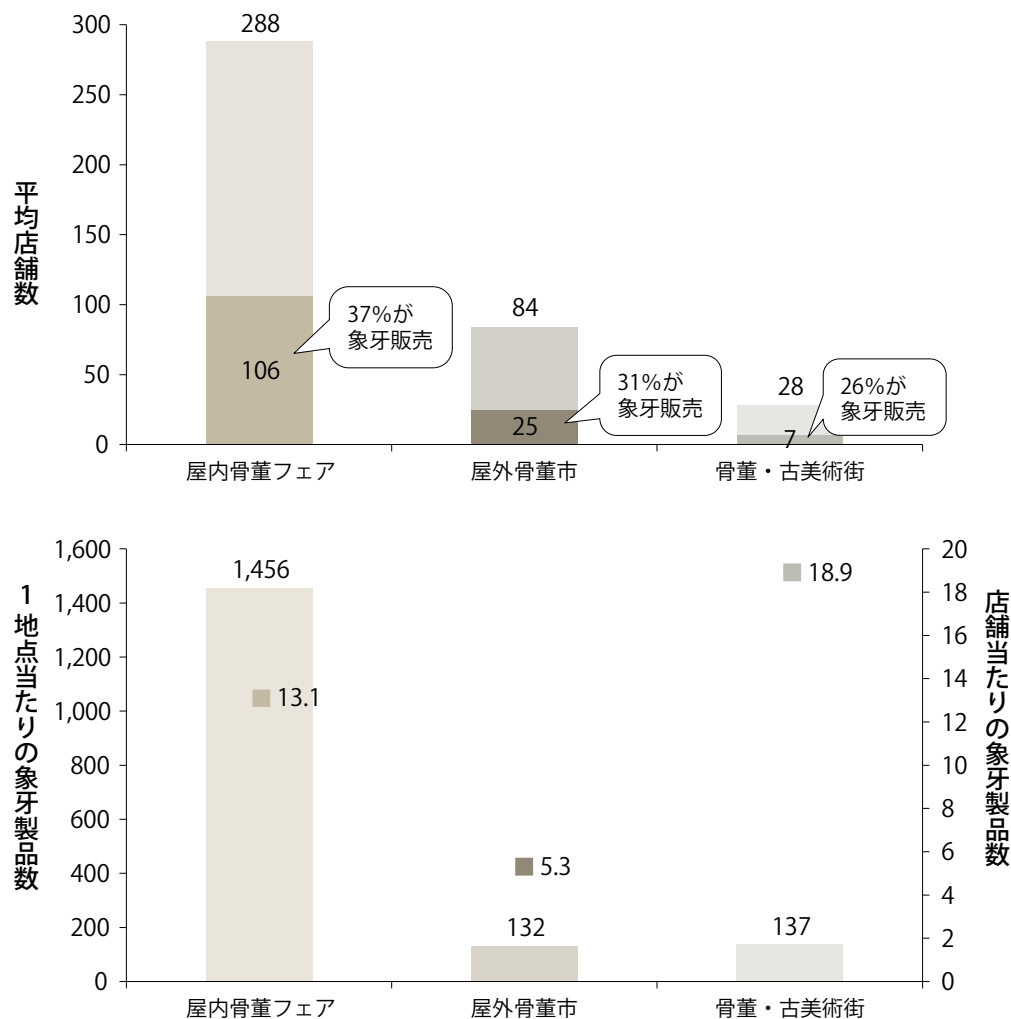


図10. 東京、京都、大阪の骨董品の販路における象牙製品の取扱量。1地点当たりのブース／店舗の平均数（屋内骨董フェアが4カ所、屋外骨董市が3カ所、骨董・古美術街が4カ所。各販路の詳しい結果は付表2～4で紹介している）。ブース／店舗の総数は各棒の上に記載し、販売されている象牙の数は濃色で示した。下：1地点当たりの象牙製品の平均数と、ブース／店舗当たりの象牙製品の平均数。骨董・古美術街の店の数に、調査日に営業をしていなかった店は、窓から中の様子を観察することができた場合を除き、含まれていない。

確認された象牙製品の種類を調査したが、どのタイプの販路でも、ほぼ似たような傾向が見られた。根付、彫刻と調度品、装身具が全体の62%～65%を占めた（図11）。このうち、彫刻と調度品の割合は、屋外骨董市が7.6%と、屋内骨董フェアの14.8%、骨董・古美術街の19.2%に比べ、目立って低い。これは、大阪の屋外骨董市のある出店者が指摘したように、高価でデリケートな象牙製品に関しては、気温や湿度の変化と直射日光が象牙にダメージを与え、ひび割れを起こす恐れのあることや、安全上の理由などから、屋外骨董市に展示するのに適していないという事実を反映していると思われる。事実、どの屋外骨董市でも全形象牙をみかけなかったのに対して、4カ所の屋内骨董フェアのすべてと、4カ所の骨董・古美術街のうち3カ所で、それぞれに少なくとも1本の全形象牙が展示されていた。全体的な傾向としては、全販路で数えられた象牙製品全体に全形象牙が占める割合はわずか0.6%に過ぎなかった。

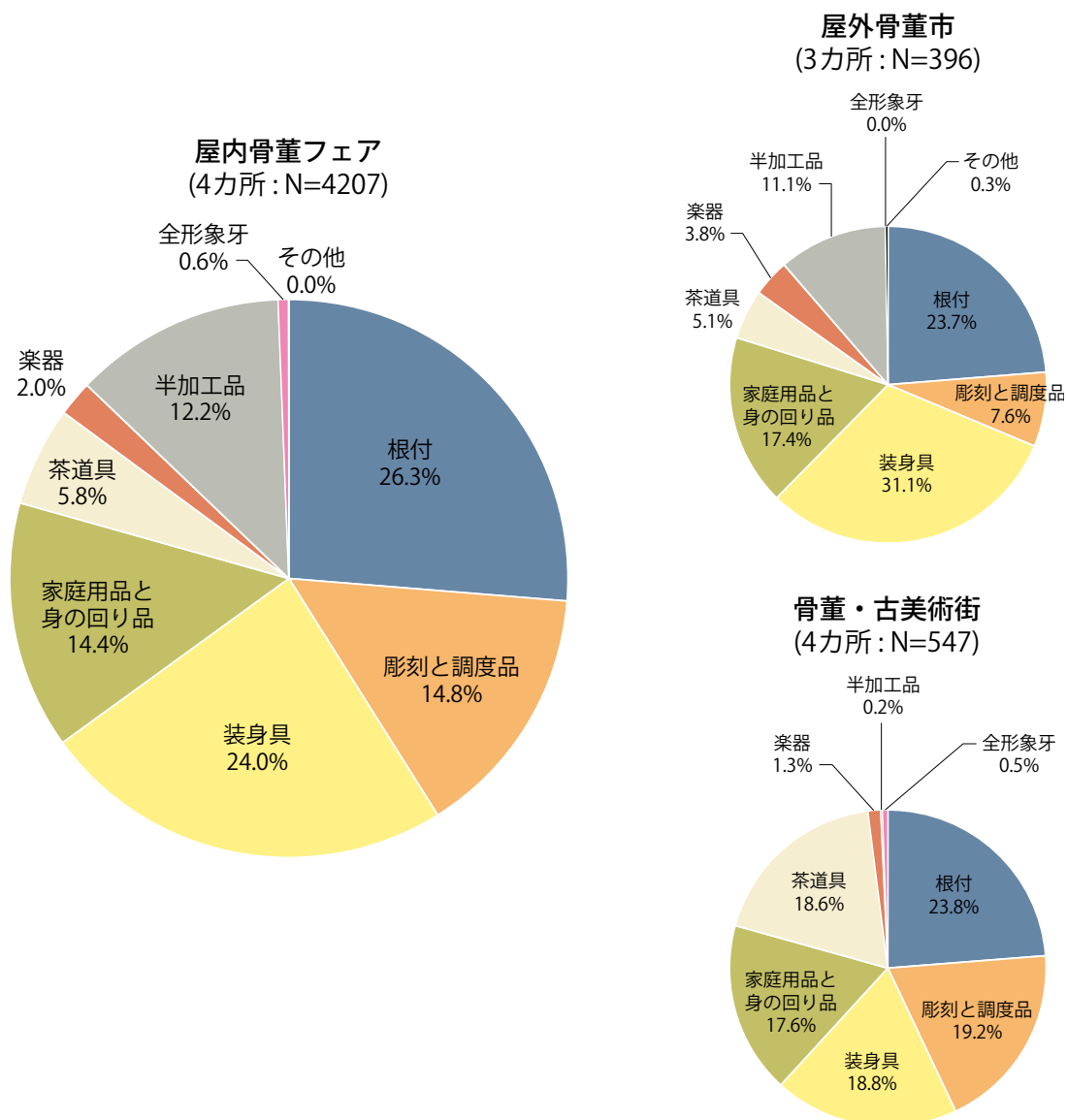


図11. 象牙製品のカテゴリー別の取扱量
屋内骨董フェアで重複していたブースは除外した。屋外骨董市に重複は見られなかった。



京都の骨董・古美術街の店に陳列されていた茶道具（象牙製の茶入れの蓋と茶杓）

もう一つの特徴的パターンは、骨董・古美術街での象牙の茶道具の取扱量が多い(18.6%)ことだが、これは、茶道具の販売に特化した専門店の数が多いことによる。京都の調査地点1には、茶入れの蓋を製作する象牙彫刻工房が1軒あった。茶会で使用される象牙製品の中では、この蓋が数的に最も多く、これに茶杓が続く(左ページの写真)。また、多くが最終的に装身具やアクセサリーのパーツに加工される象牙の半加工品は、屋内骨董フェアの数軒のブースで大量に、また屋外骨董市では少量見られたが、骨董・古美術街では確認できなかった(図11)。



東京と京都の屋内骨董フェアにあった象牙の半加工品。

「家庭用品と身の回り品」カテゴリーでは、欧米と日本、両方の骨董品を含め幅広い製品が見られた。屋内骨董フェアで展示されていたカテゴリー(各サブカテゴリーの製品の例については表2を参照)の内訳を図12に整理した。くしや印籠、ピルケースなどの身の回り品(32%)、箸などの食卓用品(25%)、パイプなどの喫煙具(19%)が過半数を占めていた。現在製造されている新しい象牙製品全体の約80%を占める(Kitade and Toko, 2016)ハンコの割合がわずかに10%にとどまったことは注目に値する。これは、使用する個人の名前が彫られていることから、中古のハンコの再利用とリサイクルが一般的ではないことを反映していると思われる。最後に、屋内骨董フェアで展示されていた彫刻と調度品のサイズを調べたところ、小、中、大の数はほぼ同じであったが、大(20cm超)が若干多かった(37%) (図12)。

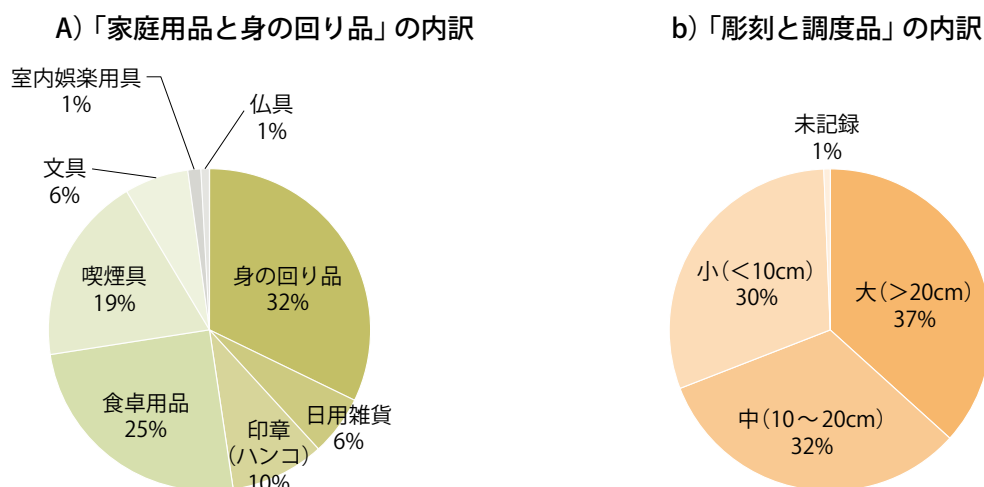


図12. 屋内骨董フェアで確認した象牙の製品カテゴリーの内訳：A)「家庭用品と身の回り品」をさらに細かい製品のタイプで分類(N=233)、B)「彫刻と調度品」(N=621)はサイズ別。各サブカテゴリーに分類される製品の例を、表1に示した。

象牙の出所と合法性

全体的に、骨董市場の販路では、真のアンティーク（例：100年以上前のもの）とこれより後（ワシントン条約適用前と後、両方）に製造された製品が混在していたが、全形象牙を除くこれらのすべてについて製品の合法性の証明（**Section 2.1**）が種の保存法で義務づけられていないため、製品の年代や出所を確実に判別することは不可能であった。合法性の証明のないこのような製品は取り扱われていた製品の99%強にのぼる。販売をする事業者と展示されていた全形象牙の合法性については、**Section 4.4.4**で評価している。

製品の出所については、欧米のアンティークの装身具と、日本の江戸時代から明治時代（1912年）までの古い根付、印籠、かんざし、煙管などの骨董品の多くを、真のアンティークとみて問題がないと思われる。シンプルな装身具（バングル、ビーズのプレスレット、ネックレスなど）、出所が不明な根付や彫刻など、大量に確認されたその他の製品の年代は定かではなく、ワシントン条約適用前であることも十分あり得るが、それよりも新しいものであるかもしれない。新しい象牙製品として、合法または違法に日本に輸入されたことが確認されたものはひとつもなかった。それでも、下の写真のアフリカ様式の彫刻など、日本以外で彫られたと思われる象牙製品で販売者がその正確な年代と出所について把握していない様子のものがいくつかあった。その他のケースでは、ブラシや小物入れなど欧米のアンティーク製品について、つい調査の前の週（すなわち2017年7月）に英国から輸入したものだと言及した製品もあった。



左：屋内骨董フェアにあったアフリカの象牙彫刻（正確な年代と出所を出店者は知らなかった）、右：「本象牙」として販売されていた新品の装身具。「TOKYO JEWELRY & Co.」とラベルに表示されている。出所は不明だが、ある出店者によると（日本以外の）アジア産だという。

全般的にみて、骨董市場で販売されている新しい製品は1989年に取引が禁止された後に日本で製造された現代の職人の作品と考えられ、根付や伝統的な彫刻が一般的である。これらの製品は、ディーラーを通して百貨店や象牙専門店で販売されることが多いが、調査チームは、骨董市場の販路で職人が新しく製作したものとして販売されていた製品をいくつか見た。しかし、前述のとおり市場で販売されているこうした各製品の出所と合法性を確認する方法はない。

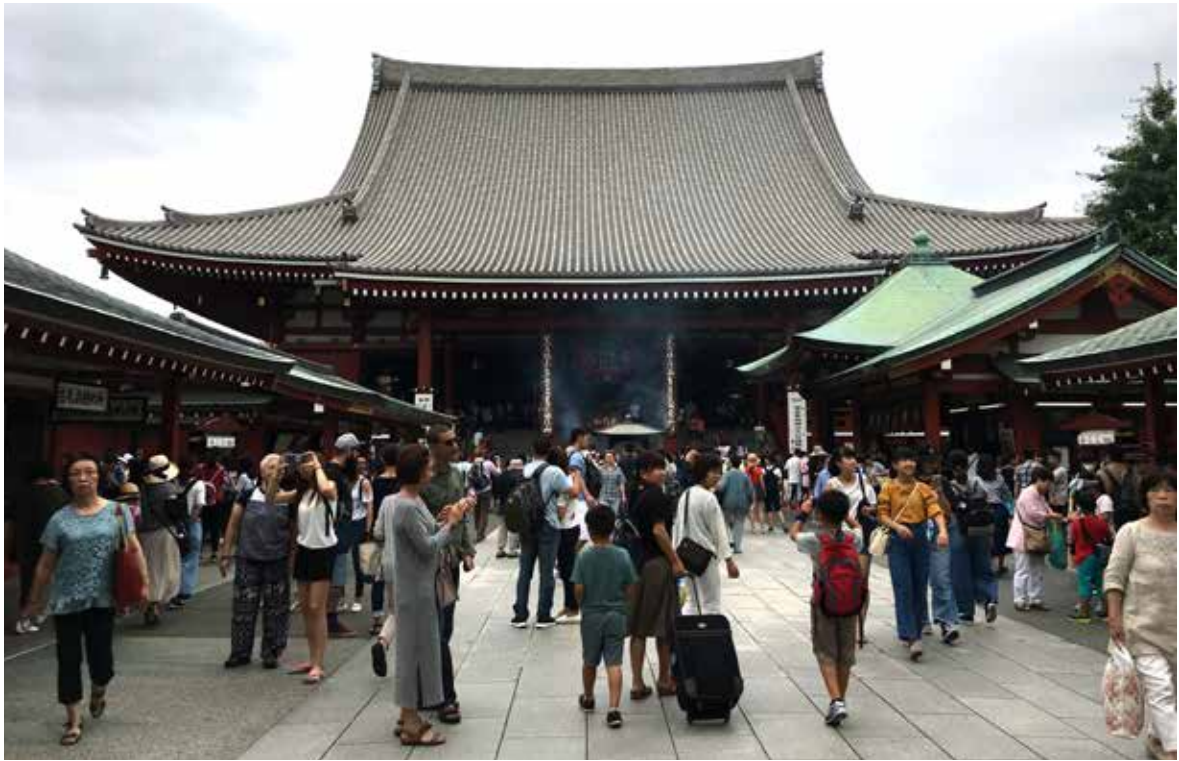
ある屋内骨董フェアでは、イヤリングやペンダントなどの新しい装身具を象牙製だとして大量に（50点以上）、安価（200円）で販売するブースがあった。これらは明らかに新品（すなわち、骨董市場で売られている他の装身具のような中古品ではなく）で、昔から国内市場向けに作られてきた装身具や、現代の日本の消費者に好まれる装身具のスタイルには合致しない。製品のラベルには日本製と書かれていたものの、どこで作られたものかという調査チームの質問を出店者ははぐらかした。象牙の骨董品などを専門に扱う別の出店者も、この種の象牙製品の一部を販売していた。この出店者は、販売しているその製品が、他のアジアの国で作られた可能性が高いことを認めた。これらの製品は非常に小さく、明らかに象牙の屑片で作られているため、いずれの出店者も本象牙として販売していたが、調査チームが目視で（シュレーゲル線から）真贋を確認することは困難であった。これらの製品が日本の骨董市場に出回っている他の象牙製品と比べると異色であることから、その合法性とそれらがターゲットとする客層に疑問が残る。

象牙の価格

骨董市場にあった象牙製品は、端材の半加工品の1個550円から、精巧に彫られた置物の380万円まで、製品の種類により価格に大きな開きがある。確認された象牙製品の数が最も多かった屋内骨董フェアで記録した様々な象牙製品の価格帯を**付表5**に示した。販路間で比較すると、価格は一般的に、製品カテゴリーが同じであればほとんど変わらないように見受けられた。全製品の価格を確かめたわけではないが、非常に高価な製品（例えば、約110万円超）があったのは、屋内骨董フェアと骨董・古美術街だけで、屋外骨董市や観光エリアにはないことがわかった。屋内骨董フェアでは、根付は、最安値が約12,000円、最高値が約370,000円で販売されていた。価格が最も高かったのは、彫刻と置物で、これに全形象牙が続く。屋内骨董フェアのある出店者は、全形象牙の価格は普通、重量で決まる（例えば1kgあたり6万円）と延べた。装身具では、欧米のアンティークが極めて高価で、1970年代から1980年代にかけて大量生産されたシンプルな装身具をはるかに上回る値段が付けられていた。中古の三味線の撥（バチ）は、その状態に応じて約3,000円から95,000円で販売されていた。

4.4.2. 観光エリアと象牙専門店での象牙製品の取扱量

販路の全体的特徴



浅草（東京）の浅草寺の表参道（2017年に調査を行った観光エリア）

今回の観光エリアの調査では、調査できた象牙販路のサンプルに限りがあるため市場の全般的な印象しか得ることができなかった。よって、ここで紹介する調査結果はほとんどが定性的なものであり、より幅広い調査を行えば、より多くの販路と象牙販売の実態が明らかになるかもしれない。それでも、今回の調査では浅草（東京）の浅草寺周辺の主要な通りを相当数カバーすることができた。ここでは観光客相手の少なくとも店舗4軒で、根付や装身具など観光客の土産に適していると思われる製品を中心とする様々な象牙製品が売られていた。1軒当たりの象牙製品の数は、最小が25点、最大が169点であった。京都でも特に人気の観光スポット、清水寺の参道で象牙を陳列していた店は2軒だけであった。そのうちの1軒は象牙の根付を3点、もう1軒は象牙製の数珠を10点ほど販売していた。これとは対照的に、大阪の四天王寺周辺にあった仏具店2軒はいずれも象牙製の数珠を置いていなかった。

百貨店もまた、観光客向けの重要な販路である。今回の調査では、大阪中心部にある大型百貨店1軒しか視察していない。ここには象牙製の茶道具、食卓用品、小型の置物などがあったが、数は少なく、建物全体で合計10点にとどまった。象牙の装身具はなく、これは以前に東京の様々な百貨店を調べたときと同じで、1990年に百貨店が象牙装身具の販売を止めた名残といえる（Kitade and Toko, 2016）。しかし、骨董・古美術街の事業者のインタビュー調査から、関東地方を中心とした地域の百貨店が非常設の展示会などを通じて、根付や置物などの新しい象牙彫刻を扱う主要な販路となっていることが示唆された。百貨店のフォローアップ調査を実施すれば、このような新しい製品の販売の傾向を把握する上で役立つかもしれない。

今回の調査では、象牙専門店も限定的にしかカバーできなかったが、大阪の事業者の店舗1軒、東京の職人の工房2軒、ディーラーの店2軒、卸売り業者の店舗2軒などを調べた。これらの店の

象牙の取扱量は他の販路に比べて傑出して多い。陳列数が最も多かったのは、東京の職人の店で560点を超え、これに400点ほどを置いていたディーラーの店が続く。陳列されていた製品の大半は、装身具、根付、小型の置物など、どちらかという小さい製品であった。大阪の事業者の店には、現代の有名な職人が製作した置物を中心に、100点以上が陳列されていた。東京の卸売り事業者のひとつは、皿や円筒など様々な形状の小型（15cm未満）の半加工品を数多く置いていたほか、べっ甲、天然石、真珠など別の素材と製品も扱っていた。

最後に、調査チームは調査地域内やその周辺で、専門的かつ実用的な象牙製品、具体的にはハンコ、茶道具、和楽器を販売する店を視察した。視察したのは、大阪の骨董・古美術街に位置する小規模なハンコ店1軒、東京のハンコ小売チェーン店1軒、京都の茶道具店1軒、東京の和楽器店1軒である。2軒のハンコ店には、異なる標準サイズのハンコが30点ほど置かれていた。いずれも、購入する客の注文を受けて、名前を彫っていた。茶道具店は、茶道をするアマチュアとプロ、両方向けの手ごろな価格の商品の品ぞろえが充実していた。30点ほどの茶入れの蓋が揃いの茶入れと一緒に販売されていたほか、象牙製の茶杓も2点あった。三味線とそのパーツの販売と修理に特化した和楽器店には、様々な種類の象牙の撥（バチ）が20点ほど置かれていた。

象牙の出所と合法性

骨董市場の販路と同様に、象牙専門店と観光エリアにあった製品の出所と合法性の判別も、全形象牙を除く製品の合法性の証明が法律で義務づけられていないため、全般的に不可能であった。観光エリアとその他の専門店には、骨董市場の販路より多くの新しい象牙製品があったが、これらの製品が種の保存法の規制に沿って国内で製造されたのか、あるいは違法に調達されたのかを見極めることは困難であった。事業者の法令遵守状況と販売されている全形象牙の合法性については、**Section 4.4.4**で分析している。

東京の店2軒で、憂慮すべき新しい証拠がみつかった。1軒は、浅草の観光スポットに見つかり、もう1軒は、貴金属と宝石を扱う事業者が密集する御徒町に位置する。特異的で目を引いたのは、陳列された商品に、中国人客をターゲットとした特徴的なデザインの新しい象牙装身具が含まれていたことである。これらは、日本国内の消費者向けに昔から作られてきたものとは明らかに異なる（下の写真）。2軒の店はいずれも、建物の中に届出ステッカーを掲示しており同じ所有者が経営しているようであったが、他の骨董店にもある普通の骨董商品を含め、およそ150点と200点をそ



東京の主要な観光エリアで中国語を話す販売員が運営する2つの店にあった、新たに製造された象牙製品。円筒、四角いプレート、円形のメダルのようなモチーフが特徴的なペンダント（右）は、中国市場で人気のある製品特有のものであるが、これまで日本の国内市場に多く出回ったことがない。シンプルな丸いビーズのブレスレット（左）も中国の消費者に好まれる。

れぞれ陳列していた。いずれの店の販売員も、中国語を母語とし、日本語は片言しか話すことができない様子だったが、新しい商品は東京近郊の船橋市の工場で製造されたものだと述べた。

トラフィックは、この2つの店舗について、経済産業省に通報した。出所が国内であるとして販売されていたが、その真偽を経済産業省は、その取引と在庫の記録を調査して確認する必要がある。可能であれば、製品の年代を科学的に測定して確認することも求められる。これら製品の国内での製造と販売は「合法」であり、実際の販売を現行法で規制することはできないが、これらの店舗が、違法な輸出として、象牙製品を日本国外への持ち出す可能性の高い客層をターゲットとしていることは間違いない（次のSection 4.4.3で精査している傾向）。

4.4.3. 象牙製品の需要

本調査では、象牙を扱う事業者を対象とした覆面でのインタビュー調査により、様々な象牙製品の需要の傾向も調べた。手法についての説明で述べた、インタビュー調査で求めた特定の要素（Section 3.4.2）の少なくともひとつに関する情報を引き出すことができた合計53件を「有効なインタビュー結果」として分析した。ただし、得られたのが象牙の年代と出所に関する情報だけであった場合、今回の分析では、そのやり取りを有効なインタビュー結果としてカウントしていない。様々な販路で有効なインタビュー結果を得ることができたが、最も多かったのは屋内骨董フェアでインタビューの回答の38%を占めた（図13）。

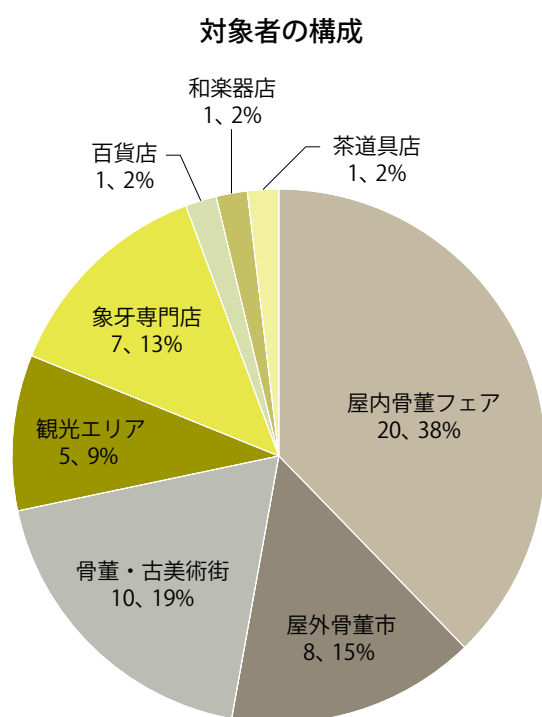


図13. 有効なインタビュー結果として分析をした対象者の属性 (N=53)

特定の象牙製品に対する需要を別にして、販路の種類を問わず、よく見られた顕著な傾向のひとつが、訪日外国人客の象牙に対する旺盛な需要である。例えば、このトピックについてインタビューをした販売者36人全員が、市場の主な傾向として、まず外国人客の需要を挙げた。さらに、調査チームが外国人客に象牙製品を販売したことがあるかと尋ねることができた販売者25人全員が、販売したことがあると答えた。このトピックに関して有効なインタビュー結果を得られなかった京都の屋外骨董市を除き、この傾向は、販路の種類とどの都市かを問わず共通して見られ、どの

場所でも少なくとも一人の販売者が象牙製品の外国人客の需要を認識しており、少なくとも一人が実際に外国人客に象牙を販売したことがあると回答した（表5）。

表5. 外国人客の象牙製品に対する需要についての販売者の認識と外国人客に象牙を販売した経験の有無

販路のカテゴリー	場 所	外国人客の需要 についての認識	外国人客への 販売経験
1 屋内骨董フェア	東 京 1	ある (5)	ある (4)
	東 京 2	ある (6)	ある (2)
	埼 玉	ある (3)	ある (3)
	京 都	ある (2)	ある (1)
2 屋外骨董市(蚤の市)	東 京	ある (4)	ある (2)
	大 阪	ある (1)	ある (1)
	京 都	質問せず	質問せず
3 骨董・古美術街	東 京	ある (1)	ある (1)
	大 阪	ある (5)	ある (4)
	京 都 1	ある (2)	ある (1)
	京 都 2	ある (2)	ある (2)
4 観光エリアと象牙専門店	東 京	ある (4)	ある (4)
	京 都	ある (2)	ある (1)
	大 阪	ある (1)	ある (1)

カッコ内の数字は、該当する販売者の数を表している。

全体として販売者が特に挙げた外国人客の出身国は中国（具体的には、次に説明する理由により、中国語を話す客）であるが、台湾、香港、マレーシア、インド、オーストラリア、米国などの国や地域も挙げられた。大部分の日本人販売者は、中国語とそのアクセントを簡単に聞き分けることができないため、販売者が言う「中国人客」に、台湾、香港、中国本土から来た人たちや、他国に住む中国系の人たちが含まれている可能性があることに留意されたい。中国系外国人客をターゲットとしたデザインの、新しい象牙アクセサリーを東京の観光エリアで販売している店舗2軒（Section 4.4.2）も中国人客に販売したことがあると答えた上で、杭州、北京、上海からきた中国人客への販売に具体的に言及した。

調査チームはまた、市場調査を行っている間に、外国人客が象牙製品を購入する現場を目撃した。2人の外国人（外見からすると、いずれも東アジア系でおそらく30～40歳前後の男女）が、それぞれ別の東京の屋内骨董フェアでアクセサリーと根付を買っていた。複数の屋内骨董フェアで数多くの象牙製品を販売していた欧米人の出店者2人をはじめ、骨董市場の様々な販路にも、象牙製品を販売する外国人事業者がいた。屋内骨董フェアと屋外骨董市には、日本人ではないアジア系の出店者も複数いた。扱っている商品の出所は不明だが、欧米人の出店者の一人は、母国より日本の方が、儲けがずっと大きいため、英国から象牙のアンティークを最近輸入していると言っていた。

象牙を扱う販売者から話を聞いたことで、特に骨董市場の販路における、訪日外国人客の需要の規模と、それにとまなう日本からの違法な輸出についてさらなる知見を得ることができた。多くの販売者の話によると、最近では、市場で象牙を購入するのは中国系外国人客が中心であり、こうした客は観光客ではなく、顧客の代わりに、あるいは母国の市場で販売するために、製品を買い付けてマージンを稼ごうとするバイヤーであることが少なくないとのことである。さらに、需要があるのは象牙だけではなく、銀製品なども中国系外国人客が好んで買っていることが明らかになった。販売者らは、このようなバイヤーがよくスマートフォンで写真を撮り、インスタントメッセージで母

国の顧客と連絡をとってから、価格の交渉をすることや、その店に陳列されている象牙製品すべてを買い占めたことがあったことを話した。ある販売者は、こうした傾向を、最近よく話題になる家電などの「メイドインジャパン」の製品を中心とした、訪日中国人観光客による「爆買い」になぞらえた。事実、調査チームは、東京の屋内骨董フェアで象牙のアクセサリーを買っていた東アジア系の男性を、翌週に京都のフェアでも見かけた。この男性は観光客というより、単独のバイヤーのようにみえた。



東京の観光エリアにある店に陳列されていた象牙製品。左の写真の、「メイドインジャパン（日本製）」をPRするステッカーは、中国語と韓国語でも表示されている。

多くの販売者が、いわゆる象牙の「爆買い」はこの半年ほどの間に幾分減ったと指摘しており、その理由として口をそろえて挙げたのは、中国で法執行措置が強化されて、中国への象牙製品の密輸に携わった者に厳しい罰則が科されるまでになったことであった。インタビューを行った販売者は概して、訪日バイヤーから情報を得て、違法な輸出のこのような動向について詳しく知っていた。外国人のバイヤー、特にこれまで自らの店で象牙製品を調達していた中国系バイヤーが、厳しい罰則を避け、象牙の買い付けに興味を示さなくなったと言う販売者が多かった。外国人客の需要が本当に減退したのか、まだ定かではないが、市場調査の間に見た外国人客による購入状況と、象牙製品をつい最近こうした客に販売したと述べた販売者の数が、需要の継続を裏付けているといえるかもしれない。屋内骨董フェアの販売者の一人は、一般のバイヤーが捕まる一方、資金力のある顧客をバックに持つ外国人バイヤーは今でも、賄賂を使って税関をすり抜けていると指摘した。だが、この発言の真偽を確かめることはできず、インタビュー調査からさらなる詳細を得ることもできなかった。

日本の消費者の需要については、外国人客のそれと比べると特に、非常に少ないというのが、骨董市場の販売者の一般的な認識であるように見受けられた。海外市場向けのデザインの新しい象牙製品を東京で販売する中国系経営の2店舗は、日本人やその他の外国人客が古い象牙製品を好むのに対して、中国系外国人客は新しい製品を好むと述べた。ある販売者が、新しい象牙製品の国内需要は、ハンコ製品にほとんど集中していると話していた。根付については、複数の販売者が国内では日本人コレクターの需要があるとしながらも、欧州や中東など海外市場の需要は日本よりずっと堅調だと述べた。

外国人がよく訪れる大阪の骨董・古美術街にあるハンコ店の販売員が言っていたように、象牙のハンコが、他の外国人客には人気がないようだという点は注目に値する。他方、茶道で使用される象牙製品に対する外国人客の需要は、様々な販売者の話から裏付けられた。その背景には、海外での茶道文化の人気の高まりと、象牙の蓋が付いた茶入れなどの道具が持つ美的魅力があるという。和楽器に使用される象牙製品に対する需要が、海外市場でどの程度あるかについては、本調査で明らかにすることができなかった。

4.4.4. 販売者の法令遵守状況と姿勢

販売者の国内取引規制の遵守状況と、違法な行為に対する姿勢を調べた。まず、国内取引規制により、販売者は、陳列するすべての全形象牙に登録票を掲示するか、その他の媒体（例えばカタログやインターネット）で広告するときには登録記号番号を表示することが義務づけられている。実店舗の調査中に、屋内骨董フェアで24本、骨董・古美術街で3本、観光エリアと象牙専門店で10本、合計37本の全形象牙を確認した（**図14**、左）。このうち、客に見えるように登録票を掲示し合法的に広告がされていたのは12本（32%）にとどまり、これには登録票の原本ではなくコピーの掲示も含まれた。国内規制を守って陳列されていた全形象牙12本は、屋内骨董フェアと観光エリアで、それぞれ7本と5本であった。登録票の未掲示は違法な広告にあたるが、インタビュー調査中、一人の業者は掲示はしていないものの登録票を持っていると主張した。

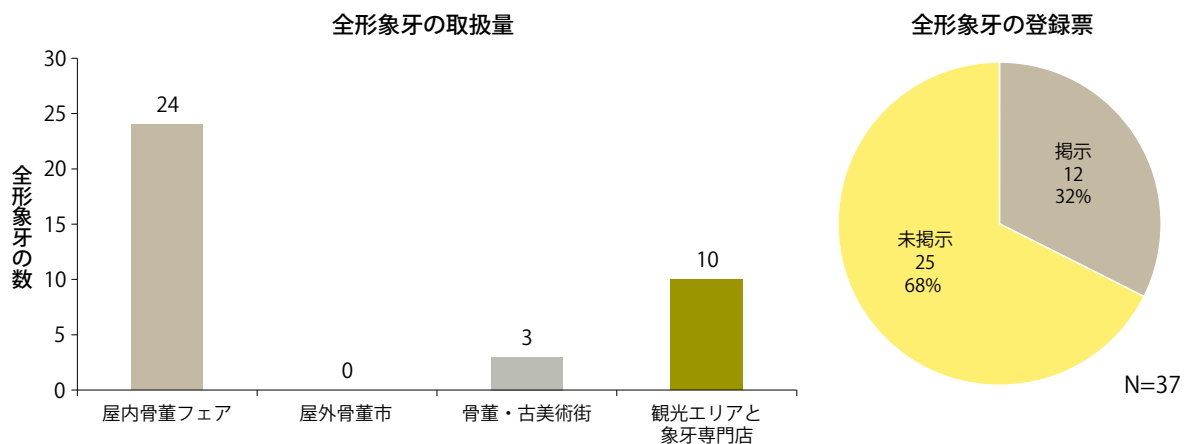


図14. 左：販路全体の全形象牙の取扱量。右：全形象牙の登録票の掲示状況（N=37）。複数の屋内骨董フェアで確認されたブースの重複はカウントから除外した。



室内骨董フェアで登録票の掲示なしに展示されていた全形象象牙

国内規制では、経済産業省への事業の届出が義務となっている。2018年6月に改正法が新たに施行されると、届出制度から登録制度に変更され、事業者の登録番号の掲示も義務化される（Section 2.1を参照）。しかし、調査の実施時点では、まだ義務ではなかったことから予想していたように、届出ステッカーを掲示していない販売者が大多数を占めた（図15）。届出ステッカーを掲示する店の割合が最も多かったように思われたのは、観光エリアの実店舗と象牙専門店で、これに骨董・古美術街の店が続ぎ、逆にこの割合が圧倒的に少なかったのは非常設の市であった。その一方で、調査チームはインタビュー調査を行っている時に、一部販売者が、象牙を販売する何らかの事業「許可書」を持っていると主張したり、場合によっては、実際に奥から届出ステッカーを持ってきて調査チームに呈示したりする場面に遭遇した。そのため、届出をしている販売者の割合は実際にはこれより大きいと予想される。

象牙を販売していることを確認した事業者の情報を経済産業省に照会したが、届出をせずに違法に営業している事業者の数の確認は、本報告書の刊行に間に合うわなかった。非常設の骨董市（屋内と屋外）で象牙を販売していた事業者に関する類似のデータについては、そもそも企業情報がなく、経済産業省に照会することができなかった。屋内骨董フェアの複数の販売者から、骨董フェアで象牙を販売しているブースの一部が、届出をせずに営業している可能性があり、このような販売者が主催者によるチェックが行われないことを上手く利用しているという話がされた。トラフィックが電話で連絡を取ったある屋内骨董フェアと屋外骨董市の主催者に、実際に届出の有無の確認がされていないのが事実であることを確認した。非常設の他の市も、同じような状況にある可能性が高いと思われる。全体的にみて、インタビュー調査を行った販売者の大半は、象牙取引の国際的な規制と国内規制についてよく知っていた。その一方で、一部の販売者は、象牙の国内販売に対する

規制を誤って理解していたほか、屋外骨董市には、規制の存在も知らないように思える出店者も少数ながらいた。

最後に、覆面でのインタビュー調査で、違法な行為（違法な輸出）を促すことに対する事業者の姿勢を調べた。骨董市場の各販路で、客を装った調査チームが象牙を日本国外に持ち出してもよいかと33人の販売者に質問をしたところ、大多数（73%）が、いずれかのレベルで「問題ない」と答えた。この内訳として、46%が象牙の輸出は原則的に禁止されているとした上で、小さな製品であれば持ち出せると示唆し（2名は、「全形象牙でなければ」とした）、21%が条件を明確に述べずに構わないと答え、残りの6%が規制の内容をよく知らないが、問題ないはずだと回答した（**図16**）。国際的な規制に準拠した行動を促した販売者は少数派で、わずか9%が認められないと明言し、3%が客（調査チーム）に許可書の取得が義務づけられていることを伝え、9%が勧めないもののどうしてもと言うなら売ると答えた。最後に、6%が、製品を購入した後は、法律で定められた輸出手続きを適切に踏む責任を負うのは客であると述べた。

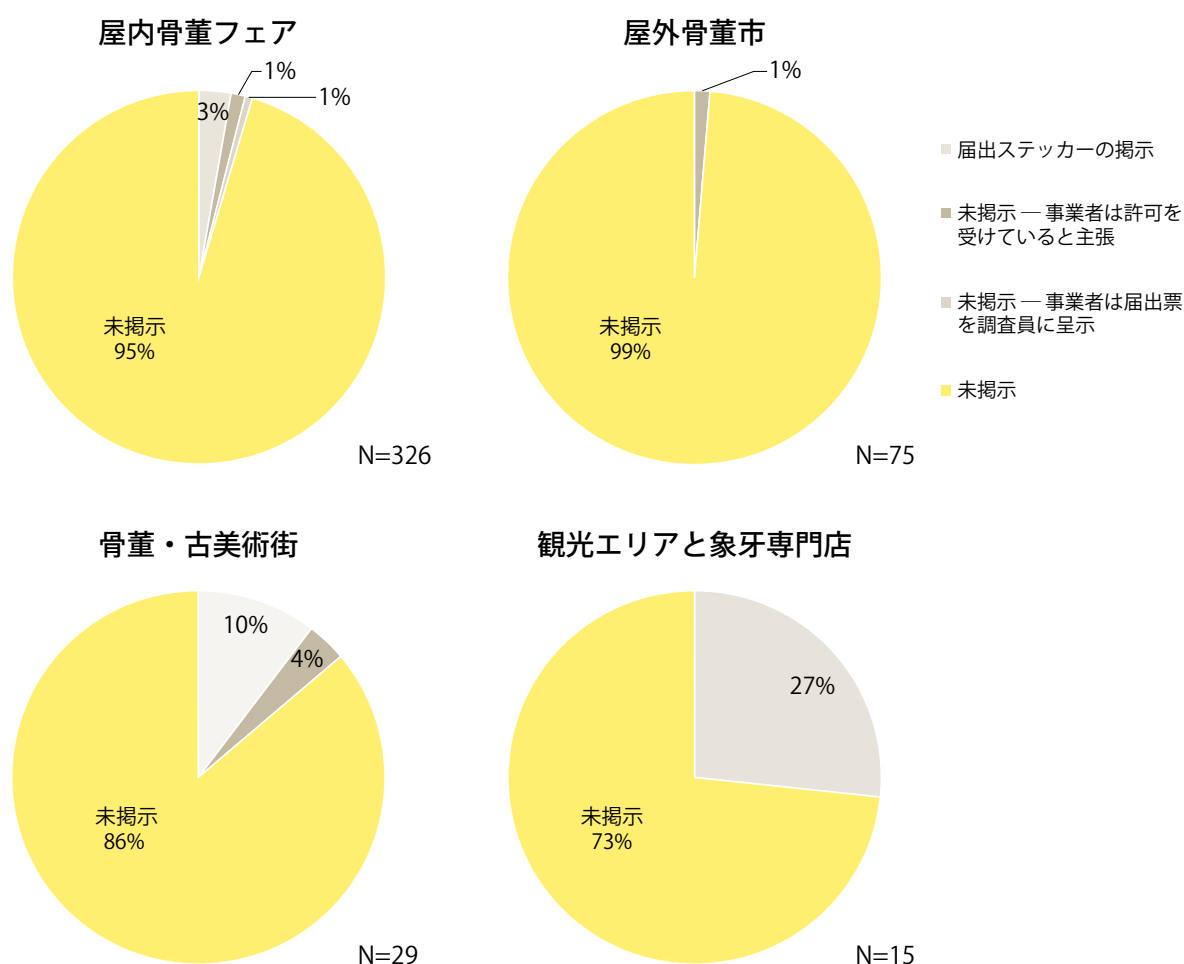


図15. 2017年6月から8月の実店舗の調査中に確認された各販路の届出ステッカーの掲示状況。調査を行った時点では、届出ステッカーの掲示は義務化されておらず、実際に届出をしているブース／店舗の割合はこれより大きいと予想される。

「象牙を日本国外に持ち出してもよいか？」
に対する販売者の回答

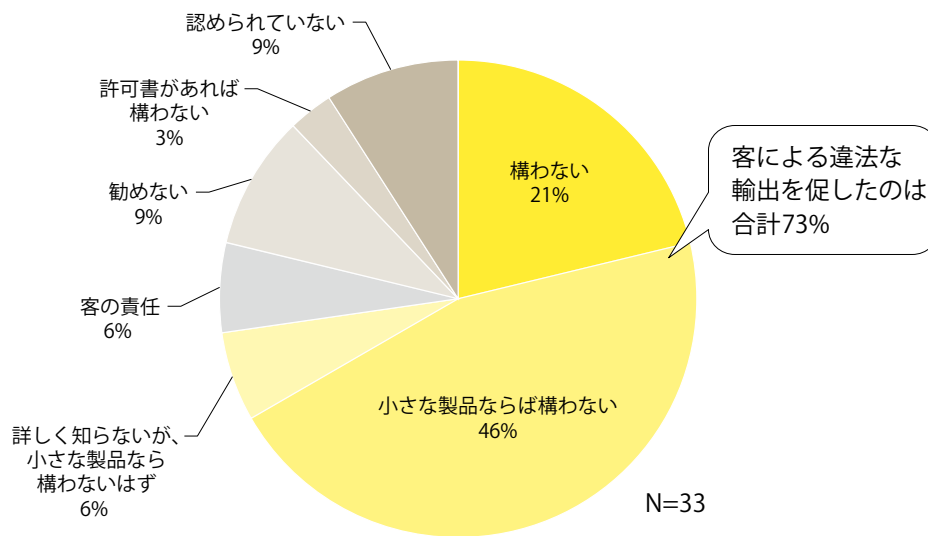


図16. 客を装った調査員からの、日本国外に象牙を持ち出してもよいかという質問に対する販売者の回答 (N=33)。

象牙の違法な輸出を奨励した販売者の中に、経済産業省に届出をして合法的に営業をしているところはいくつあるかを直接確認することはできなかった。だが、このうち少なくとも6販売者については、調査チームが届出ステッカーの掲示を確認し、別の2販売者も「許可書」を持っていると述べた。その内訳は、屋内骨董フェアの2出店者、骨董・古美術街の3店舗、観光エリアの1店舗、象牙を専門に扱う事業者2軒で、地理的には東京、大阪、京都の3都市にまたがる。「象牙と象牙製品は国外に持ち出せません」と書かれた、政府発行のステッカーやポスターを店舗内に掲示しながら(下の写真)、その脇で、小さな象牙製品をどのように隠して持ち帰るのがよいかを調査チームに公然と教え、外国人客(調査チームなど)に象牙製品を勧める事業者も見られた。そのうちの、



トラフィックが調査した届出事業者の店舗に掲示されていた政府発行の「象牙・象牙製品は禁輸です」と日本語、英語、中国語で記載されたポスター。違法な輸出につながると知って外国人(調査チームなど)に小さな象牙製品を購入するよう促した事業者の店内に掲示。

骨董・古美術街の一事業者は、調査チームに、大きい声では言えないが、法執行が手ぬるいと思われる香港や上海経由なら、ずっと簡単に象牙を密輸できると教示した。ただし、このような発言内容の信憑性は確認できていない。また、インタビュー調査を行った事業者の過半数が、他国に比べ、日本の規制と執行体制が「手ぬるい」と強調していた。

4.5. 骨董品取引

4.5.1. オークション

オークションハウス

大手オークション会社を対象に電話インタビュー調査を行った結果、公開のオークションハウスでの象牙取引がごく一部のオークションハウスに集中している可能性が高いことがわかった。その一方で、事業者を対象とした非公開のオークションでの取引量が多いと示唆する調査対象者もいた。本報告書では、公開のオークションについてのみ述べる。

コンタクトをした大手オークション会社10社のうち、5社が自社のプラットフォームでは象牙を取引していないと述べたのに対して、残りの5社は象牙が出品されることはめったにないが、たまに出品されると答えた。これ以外に、インタビュー調査を行った会社から象牙取引の重要なオークションであると聞いた国内オークションハウス2社（毎日オークションと古裂會）について、インターネットで閲覧できるオークションカタログと落札記録から取引状況を詳しく調べた。2017年5月から9月の調査対象期間に、これらオークションハウス2社は、それぞれ2回と3回、象牙製品を取引するオークションセッションを開いた。このようなセッションの開催回数は、毎日オークションが年に4回、古裂會が年に6回程度である。インタビュー調査を行ったオークションハウスの中の1社も、2017年10月に東京でセッションを開く予定であり、これに5本の全形象象牙を含む合計17点の象牙製品が13のロットで出品されていることがわかった。このオークションは調査

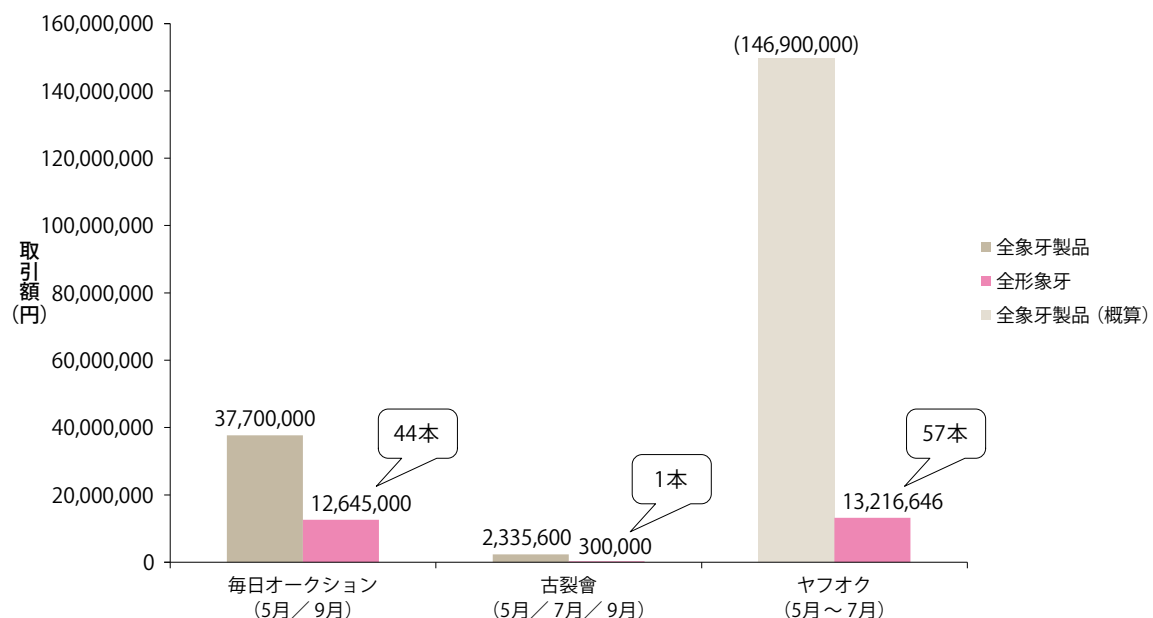


図17. 2017年の所定の期間にオークションハウス（毎日オークションと古裂會）とインターネットオークション（ヤフオク）で取引された象牙の金額。毎日オークションの総取引額には、同じロットで全形象象牙と一緒に落札された加工象牙製品2点の金額も含まれている。古裂會の総取引額には、同じロットで象牙製品と一緒に落札された象牙以外の製品数点（根付と装身具）の金額も含まれている。ヤフオクの象牙の総取引額については、Kitade (2017) の4週間分の推計値を外挿して3カ月間分の金額を求めた。本調査では、時間的な制約によりインターネットオークションについては3カ月間の期間と全形象象牙取引のみを対象とした。

期間外に行われたため落札結果を追跡調査していない。このオークションハウスは、日本で毎年約4回のセッションを開催している。

日本で一般に公開されるオークションハウスでの象牙取引としては、毎日オークションが他の追従を許さない最大規模を誇っていた。調査期間の間に、毎日オークションの2回のセッションで取引された象牙製品の総額は約3,770万円に達したが、これは古裂會の3回のセッションの取引額（約230万円）の16倍以上にあたる（図17）。取引された全形象牙の数は、毎日オークションが44本に上るのに対して、古裂會はわずか1本にとどまった。2つのオークションハウスでは、取引される象牙製品の種類も異なったが（図18）、同じオークションハウスの各セッションは、出品される象牙の数と種類が似かよっていた。全形象牙を別にすると、根付、彫刻と調度品が毎日オークションで出品された象牙製品全504点の過半数を占めた（図18）。このうち、423点（84%）が落札された。古裂會では、家庭用品と身の回り品のほか、装身具も多く、合計113点が出品され、72点（64%、図18）が落札された。全形象牙以外の製品の出所と合法性の判別が不可能な点は、販路の種類を問わず国内の全象牙取引に共通する問題であり、オークションハウスでも同様であった。

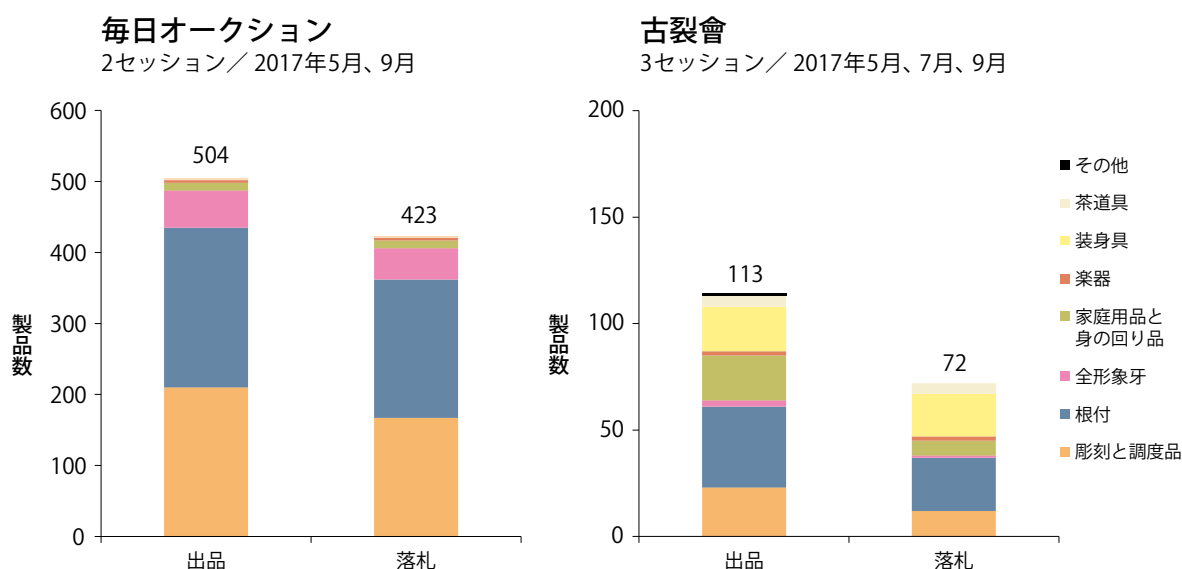


図18. 2017年5月から9月にかけて開催された2つのオークションハウス（毎日オークションと古裂會）で落札された象牙製品。各棒の上に記載された数字は、出品または落札された象牙製品の総数を表す。

インターネットオークションとの比較

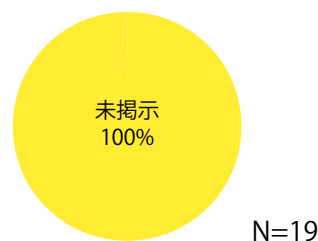
一部製品の取引額を日本最大のインターネットオークションサイトのヤフオクとも比較した。スタッフの時間が制限されていたことから、ヤフオクの調査期間は2017年5月から7月までの3カ月間とし、全形象牙の取引だけを記録した。この期間にヤフオクで取引された全形象牙の数は57本で、2017年5月から9月までの5カ月間に毎日オークションで取引された数を上回った（図17）。ただ、ヤフオクで取引されたこれら全形象牙のうち2本については、記録に記載された登録番号が同じことから、繰り返し出品されている可能性が高いことが判明した。トラフィックのこれまでの調査（Kitade 2017）では、ヤフオクにおける4週間の取引額を、全象牙製品（象牙が全体の大部分（見た目にしておよそ90%）を占める製品）を含めて4,520万円と推計していた。これを外挿して3カ月（約13週）間の金額を求めると、5月から9月にかけて毎日オークションで取引された金額の4倍近くに当たる1億4,690万円を超えた（図17）。出品される数量に増減があり、正確に比較することは難しいが、ヤフオクでの取引が（一般に公開された）主要な2つのオークションハウスを合わせたそれを大幅に上回るとは間違いないと考えられる。

取引規制の遵守状況

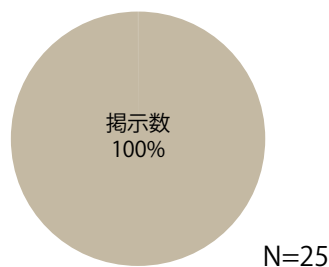
調査をしたオークションプラットフォームで取引された全形象牙を対象に、全形象牙の登録に関する規制の遵守状況を調べた。全般的にオークションハウスでは、遵守状況が極めて悪く、登録票または登録記号番号が適切に掲示されずに、全形象牙が違法に広告または取引されていた。毎日オークションでは、1回目のセッションで取引された全形象牙19本のうち、登録票や登録記号番号が適切に掲示されていたものは皆無であった（**図19**、左）。カタログをみると、各全形象牙に「登録票あり」という表示があり、それ以上の詳細は掲載されていなかった。これは、古裂會で取引された全形象牙1本と10月に開催されたもうひとつのオークションのセッションに出品されている全形象牙5本についても同様であった。調査チームが毎日オークションの下見会を実際に訪れて確認したところ、展示のあった全形象牙には登録票が一切添付も掲示もされていないことがわかった（これ以外のオークションハウスについては、実際の状況をチェックするために現場を訪れることができなかった）。トラフィックは、毎日オークションで確認した状況を環境省と警察に通報した。なお、その後に開催されたセッションについては、カタログですべての全形象牙に登録記号番号が適切に表示され、下見会でも実物の登録票が掲示されていることが確認された（**図19**、左）。しかし、1回目のセッションで取引された全形象牙がすべて登録されたものであったかは確認できていない。

毎日オークション

1回目のセッション



2回目のセッション



ヤフオク

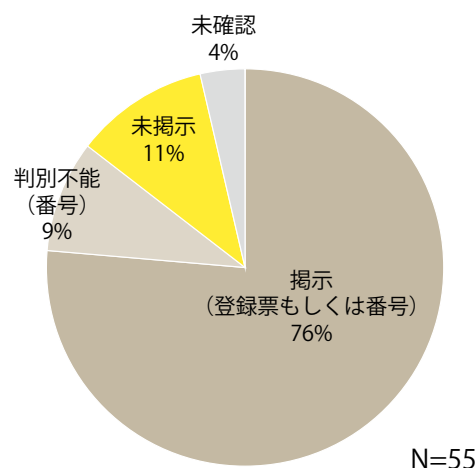


図19. 調査期間に毎日オークション (N=44) とヤフオク (N=55) で取引された全形象牙の登録票または登録記号番号の掲示状況 (毎日オークションは2017年5月と9月に開かれた2回のセッション、ヤフオクについては2017年5月から7月までの3カ月間)

ヤフオクにおける全形象牙の登録票または登録記号番号の掲示割合は、少なくとも毎日オークションの1回目のセッションと比べて高かったが、それでも取引された全形象牙の24%で番号が確認できなかった（**図19**、右）。この内訳として、登録票の写真を掲示しているものの解像度が低く内容を読めないものが9%あり、4%については、オークション期間中に広告と共にアップロードされた写真がすべて削除されていたため、登録票が適切に掲示されていたか判断することが不可能であった。こうしたケースのいずれでも、出品者は説明文に登録番号を記載していなかった。最後に、11%（6件の取引記録）が登録記号番号の表示も登録票の写真の掲示もせずに全形象牙を違法に広告し、取引していた。これらのうち1件を除くすべてで、オークションハウスのカタログに見られる

ような「登録票あり」の記載があった。ヤフオクでは、全形象牙の違法取引の排除を目指し広告のモニタリングが継続的に行われているが、その実施に課題がまだ残っていることが明らかとなった。



左：オークションハウスで未加工全形象牙の登録票が掲示されている様子。右：インターネットオークションサイトに掲載され取引されている登録票付きの磨き象牙のスクリーンショット

調査チームは、オークションハウス1社の下見会を訪れて、重大な内部情報を得た。見込み客を案内していたオークションスタッフの一人が、彼らのオークションプラットフォームで取引される全形象牙について、近年日本から中国に密輸するルートに流れていたと調査チームに打ち明けた。このスタッフによると、象牙は中国人の顧客の間で非常に人気があったが、中国での取り締まり強化による摘発と関係者に対する厳罰の執行により、その密輸ルートはもう機能していないということであった。こうした中国で密輸活動の大規模な取り締まりが主因となり中国人バイヤーによる象牙の購入が減少したことは、前述のとおりインタビュー調査を行った実店舗の販売者からも度々聞かれた話である（Section 4.4.3）。このオークションスタッフは、象牙製品のオークションへの出品が最近増えたとも話しており、このスタッフの解釈によると、これは中国で市場の規制がさらに強まるまえに象牙製品を売り払おうとする動きかもしれないという。トラフィックはこれらの情報を警察に伝えたが、警視庁によると人的資源に限りがあるため、この件に関する捜査は行われなかったとのことであった（トラフィック私信、2017年6月）。



オークションハウスの下見会で展示されていた未加工象牙

最近まで違法な輸出とのつながりがあったという上記の内部情報にもとづき、今回の調査では、オークションハウスとインターネットオークション両方で取引される全形象牙の登録記号番号を追跡し、これらすべての全形象牙について政府のデータベースに記録された情報と合致するか、また、

取引が行われた後に日本国内での所有権変更が然るべく報告されているかを調べるのが目的のひとつであった。これは、すなわち「行方不明」になった、あるいは国際的な違法取引に流れた可能性のある登録全形象牙はないかを調べるプロセスである。しかし、環境省からは、人的資源の限界から、これを行うことができないとの回答があった。今後、違法な輸出を防ぐためにも、このようなモニタリングが行われ、全形象牙の国内取引を対象とした登録制度の執行が強化されることが強く求められる。

最後に、ヤフオクで全形象牙を販売している出品者の形態と届出状況を調べた。届出番号を掲示していたのは14事業者、していなかったのは5事業者であった。このうち届出をせずに営業している事業者があるか確認するため、企業情報を経済産業省（とヤフージャパン）に報告したが、本報告書の刊行時点までに経済産業省から確認の回答を得ることはできなかった。届出番号を掲示していなかった別の5出品者も、広告ページに記載された情報から事業者である可能性が極めて高いことがうかがえた。さらに、自らが事業者であるという表示が一切なく、象牙を出品している個人と思われる出品者も15人いた。ヤフオクの象牙出品者を対象とした前回の分析結果から、個人と思われる出品者についても、その大部分が別のオークションにも同時に出品していることが確認され、事業目的でオークションサイトを利用している可能性が高いことがわかっている（Kitade, 2017）。本報告書では、こうした「個人の」出品者について追加の分析をしていない。なお、種の保存法では（全形象牙の取引は、1本ごとに登録が必要となるものの）厳密には、全形象牙だけを取引し、その他の象牙製品を一切扱わない事業者に対して経済産業省への届出を義務づけていない点に留意されたい。しかし、このような「選別」は古物や骨董を扱う事業者にとってあり難い状況といえる。そのため、今回の調査で届出をせずに全形象牙を取引していることが特定された事業者について、その他の象牙製品の取扱いの有無をさらに調べる必要がある。

4.5.2. 象牙買取業者

取引規制に対する姿勢と知識

古物・骨董買取を行う50事業者を対象に覆面の電話調査を行い、個人が保有する象牙の買取に対する姿勢を調べた。調査チームは、亡くなった家族の遺品である全形象牙と加工象牙製品の売却先を検討する客を装った。対象となった50事業者は、美術品や骨董買取業者、貴金属買取業者、質屋、リサイクル事業者などで、いずれも「骨董買取」サービスを手がけていた。対象事業者の所在地は日本全国30都道府県に及ぶ。電話で連絡をした事業者の中には、複数の店舗を展開する事業者の支店もあったが、ほとんどが単独店の事業者であった。

大多数（50事業者のうち38事業者、割合にして76%）が象牙製品を買取る意向を示した（図20、左）。別の2事業者は、買取を条件付きとして、その製品の目視確認と全形象牙買取に関する会社の最新の方針のチェックをしてから決めると答えた。買取をしない理由の大半は、近年、象牙取引に対する規制が益々厳しくなっているという認識を中心としたものであった。象牙の買取を断った事業者のなかには、かつては象牙取引に携わっていたが、規制が厳しくなり止めたと話す者もいた。会話の中で、過去の象牙の買取実績について詳しく打ち明けるよう対象者に促すことは難しかった。対象者の中に、経済産業省に届出をして営業している事業者がどれくらいあるか、その数を確認することはできなかったが、確認のため調査結果と対象者の企業情報を経済産業省に照会した。

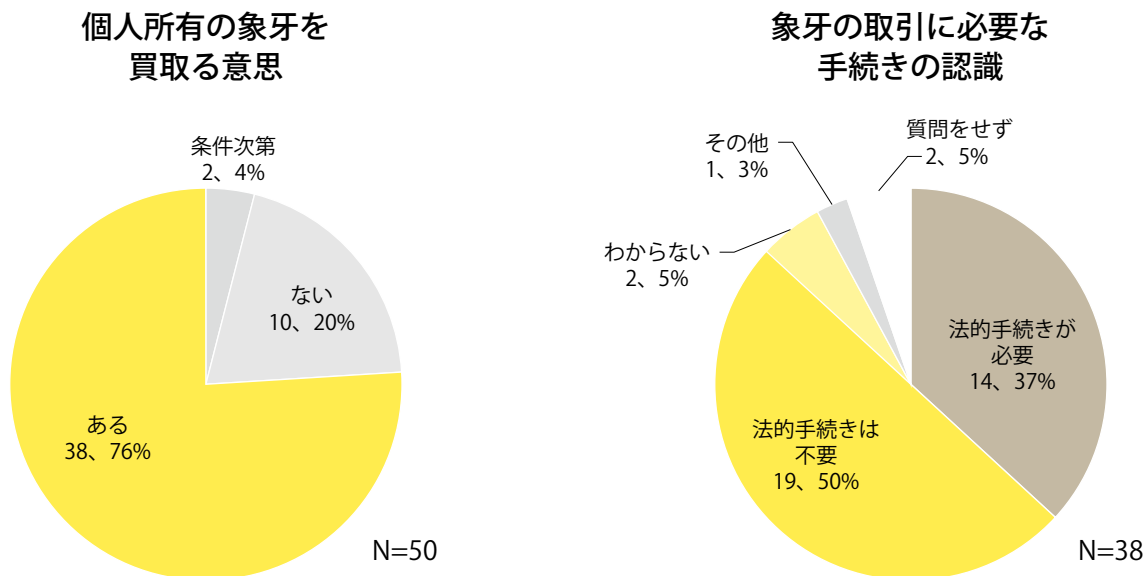


図20. 左：個人が保有する象牙（全形象牙と加工象牙製品）を買取る事業者の意向の有無（N=50）、および右：個人が保有する象牙を買取る意向を示した事業者の象牙取引に必要な手続きに対する認識（N=38）。「その他」は、調査員の質問を、象牙の真贋を証明する上で必要な手続きに関するものと勘違いした事業者である。

全形象牙の取引に必要な合法性の証明に対する事業者の認識と姿勢が特に注目される。象牙製品を買取る意向を示した事業者のうち50%（38軒中19軒）が、象牙を取引する際に法的手続きの必要はないと回答したが、この行為は、未登録全形象牙の違法取引にあたる（図20、右）。別の2事業者は、手続きの有無についてはわからないとし、また1事業者が象牙の真贋の証明に関する手続きと混同していた。必要な現行の法的手続きについて言及しなかった事業者は合わせて過半数を超えた（55%）。これら事業者のほとんどは、単に知識不足であるように見受けられ、これは同時に、経済産業省に届出をして営業をしている可能性が低いことを示唆しているとも考えられる。その一方で、3事業者は、登録しなければ全形象牙を取引できないことを熟知しながらも、登録のない全形象牙を買取ると示唆した。これら3事業者はいずれも、買取った後に自らが登録を行うと調査チームに主張した。特に印象的だったある事業者は、未登録で買取った象牙を、欲しがっている彫刻師に売るという秘密の合意がある旨を口にした後、このような行為は法律に違反すると公然と認めた。象牙取引に必要な法的手続きについてきちんと説明をした事業者の割合は37%であった。これらの事業者は、全形象牙を取引するにあたっての登録手続きについても熟知していた。一方、ある事業者は、2年ほど前まで未登録の象牙を買取っていたと認めたが、現在では象牙を適切に登録するよう客に頼んでいると強調した。

次に、インターネットで「象牙買取」を宣伝している上位10事業者を対象に、同様の覆面での電話調査を行った。10事業者の内訳は、4事業者が骨董専門、1事業者が象牙製造業者、残りが骨董や貴金属全般の買取を扱う事業者であった。これら事業者はいずれも全形象牙の取引に対する規制を熟知しており、登録が事前に必要だと強調し、調査チームに登録の申請方法を教える事業者もあった。しかし、これら事業者のうち2事業者は2017年に、過去に大量の未登録全形象牙を違法に買取ったとして警視庁に摘発されたことに注目する必要がある（詳しくは、Section 4.3を参照）。さらに、調査対象となった別の1事業者の別の支店も同じく、未登録全形象牙の買取で2016年に摘発されている。これらの事件はいずれも、その後検察に送致されたが、メディアで公表されている情報によると起訴には至っていない。

象牙の需要と取引ルート

インタビュー調査の結果から、象牙の需要の傾向と古物・骨董市場におけるその潜在的な取引ルートもある程度明らかになった。2つのサンプル（一般的な骨董買取を行う50事業者とインターネットで「象牙買取」を宣伝していた10事業者）の結果を一緒にまとめた。

一般的な骨董買取業者サンプルの間では、象牙の需要が減退しているという認識が強かった。象牙の需要の傾向について何らかの言及をした一般的な骨董買取業者は18事業者で、このうち13事業者が象牙の需要と価格が低下していると明言し、中には、できるだけ早く手持ちの象牙を売るよう調査チームに勧める事業者もあった。「象牙買取」に特化する10事業者のうち5事業者も同じ見方を示し、今後の象牙市場の見通しに悲観的な理由として、規制の厳格化と保全問題に対する意識の高まりを挙げた。その一方で、象牙取引の需要について、変化していない、あるいは、低迷していないと考える一般的な骨董買取業者も4事業者あった。ある事業者は、国際的な政治環境が変わることがあれば、希少な象牙の需要が今後上昇する可能性があるという楽観的な見方を示した。

過去の象牙の需要について、かつては需要が旺盛な東アジアの市場に（違法に）輸出されていたため、象牙の価格が高かったと話す一般的な骨董買取業者が4事業者あった。こうした傾向が見られたという時期は事業者により異なったが、2～6年前まで続いていたと発言していた。これらの事業者によると、特に中国の規制と執行措置の厳格化が需要に影響を与え、ここ最近は外国人客が象牙の買い付けを控えるようになったという。

電話調査を行った買取業者の話から、その後の象牙製品の複数の取引ルートが明らかになった。全形象牙は通例、ハンコ、その他の製品の製造向けに製造業者に販売されるのが一般的であることがわかった。加工象牙については、最終的に骨董を扱う事業者かコレクターの手に渡る傾向にあるという回答が最も多く、このほかに私用目的で購入する客がいると話した事業者もいくつかあった。2事業者は、買取った象牙製品をインターネットで販売するとした。ある事業者は、象牙製品が一般の人がアクセスできない骨董業者の非公開市場に出されることも示唆した。最後に、一般的な骨董買取業者のサンプルの3事業者は、象牙製品が最終的に中国の市場に流されると述べ、別の2事業者も、それぞれ2、3年から5、6年前まで象牙を中国に販売していたと認めた。しかし、今回の電話調査ではこれら事業者がどのように違法取引に関与していたかの詳細は明らかにできなかった。

5. 考察

5.1. 国際的な違法取引と日本の国内市場

5.1.1. 違法輸出

2011年から2016年にかけて、日本から違法に輸出される象牙が増加し、少なくとも2.42tの象牙が押収されている。また、そのほとんどが中国向けであることも明らかになった。さらに、ワシントン条約取引データに照らして比較すると、EUや英国など他の主要な象牙市場では象牙の合法的な輸出が近年伸びを示しているのとは異なり、日本からのワシントン条約適用前に取得された象牙の合法的な輸出は同じような増加をみせていないことがわかった (Department for Environment Food and Rural Affairs, 2017; TRAFFIC, 2017a)。つまり、日本からの象牙の輸出の増加が、主に違法なルートで生じている可能性が高いと考えられる。押収の報告と市場で集めた情報を精査した結果、日本と中国の間で違法な象牙取引を行う密輸ネットワークの活動も鮮明になった (TRAFFIC, 2015a)。日本の象牙市場で売買をしている一部事業者も違法な象牙取引の推進に加担していることがうかがわれた。調査を行った様々な骨董市場と観光エリアの販路の販売者の実に73%が、訪日外国人が購入する象牙製品 (中でも小さなもの) を、公式な許可 (すなわちワシントン条約で求められている許可書) が必要であるという説明なしに、日本から持ち出しても構わないとほめかしたほか、主要なオークションハウスとインターネットオークションが違法輸出のための相当量の象牙の調達元として利用されている実態も明らかになった。中国を中心とするアジア市場への象牙の流出については、再販売目的で個人から全形象牙を買取る骨董業者等も指摘していた。

実店舗の調査を実施した中で、かつてない新たな動向も明らかになった。東京の主要な観光エリアで中国系 (おそらく日本国籍ではない) 人物が運営する2つの店舗にて確認された、日本で一般的に見られるスタイルとは異なる、もっぱら外国人に訴求する象牙製品の販売である。いずれの店も、東京近郊の船橋の工場で商品を製造していると述べていた。この動きにより、世界的な象牙の需要に応じる形で日本の象牙市場が変化していること、さらには、違法輸出向けをあらかじめターゲットとする象牙製品を製造して外国人客に販売し、利益を得るという組織犯罪の新たな構図も浮き彫りとなった。こうした現象は同時に、ラオス人民民主共和国、ベトナムなどのアジア諸国や、ジンバブエなどのアフリカ諸国でも確認されている (Liu, 2015; Vigne and Martin, 2017; T. Kitade *pers. obs.* July 2015)。ETISの押収データには、未加工象牙が商業規模で違法に日本に持ち込まれたことを示す証拠がないことから、こうした新しい象牙製品の製造に使用される牙の出所は、事業者自身が明言しているように国内の古い在庫である可能性が高いかもしれない。それでも、新たに密輸された象牙が使用されていないことを確認するため、経済産業省は、その工場を実際に視察し、事業の仕組みや背景を調査すべきである。これに加え、科学的手法による製品の年代の特定も望まれる。

海外消費向けに象牙製品を新たに製造するこのあからさまな事例は、日本国内の骨董市場や観光エリアの実店舗でより一般的に見られる、日本の象牙製品に対する外国人客の需要の高まりと並行した現象であることがうかがえる。本報告書の調査結果からは、外国人客だけでなく、海外の顧客のために買い付けをする外国人エージェントによる象牙の購入が一般化していることがわかった。これも、組織犯罪の活動を示すサインである可能性が高い。その一方で、一部事業者の話によると、2017年前半頃に外国人バイヤーの象牙需要が減退し、これが中国における違法取引の取り締まり強化によるものであるとの話が聞かれた。しかし、2017年夏の調査期間中も、外国人客やバイヤーによる購入、買付は続いており、実際の需要がどのような傾向にあるのかは、予断を許さない状況である。確かにいえるのは、日本の国内市場はこのような海外需要に 대응しており、それが違法なルートを通じた日本からの象牙の著しい流出を招いてきたということである。こうした問題に歯止めをかけるためには、的を絞った有効な対策を緊急に打つ必要がある。近年、訪日外国人が急増

しており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会前後にその勢いが一気に加速すると予想される（Japan National Tourism Organization, 2017）ことを考慮すると、日本からの象牙の違法輸出の問題は今後、さらに深刻化する恐れがある。

5.1.2. 違法輸入

本報告書で収集し分析した情報からは、日本に大量の象牙が密輸品として違法に流入していることを示唆する証拠はないといえる。実際のところ、2011年から2016年までのETISの押収記録をみると、未加工象牙に関わる押収事案は2011年の米国からの1件（未加工象牙は3.3kg）と2015年のナイジェリアからの1件（同4.0kg）の2件にとどまる。しかし、象牙取引の動態が世界的に激しく変化するなか、日本でも違法な象牙の輸入という将来の潜在的脅威を十分に警戒し、これに対処することが重要であり、そのためには国内管理体制の改善が不可欠である。例えば、ETISの記録から、加工象牙が隠蔽のため塗装されてアフリカから日本に郵便で違法に出荷される事例が2015年に4件あったことがわかっている。また、ワシントン条約の合法取引でも、複数のアフリカゾウ生息国が出所とされる象牙の輸入が日本側にはワシントン条約に許可された取引として記録があるものの、これに合致する記録が輸出国側がないという事例も数件あった。今までのところ、これらは単発的な事例であるようだが、日本が依然として違法な象牙の輸出先のひとつとしてみなされていることがうかがえる。また、日本が2011年から2016年の6年間にETISに報告した押収はわずか22件にとどまっているが、これと比較して、近年象牙市場が一段と縮小している英国、ドイツ、フランスが同じ6年間の間（2011年から2016年）に報告した押収件数は、それぞれ430件、267件、395件に上る（T. Milliken、私信、2017年11月10日）。さらに、日本から違法に輸出された象牙の押収については、日本がETISに報告した件数が7件にとどまり、そのすべてで中国が輸出先である一方、日本からの違法な輸出の仕向地が中国であった全データに着目すると、日本で行われたこれらの押収は実に全体の6.2%に過ぎない。これに対して、残る93.8%（件数にして106件）が中国当局により押収されている。輸出に対する規制執行管理は、輸入に対するそれより一般的に弱いとはいえ、ETISの一方に偏った押収記録をみると、日本の国境における法執行の有効性に疑問を投げかけざるを得ない。さらに、象牙市場の規模がずっと小さい他国と比較して日本の押収率が全般的に低いことも、こうした懸念を強めている。

次に、日本の現行の規制の抜け穴が骨董市場の販路とオークションで取り扱われる象牙製品の出所と合法性の判別を相変わらず難しくしている。これは、市場調査中に確認された、特に新しく製造された製品、または、年代の古い骨董品の従来型（例えば根付など）とは異なるタイプの製品を調べるにあたって、大きな問題となった。この点において、現行法のもと合法性の証明が必要なのは全形象牙だけだが、全形象牙が骨董市場の販路で取り扱われる象牙製品全体に占める割合は1%に満たない。これは、米国や英国など世界最大級の骨董市場が、特定の年代の前に生産された象牙製品だけを合法的な「アンティーク」とみなすと法令で定め、かつ、このような骨董の象牙の国内取引でさえ禁止する方向に動いているのとは対照的である（Department for Environment Food and Rural Affairs, 2017; Kramer *et al.*, 2017; Lau *et al.*, 2016）。規制の遵守状況にも問題が見つかり、例えば、市場で確認した全形象牙全体の68%でいまだに登録票の掲示がなかった。また、象牙を販売する事業者については、経済産業省に届出をすることになっているが、現行法で掲示が義務づけられていないことなどから届出ステッカーを実際に掲示している事業者は著しく少なく、合法的な事業者か否かの判別は困難であった。調査を進める中で、象牙を扱う非常設の骨董市の出店者や、個人所有の象牙を買取る意向を持つ一般的な骨董買取業者の（地域を問わず）相当な割合が、経済産業省に届出をせずに営業をしている可能性が高いとの印象を持った。こうした緩慢な国内市場管理の状況は、すでにかんがりの象牙の流出を可能にしているだけでなく、今後、違法な象牙の流入が万一現実となったとしても、それを防止または排除する体制を整えていない日本の国内市場の問題を一層浮き彫りにする。

5.2. 国内市場管理のさらなる課題と今後

今回の調査を通じて明らかになった、国内市場の管理を阻むさらなる障害は、象牙取引事業者による法令遵守レベルの低さ、解消されないオンライン取引規制上の課題、全国で個人（または法人）が保有する数量が不明な全形象牙の国内在庫である。これらの問題点が違法な象牙の輸出のために悪用されていることが示された。

5.2.1. 事業者による法令遵守レベルの低さ

象牙を取引する事業者による法令遵守レベルの低さは、日本では種の保存法による規制とこの執行が手ぬるいという認識に起因していた。様々な骨董市場と観光エリアの販路を調査したが、こうした見方は、その全体で聞かれた。一部の骨董買取業者の間では規制の厳格化の認識が示されたものの、インタビュー調査では、全形象牙や象牙製品の買取に関心を示した骨董買取業者の実に50%近くがその取引に対する規制についてそもそも認知していない様子であり、中には法令について知ってはいても、法の目をかいくぐるつもりであることを示唆する事業者までいた。さらに、届出制度の下で「合法的」に営業している事業者の違法行為も明らかになった。最も明白な違反事例としては、象牙取引に携わっていることを経済産業省に届け出ている骨董業者らによる、常習的な無登録全形象牙の取引が挙げられた。2017年に警察が摘発した2件の事件は、合計で容疑者が39人、押収された無登録全形象牙が27本という大規模なものであったが、起訴には至らなかった（TRAFFIC, 2017b; WWF Japan, 2017b）。本報告書のために実施した市場調査ではさらに、一部の骨董業者がこのような慣習を現在も行う姿勢でいることも判明した。また、骨董市場と観光エリアの販売者も全般的に、外国人客による違法な象牙の輸出を促進し、これから利益を得ることに対して、道徳に反する姿勢を公然と示していた。こうした姿勢は、政府が2016年11月に古物業界の事業者に対し通知やポスターなど送付して周知を試みたにも関わらず（Public-Private Council for the Promotion of Appropriate Ivory Trade Measures, 2017）観察されていることから、これらの対策の効果がほとんど及ばなかったことは明らかである。

政府の監督が不十分であるほかに、違法行為として警察が摘発した事件に対する司法当局の厳格なフォローアップの欠如も、一部事業者による法令不遵守が続く現状の一因であることがわかった。例えば、2013年に大幅に強化された種の保存法の取引規制違反に対する罰則も、無登録全形象牙の違法取引を抑止する役割をほとんど果たしていない可能性が高い。2017年に明らかになった、このような違法取引の大規模な2件の事件ですら不起訴に終わっている（WWF Japan, 2017b）。これら事業者は、事件による影響を何ら受けていないように見受けられ、本調査の時点では、個人が保有する象牙の買取サービスを含め営業を続けていた。このような状況のなか、2018年に導入される種の保存法の規制強化により、古物業界の大半の象牙関連事業者の意識と姿勢を変えることができるとは到底考えられない。これに加え、種の保存法の違反事例で、警察による国際的な違法取引の背景を追及する捜査の欠如も明白となった。本報告書のために行った覆面調査から得られた、オークションハウスで取引された象牙が最近まで密輸により日本国外に持ち出されていたという内部情報についても、トラフィックが警察に提供したところ対応はされなかった。警察が限られた資源の中で国内の違法な野生生物取引への対処に取り組んでいる一方で、特に国際取引に関わる野生生物犯罪の問題の優先順位が低いことが、広範に及ぶ捜査と厳格な司法措置を阻んでいる現状がうかがわれる。

5.2.2. 解消されないオンライン取引規制上の課題

日本では象牙のオンライン取引が法律で禁止されていないことから、インターネットで象牙が販売されていることは驚くに当たらないものの、その取引活動の規模が同等の実店舗をしのぐ場合もあることから、オンライン取引の重要性は極めて高いと言える。全形象牙を含む中古の象牙製品については、本調査で調べた一般に公開されたオークションハウスを合わせた数より、最大手インターネットオークションサイトの1社の出品数が多かった。eコマース事業者が違法出品のモニタリングの取り組みを強化しているものの、違法取引の排除にあたっての課題はなかなか解消されないこともうかがえた。この課題とは、本報告書のために実施した調査の一部でも確認されたような、登録票や登録記号番号が掲示されていない全形象牙の違法取引や、必要な合法性の証明を免れている可能性が高い匿名の事業者と個人による取引への対処などである。後者は、「匿名性」がそのプラットフォームでの取引を構成する重要要素であるオンライン取引ならではの課題といえる。

さらに、押収事件を精査した結果、少なくとも3つの大規模な事件で、インターネットオークションを中心とする日本のeコマースサイトで入手された象牙が大量に日本から密輸されていることがわかった。ある事件では、ヤフオクで購入した3.2tもの象牙の違法輸出を加害者が告白し、中国で最高15年の禁固刑を受けている（People's Court Daily, 2013）。ほかにも、合わせて400kgを超える未加工象牙と加工象牙などが違法に輸出された事件が少なくとも2件あった（Changcheng Web, 2016; People's Court Daily, 2013; Zhejiang Electronic Port, 2012）。自社のプラットフォームでの象牙の取引をいまだに認めている日本のeコマース事業者においては、国内取引を規制する現行法の範囲内での象牙取引の合法性を担保しようと努めてはいるものの、このような取り組みでは違法に輸出される象牙の調達元としてそのプラットフォームが今後も悪用され続けることを防止できないことは明らかである。これは、前回の調査報告書で明らかになった、eコマースサイトで違法に輸入された象牙の特定と排除に対応する法規制がないため、既存の国内規制を執行しても役に立たないことは対照的な例といえる（Kitade, 2017）。中国では、インターネットを通じた象牙の取引については、それを適切に管理し、ロンダリングを通じての違法な象牙の国内市場への流入や違法取引を防ぐことはできないとの認識から、これを全面的に禁じている（Milliken and Kitade, 2017）。日本のオンライン象牙取引の存在が、国内違法取引のみならず、すでに違法輸出などを通じ国際的な違法取引にも看過できない影響を及ぼしていることから、日本でもこれを全面的に禁止することが強く推奨される。

5.2.3. 全形象牙の国内在庫に対する管理の欠如

最後に、全形象牙の取引の管理が大きな課題であることは間違いない。本報告書のために調査した骨董店、観光客向けの店、オークションハウスなどいずれの販路においても、法に従い、登録票を実際に添付または掲示して販売されている全形象牙が非常に少なく、全形象牙の国内取引の法令遵守にも大きな問題があることが確認された。しかし、真の課題は、違法な広告や登録票のない国内取引の防止ではなく、個人が保有する象牙のリサイクルにより活発化している日本の全形象牙の国内取引が、国境を超えた違法取引を助長し、海外の需要を満たすことがないよう徹底させることにある。残念ながら、こうした事態はすでに起きており、押収データによると日本国外への違法輸出として押収された未加工象牙（カットピースを含む）が少なくとも1.66tある。本報告書のために実施した調査から、実物オークションと（個人が保有していた全形象牙を扱う）骨董買取業者を通じた全形象牙の海外市場への流出が起きているとの知見も得ることができた。本調査の非常に重要なフォローアップとして、オークションハウスとインターネットオークション、両方のオークションを対象とした調査中に調査チームが記録した、登録票もしくは登録記号番号が掲示されて取引された全形象牙67本について、環境省は内部データベースをチェックし、その所有権の変更の報告が然るべく行われ、「行方不明」になっている牙がないことを確認することが求められる。

環境省が現在展開している、全形象牙の任意の登録を促すキャンペーンと、2019年夏から計画されている合法性の証明の要件の強化では、国内在庫に対する管理を向上させる手段として十分ではない。タイ政府は2015年に、登録制度を全国で導入するとともに、事業者と個人、両方が保有するすべての全形象牙をおよそ3カ月の期限内に登録することを義務づける法律を制定し、成果を上げた。その結果、4,400人を超える個人の220tを超える象牙が登録された（TRAFFIC, 2015c）。日本政府がこれに似た対策を打つことができない合理的な理由があるとは考えにくい。違法な輸出の現状を踏まえると、所持されるすべての全形象牙の義務登録を実施することに加え、国際的な違法取引への流入を防ぐために、厳格なトレーサビリティとマーキングを伴う制度を導入し、取引自体を制限することを含めたさらなる規制措置が早急に求められる。



6. 結論

本報告書の調査結果を引用する際は、ハンコや伝統的楽器などの製品の製造産業、およびこれらの主流小売市場が評価の対象になっていない点に留意されたい。よって、本調査報告書の対象となった古物・骨董市場を中心とした各分野の非合法性と不遵守状況の程度をこのようなそれ以外の国内象牙市場の状況と見なして、その現状を描くことはできない。日本で新しい製品に対する需要の減退傾向が続いていることはまず間違いない。消費者の関心の低下 (Kitade and Toko 2016) はもちろんのこと、eコマース業界では、楽天株式会社と株式会社メルカリが2017年7月1日と11月19日にそれぞれ、自社のサイトでの象牙の販売を禁止した (TRAFFIC, 2017d; WWF Japan, 2017a) ほか、日本最大のショッピングモールチェーンであるイオンモール株式会社も、2020年3月までに象牙の取扱をすべてやめる方針をテナントに通知した (Gendai Publishing, 2017)。こうした動きもまた、日本の消費習慣全体における象牙の重要性の低下を物語っている。

その一方で、全体的に見ると、本調査報告書で明らかになったように、日本では国内象牙市場の規制が緩く、ワシントン条約で許可されたワンオフ・セール (一回限りの取引) による合法的な象牙の輸入の恩恵を二度受けた国に期待されるような厳しい管理がされているとは到底言えない。前回の調査報告書では、日本の象牙市場衰退の歴史について調べ、『政府による政策転換から、業界の対応の変化や社会の意識変化まで、市場の衰退を招く主な要因は様々あるが、必ずしも各レベルで、野生生物の持続可能な利用に向けた取り組みとして規定化されてこなかった』 (Kitade and Toko 2016) ため、この衰退を、将来も続く傾向の前触れと勝手に決め込んではいならないと特徴づけた。今まさに、「歴史は繰り返す」が現実には起きているのかもしれない。海外の需要の高まりにより日本の象牙市場が刺激され、これが違法な象牙の輸出を招いている。現行の規制に有効なメカニズムがなく、象牙の国内市場を政府が十分に監視できない現状、司法システムを含む法執行の効力のなさ、利益を優先して違法な象牙取引も辞さない、多くの事業者の不道德な姿勢が、こうした動向を加速させる恐れもあり、何より日本では、政治的コミットメントの欠如から、違法な野生生物取引撲滅を目指す世界的な取り組みと足並みがそろっていない。また、一般の人たちの規制要件に対する認識の低さと、自身の購買決定がもたらす影響に対する思慮の欠如もまたこの一因となっている。

結論として、幅広い抜本的な対策を講じなければ、日本の国内市場全体に見られる現状は、ワシントン条約決議 10.10 (CoP17で改正) 第3パラグラフの勧告に従った閉鎖が妥当であることの証になる。この点に関して、日本の国内市場が現代の「密猟」に寄与していることを示唆する証拠はほとんどないが、世界的にみても象牙の需要が旺盛なアジアやその他の市場に象牙を違法に輸出することで「違法取引」に寄与していることは疑いの余地がないことが示されている。そこでトラフィックは、第一に、後で示す緊急対策を講じて、違法輸出、および違法または無規制に行われる国内取引を阻止すること、そして第二に、ワシントン条約決議 10.10 (CoP17で改正) 第3第4パラグラフに定められている「密猟または違法取引に寄与しない」狭い例外の範囲を規定しながら、日本における市場閉鎖に向けて必要な法律、規制および法執行手段の検討を開始することを提言する。

市場を閉鎖するこのプロセスは、突き詰めると、厳しく規制されたシステムを確立することであり、国内の在庫と狭い例外の下で制限された合法的な取引を包括的かつ法的強制力のあるメカニズムで効果的に管理することを意味する。日本の場合、このような狭い例外を規定しつつ国内取引を停止していくためには、様々なステークホルダーと一般の人々に波及する社会面、経済面、文化面の複雑な影響を解決するプロセスとともに、精緻な法的枠組みと規制面の改革が必要となる。日本はこれまでのところ、ワシントン条約のNIAPプロセスには含まれないが、本報告書の調査結果にもとづきトラフィックは日本もNIAPプロセスのもとこれらの措置を講じるべきであると考えている。違法な象牙取引が続いている現状とワシントン条約決議 10.10 (CoP17で改正) から伝わる切迫感を

踏まえると、日本政府は、国際社会の責任あるメンバーとしての自覚を高め、象牙取引問題への対処を優先課題として一丸となって取り組む必要がある。



©Martin Harvey / WWF

7. 提言

日本における違法取引を阻止するための緊急対策

1. 日本からの象牙の違法輸出を阻止するために
 - a. 財務省は（税関を通して）、輸送・物流セクターとの協力のもと、象牙の需要が高いことが十分に裏づけられている中国などアジア諸国／地域に向けて出国する旅行者等を対象とした水際取り締まりの警戒を強めること。税関は、中国税関当局との調整、連携を強化し、出入国地点の特定、対象の絞り込みとプロファイリング、および国境を越えた象牙取引犯罪に関与する者が悪用する可能性のある手段等の分析を含む、効果的法執行のための二国間戦略を策定すること
 - b. 環境省と経済産業省、観光業界、象牙を販売するプラットフォームを提供する事業者は連携して、空港、骨董市場、観光エリア、百貨店等で、外国人客による象牙の違法輸出防止に有効な注意喚起を実施すること（例：「象牙の国外持ち出しは違法」と表示した標識の義務化など）
 - c. 経済産業省、地方自治体、業界団体などの関連組織は、古物業界および観光業界を中心に、象牙を扱う事業者に対する監視を強化し（例えば、内部規則や一般市民・同業者の通報制度を通してなど）、これら事業者による、違法輸出につながる象牙製品の外国人客への販売を防止すること
 - d. 経済産業省は、日本全国の非常設の骨董フェアや蚤の市の主催者への周知を通して、象牙取引に対する規制の遵守を徹底し、違法な営業が確認された事業者には行政処分などの罰則を科すこと
2. 違法もしくは無規制に行われる取引を排除するために
 - a. 環境省および経済産業省は、警察と連携し、違法取引が発生する可能性の高いオークションや骨董市場などを対象に、全形象牙の違法取引および違法な事業者の一斉取り締まりを全国で実施し、違反者を厳格に処罰すること
 - b. 環境省は、全形象牙の登録データベースを監査し、すべての登録牙と所有者情報の変更を含む取引記録の整合性を確認し、疑義のあるものについては、違法取引または違法輸出の可能性も考慮した厳格な背景調査を実施すること
 - c. 環境省、経産省、およびeコマース企業は、インターネット上でのすべての象牙取引を禁止する措置を導入すること
 - d. 財務省は（税関を通して）、象牙の違法輸出入防止のための効果的な監視体制を構築すべく、現状の監視体制を検証し、改善に向けた断然たる措置をとること

密猟または違法取引に寄与しない狭い例外を除く国内取引の停止

3. 日本政府は、国内取引停止に必要なあらゆる法律、規制、および法執行手段とともに、ワシントン条約決議10.10（CoP17で改正）に明記される「密猟または違法取引に寄与しない狭い例外」の検討を開始すること。プロセスを円滑化するために、下記の点を考慮すること
 - a. 野生生物の違法取引撲滅に向けたハイレベル政策を策定して、関係省庁・機関における本課題の優先度の引き上げと連携を促進すること
 - b. 現在すでに違法輸出に寄与する取引形態で厳格な管理が困難とされるものについては、直ちにそれを停止すること

- c. 環境省と経済産業省は、「適正な象牙取引の推進に関する官民協議会」などを通して、国内の様々なステークホルダーを交え、文化的価値や代替材の有無などの要素を考慮した上で容認できる「狭い例外」の検討を開始すること
 - d. いかなる狭い例外も密猟または違法取引に寄与してはならないことから、ワシントン条約決議10.10（CoP17で改正）で認められる狭い例外の取引を管理するための包括的かつ執行力のある規制措置を確立すること
 - e. 狭い例外を除く国内取引の停止に必要な規制措置は、2019年のワシントン条約第18回締約国会議までに計画が策定され、その実施については2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを目標とすること
4. 上記の措置が実施されるまで、違法もしくは無規制に行われる国内取引を排除し、全形象牙の国内在庫の流出を防止するため、経済産業省と環境省は、下記の規制面、執行面の措置を講じること
- a. 2018年の改正種の保存法の施行により届出事業者の管理が登録制度に移行するにあたり、経済産業省は、古物・骨董業者を中心に、厳格な審査を実施すること
 - i. 過去の取引記録に疑義のある事業者の登録を不可とすること
 - ii. これまでに無登録の全形象牙の違法取引、もしくは届出事業者の遵守義務違反の疑いをもたれた事業者については、その取引記録を精査し、違法輸出または違法輸入とのつながりに関する疑いがないことを確認すること
 - b. 環境省は、法的措置をもって
 - i. 国内にあるすべての個人・法人所有の全形象牙の義務登録を、一定期間内（例：1年間）に完了し、それ以降の新規登録を認めないこと
 - ii. 登録牙のトレーサビリティとマーキングのメカニズムを確立し、それらの取引については、義務登録の完了後の一定期間内に限り、あらかじめ指定された場所と事業者による取引のみとすること

参考文献

*Translation of the titles was tentatively done by the authors.

- Anon. (2017a). 第193回国会参議院環境委員会議録第15号 [Committee on Environment #15] (in Japanese). House of Councillors, 193 Sess.
- Anon. (2017b). 第193回国会衆議院環境委員会議録第14号 [Committee on Environment #14] (in Japanese). House of Representatives, 193 Sess.
- Asahi Shimbun (2007). 「象牙密輸」荷受け側の日本人男に有罪判決、大阪地裁 [A Japanese man convicted as a receiver of “ivory smuggling”, Osaka District Court] (in Japanese). *Asahi Shimbun*, 10 July 2007.
- Asahi Shimbun (2016). 無登録で象牙売買した疑い 警視庁、3人書類送検へ [The Tokyo Metropolitan Police sent three people to prosecutors’ office for trading unregistered tusks] (in Japanese). <http://www.asahi.com/articles/ASJBR5R00JBRUTIL026.html>. *Asahi Shimbun*, 24 October 2017.
- Changcheng Web (2016). 石家庄海关破获逾百公斤象牙制品走私大案 [Shijiazhuang Custom solved a big smuggling case of more than a 100 kg ivory products] (in Chinese). <http://report.hebei.com.cn/system/2016/08/15/017192677.shtml>. *Changcheng Web*, 15 August 2016.
- CITES (2016). *Resolution Conf. 10.10 (Rev. CoP17) Trade in elephant specimens*. CITES Secretariat, Geneva, Switzerland.
- CITES (2017a). *National Ivory Action Plans Process: Report of the Working Group on National Ivory Action Plans*. SC69 Com. 7. CITES Secretariat, Geneva, Switzerland.
- CITES (2017b). *Species specific matters: Elephants (Elephantidae spp.) Implementing Aspects of Resolution Conf.10.10 (Rev.CoP17) on the Closure of Domestic Ivory Markets*. SC69 Doc. 51.2. CITES Secretariat, Geneva, Switzerland.
- Department for Environment Food and Rural Affairs (2017). Environment Secretary proposes a ban on ivory sales to help bring an end to elephant poaching. <https://www.gov.uk/government/news/government-sets-out-plans-for-ivory-ban>. 6 October 2017.
- Gendai Publishing (2017). 楽天市場、イオンモールが象牙販売禁止へ [Rakuten-Ichiba and AEON mall to ban ivory sales] (in Japanese). *Gendai Insho*, 552: 8–9.
- Government of Japan Cabinet Office (2016). 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) [Vision for Tourism Supporting Japan’s Tomorrow (Decisions from 30 March 2016 Design Council)] (in Japanese). https://www.nikkei.com/article/DGXLASF30H17_Q6A330C1000000/.
- Ishihara, A., K. Kanari, T. Saito and S. Takahashi (2010). *State of Wildlife Trade in Japan*. TRAFFIC, Tokyo, Japan.
- Japan National Tourism Organization (2017). 統計データ(訪日外国人・出国日本人) [Statistics for the number of visiting foreign nationals and the number of Japanese visiting foreign countries] (in Japanese). https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/. Accessed on 12 October 2017.
- Kitade, T. (2017). *An updated review of online ivory trade in Japan*. TRAFFIC, Tokyo.
- Kitade, T. and A. Toko (2016). *Setting Suns: the Historical Decline of Ivory and Rhino Horn Markets in Japan*. TRAFFIC, Tokyo.
- Kramer, R., R. Sawyer, S. Amato and P. LaFontaine (2017). *The US elephant ivory market: A new baseline*. TRAFFIC, Washington, DC.
- Krishnasamy, K., T. Milliken and C. Savini (2016). *In Transition: Bangkok’s Ivory Market – An 18-month survey of Bangkok’s ivory market*. TRAFFIC, Petaling Jaya, Selangor, Malaysia.
- Kyodo News (2007). 象牙密輸で岡山の業者起訴 [A company in Okayama prosecuted for ivory smuggling] (in Japanese). *Kyodo News*, 21 June 2007.
- Lau, W., V. Crook, L. Musing, J. Guan and L. Xu (2016). *A rapid survey of UK ivory markets*. TRAFFIC, Cambridge, UK.
- Liu, H. (2015). Trafficking market goes wild in Vietnam. <https://oxpeckers.org/2015/11/trafficking-market-goes-wild-in-vietnam/>. Accessed on 11 November 2017.

- Mainichi Shimbun (2017). 象牙取引の古物業者ら不起訴処分 [Ivory trading antique companies not prosecuted] (in Japanese). *Mainichi Shimbun*, 30 August 2017.
- Matsumoto, T. (2015). 日本におけるインターネットでの象牙取引：現状と対策 [Online Ivory Trade in Japan] (in Japanese). TRAFFIC East Asia-Japan, Tokyo, Japan. http://trafficj.org/publication/15_The_Ivory_Trade_on_Internet_in_Japan.pdf.
- Milliken, T., R. W. Burn and L. Sangalakula (2009). *The Elephant Trade Information System (ETIS) and the Illicit Trade in Ivory*. CoP15 Doc. 44.1 Annex. CITES, Geneva, Switzerland.
- Milliken, T., R. W. Burn, F. M. Underwood and L. Sangalakula (2013). *Interpretation and implementation of the Convention, Species trade and conservation, Elephants. Monitoring of illegal trade in ivory and other elephant specimens*. ETIS report of TRAFFIC. CoP16 Doc.53.2.2. CITES, Geneva, Switzerland.
- Milliken, T. and T. Kitade (2017). *Emerging Dynamics of Illegal Ivory Export from Japan: Insights from ETIS data and market monitoring*. TRAFFIC, unpublished report.
- Milliken, T., F. M. Underwood, R. W. Burn and L. Sangalakula (2016). *The Elephant Trade Information System (ETIS) and the Illicit Trade in Ivory: A report to the 17th meeting of the Conference of the Parties to CITES*. CITES Secretariat, Geneva, Switzerland.
- Ministry of Economy Trade and Industry (2016). 象牙製品製造業者に対する処分を行いました [Administrative actions were taken to an ivory manufacturer] (in Japanese). <http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160902001/20160902001.html>. 2 September 2016.
- Ministry of Economy Trade and Industry (2017). 象牙製品小売り業者に対する処分を行いました [Administrative actions were taken to an ivory retailer] (in Japanese). <http://www.kanto.meti.go.jp/annai/hodo/data/20170825kaneko.pdf>. Accessed on 25 August 2017.
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2016). ワシントン条約第17回締約国会議 概要と評価 [CITES CoP17 Summary and Assessment] (in Japanese). http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ge/page24_000802.html. Accessed on 11 October 2017.
- Nikkei Shimbun (2007). 象牙密輸容疑で会社社長ら逮捕 [Company CEO and others arrested for alleged ivory smuggling] (in Japanese). *Nikkei News*, 31 October 2007.
- People's Court Daily (2013). 网购象牙避海关监管 金额过亿元八人获刑 [Purchase ivory online to avoid monitoring from customs, the ivory worth more than 100 million yuan and eight people were punished] (in Chinese). http://rmfyb.chinacourt.org/paper/html/2013-10/24/content_71951.htm. *People's Court Daily*, 24 October 2013.
- Public-Private Council for the Promotion of Appropriate Ivory Trade Measures (2016). *Report of the Public-Private Council for the Promotion of Appropriate Ivory Trade Measures Current State and Further Efforts Regarding Ivory Trade in Japan*. Ministry of the Environment, Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo.
- Public-Private Council for the Promotion of Appropriate Ivory Trade Measures (2017). *A Follow-up Report of the Public-Private Council for the Promotion of Appropriate Ivory Trade Measures Current State and Further Efforts Regarding Ivory Trade in Japan*. Ministry of the Environment, Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo.
- Sakamoto, M. (2013). 'What Lies Beneath' Exposing the Loopholes Within Japan's Control of Internal Ivory Trade. Japan Tiger and Elephant Fund, Japan. <http://www.jtef.jp/english/graph/2013WhatLiesBeneath.pdf>.
- Sankei Shimbun (2007). 密輸象牙2.8トン公開 大阪税関、過去最大の押収量 [2.8 t of smuggled ivory revealed, Osaka Customs, the largest ever seizure] (in Japanese). *Sankei Shimbun*, 1 March 2007.
- Sankei Shimbun (2011). 無登録の象牙を仕入れる 国内トップ企業経営者ら逮捕 警視庁 [Purchasing unregistered ivory, top domestic company CEO and others arrested, Tokyo Metropolitan Police] (in Japanese). *Sankei Shimbun*, 11 May 2011.
- Sankei Shimbun (2016). 無登録「象牙」ネット売買、「種の保存法違反」容疑で神戸のリサイクル会社従業員ら3人書類送検 [Unregistered "ivory" traded online, 3 people including a worker at Kobe recycling shop sent to prosecutor's office for alleged violation of "LCES"] (in Japanese). <http://www.sankei.com/west/news/161024/wst1610240029-n1.html>. *Sankei Shimbun*, 24 October 2016.
- Tokyo Shimbun (2016). 象牙無登録売買摘発 ネット取引急増 抜け穴に [Trade of unregistered ivory exposed: loophole in increased online trading] (in Japanese). *Tokyo Shimbun*, 16 September 2016.

- State Council Office (2016). 国务院办公厅关于有序停止商业性加工销售象牙及制品活动的通知国办发〔2016〕103号 [Circular of the General Office of the State Council on Phasing out the Commercial Processing and Sales of Ivory and Ivory Products] (in Chinese). http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-12/30/content_5155017.htm. 30 December 2016.
- State Forestry Agency (2017). 公告：国家林业局公告（2017年第8号）（分期分批停止商业性加工销售象牙及制品活动的定点加工单位和定点销售场所名录） [Document No.8. List of closed accredited ivory processing and selling outlets] (in Chinese). <http://www.forestry.gov.cn/main/4461/content-960596.html>.
- TRAFFIC (2013). Japan and Russia increase penalties for wildlife crimes. <http://www.traffic.org/home/2013/4/19/japan-and-russia-increase-penalties-for-wildlife-crimes.html>. 19 April 2013.
- TRAFFIC (2015a). Beijing Forest Police smash major wildlife trafficking ring. <http://www.traffic.org/home/2015/10/12/beijing-forest-police-smash-major-wildlife-trafficking-ring.html>. 12 October 2015.
- TRAFFIC (2015b). China and US pledge to end domestic ivory trade is huge boost in fight against elephant poaching. <http://www.traffic.org/home/2015/9/26/china-and-us-pledge-to-end-domestic-ivory-trade-is-huge-boos.html>. 26 September 2015.
- TRAFFIC (2015c). Thailand's largest ivory seizure stark reminder of need for continued vigilance. <http://www.traffic.org/home/2015/4/21/thailands-largest-ivory-seizure-stark-reminder-of-need-for-c.html>. 21 April 2015.
- TRAFFIC (2016). China to ban domestic ivory trade by end of 2017 in huge boost for Africa's elephants. <http://www.traffic.org/home/2016/12/31/china-to-ban-domestic-ivory-trade-by-end-of-2017-in-huge-boo.html>. 31 March 2017.
- TRAFFIC (2017a). European Union suspends the re-export of raw ivory. <http://www.traffic.org/home/2017/5/17/european-union-suspends-the-re-export-of-raw-ivory.html>. 17 May 2017.
- TRAFFIC (2017b). Ivory seizure exposes Japan's lax domestic ivory trade controls. <http://www.traffic.org/home/2017/6/23/ivory-seizure-exposes-japans-lax-domestic-ivory-trade-contro.html>. 23 June 2017.
- TRAFFIC (2017c). Japan tightens wildlife trade regulations. <http://www.traffic.org/home/2017/6/9/japan-tightens-wildlife-trade-regulations.html>. 9 June 2017.
- TRAFFIC (2017d). Japan's e-commerce giant Rakuten to end online ivory sales. <http://www.traffic.org/home/2017/7/10/japans-e-commerce-giant-rakuten-to-end-online-ivory-sales.html>. 10 July 2017.
- TRAFFIC (2017e). TRAFFIC recommends rapid phase out of local ivory trade in Hong Kong. <http://www.traffic.org/home/2017/6/5/traffic-recommends-rapid-phase-out-of-local-ivory-trade-in-h.html>. 5 June 2017.
- TRAFFIC Japan (2011). 国内の大手象牙印材販売会社による違法取引：日本の重い責任 [Illegal trade by the largest domestic ivory hanko retailer: the heavy weight of Japan's responsibility] (in Japanese). <http://www.trafficj.org/press/smuggling/j110519ivory.html>. 19 May 2011.
- Vigne, L. and E. Martin (2010). Consumer Demand for Ivory in Japan Declines. *Pachyderm*, 47(January–June 2010): 45–54.
- Vigne, L. and E. Martin (2017). *The Ivory Trade of Laos: Now the Fastest Growing in the World*. Save the Elephants, Nairobi, Kenya.
- WWF Japan (2017a). メルカリが象牙製品の取引を全面禁止 [Mercari bans ivory trade] (in Japanese). <https://www.wwf.or.jp/activities/2017/11/1394410.html>. 7 December 2017.
- WWF Japan (2017b). 国内での象牙取引で違法事例再び 古物商ら12人が書類送検されるも不起訴に [Another domestic illegal ivory trade: 12 people including antiques dealers busted but ended in nonprosecution] (in Japanese). <https://www.wwf.or.jp/activities/2017/08/1381830.html>. October 2017.
- Yomiuri Shimbun (2013). 象牙売買、3人書類送検へ 種の保存法違反容疑 [Three charged with ivory trade under suspicion of violation of law for the conservation of wildlife] (in Japanese). *Yomiuri Shimbun*, 9 April 2013.
- Zhejiang Electronic Port (2012). 杭州海关斩断走私贩卖象牙黑链 [Hangzhou Custom cut a black chain of ivory smuggling] (in Chinese). http://www.zjport.gov.cn/detail/article/2012_2/6_18/2019495_1.shtml. *Zhejiang Electronic Port*, 8 June 2012.

付表

付表1. 2017年8月に連絡をして、詳細に調べたオークションハウスのリスト

オークションハウス	場所	説明	オンライン参加
SBIアートオークション	東京	近／現代美術品	ある
A.C.N.ART AUCTION	東京	近／現代美術品：日本画、掛軸、油絵、水彩画、版画	ある
アートマスターズ	東京	日本画、西洋画、版画、現代美術、中国の古書と絵画、彫刻、陶磁器、アンティーク、宝飾品、時計	ある
エスト・ウェストオークションズ	東京、香港	アールデコ、アールヌーボー、ベネチアングラス、西洋装飾美術、宝飾品と時計、版画と複製画、アガールウッド、中国／韓国／日本の骨董品	ある
Shinowa Auction	東京	現代美術品：日本画、西洋画、彫刻、現代陶芸、宝飾品と時計、西洋美術、ワイン	ない
i ART auction	東京	日本美術品、西洋美術品、宝飾品、中国美術品、現代美術品	ない
オーガーオークション	不明	現代美術品：絵画、版画、彫刻 *2017年9月をもって業務終了	ない
サコダアートオークション	神戸	日本画、西洋画、版画、茶道具、工芸品	ない
CBAアートオークション	東京	日本画、油絵、版画、水彩画、素描、彫刻、陶磁器、書(道)	ある
MALLET JAPAN	東京	絵画	ない
毎日オークション	東京、大阪	ファインアート、装飾美術、日本の骨董品、宝飾品、時計	ある
古裂會	京都	日本の骨董品	ない

付表2. 2017年6月から8月に調査した4カ所の屋内骨董フェアの象牙取扱量

屋内骨董フェア*	ブース数	象牙を販売していたブースの数(%)	別のフェアでも象牙を販売していたブースの数(%)	象牙製品の数	ブース当たりの製品の平均数	ブース当たりの製品数の範囲
東京1	346	146 (42%)	36 (25%)	2,195	15.0	1-462
東京2	237	96 (41%)	49 (51%)	1,641	16.6	1-462
埼玉	176	37 (21%)	22 (59%)	574	15.5	1-88
京都	391	142 (36%)	64 (45%)	1,415	10.0	1-88
合計 重複なし	不明 †	326	77 (24%)	4,200 ‡	不明	不明

*調査場所については、表1に記載。

†ブースの重複を調べたのは、象牙を販売しているブースだけで、フェアに出店していた他のブースは調べていない。

‡データは、3軒のブースを除く全ブースから集めた。1軒のブースが、2つ以上のフェアに出店していた場合は、重複して数えることを避けるために、そのブースに並べられていた数が最も多いフェアの製品数を対象とした。複数のフェアに出店するブースの品ぞろえは調査期間、大体において、同じであるようにみえたが、こうしたブースが新しい製品を展示していた可能性もあり、合計数は、控えめに見積もった数字となる。

付表3. 2017年7月に調査した3カ所の屋外骨董市の象牙取扱量

屋外骨董市*	骨董品を 販売していた 露店の おおよその数	象牙を 販売していた 露店の数 (%)	象牙製品の数	露店当たりの 製品の平均数	露店当たりの 製品数の範囲
東京	120	42 (35%)	237	5.6	1-27
京都	75 †	20 (27%)	118	5.9	1-26
大阪	56 †	13 (23%)	41	3.2	1-15
合計 ‡	251	75 (30%)	396	不明	不明

*調査場所については、表1に記載。

†飲食を販売している露店を含めた総数は非常に多く、京都が約1,000軒、大阪が200軒であった。

‡3つの市で、調査チームが把握できる範囲で露店の重複は見られなかった。

付表4. 2017年7月に調査した、4カ所の骨董・古美術街の象牙取扱量

骨董・古美術街*	調査した 店の数 †	象牙を 販売していた 店の数 (%)	象牙製品の数	店当たりの 製品の平均数	店当たりの 製品数の範囲
東京	27 †	4 ‡ (15%)	195	48.8	2-178
京都1	31	8 (26%)	105	13.1	2-46
京都2	19	5 (26%)	118	23.6	1-67
大阪	33	12 (36%)	129	10.8	1-56
合計	110	29 (26%)	547	不明	不明

*調査場所については、表1に記載。

†骨董・古美術街の店の数に、調査日に営業をしていなかった店は、窓から中の様子を観察することができた場合を除き、含まれていない。

‡1つの店は、15以上のブースが集まるアンティークモールで、さらにこれを上回る数の出品者がショーケースを共有していた。表では、これを1つの店とカウントしている。

付表5. 2017年6月～8月に屋内骨董フェアに出品されていた象牙製品の価格帯

製品	円	補足説明
根付		
根付	12,000-370,000	
彫刻と置物		
置物 大(>20cm)	65,000-2,400,000	
置物 中(10～20cm)	30,000-2,500,000	
置物 小(<10cm)	6,500-3,800,000	置物(小) 一組(20個)
装身具		
ネックレス	3,000-315,000	
イヤリング	2,000-98,000	
ブローチ	10,000-580,000	
バングル	5,000-170,000	
ブレスレット	130,000	
指輪	3,000-95,000	
帯留め	27,000-350,000	
ループタイ	68,000	
家庭用品と身の回り品		
身の回り品		
ブラシ	15,000-18,000	
くしと髪留めのセット	18,000-150,000	
ボタン	112,000	
スカートクリップ	39,000	
オペラグラス	20,000	
小銭入れ	129,000	
入れ物	9,000-280,000	
印籠	35,000-450,000	
ビルケース	23,000-72,000	
日用雑貨		
耳かき	1,500	
ストラップ	5,800-16,000	
ハンコ	3,500	
食卓用品		
箸	8,500-22,000	一膳
ナイフとフォーク	58,000	12組と5組のセット
ナブキンリング	3,900	
喫煙具		
パイプ	15,000-35,000	
パイプケース	60,000	
文具		
ペーパーナイフ	25,000-80,000	
万年筆	25,000	
室内娯楽用具		
麻雀パイ	680,000	

製品	円	補足説明
楽器		
撥 (バチ)	3,000-9,5000	
琴柱	25,000-65,000	
茶道具		
茶入れの蓋	3,500-40,000	
茶皿	45,000-92,000	
茶杓	8,500-28,000	
半加工品		
半加工品	500-4,000	端材は50円／g
全形象牙		
全形象牙	28,000-1,200,000	60,000円／kg



トラフィックは、
野生生物の取引監視ネットワークとして、
生物多様性の保全と持続可能な発展のために
国際的に活動する世界有数のNGOです。

トラフィック・ジャパンオフィス
〒105-0014
東京都港区芝3-1-14 芝公園阪神ビル6階

Tel: 03-3769-1716
Fax: 03-3769-1717
E-mail: TEASjapan@traffic.org
Website: www.trafficj.org

UK Registered Charity No. 1076722
Registered Limited Company No. 3785518.



This report was published
with the special support from

